

柳井市地域防災計画

資料編

令和7年度  
(令和7年11月)

柳井市防災会議



目 次

	[風水害等対策編] 第1部 第1章 第1節	
	[震災対策編] 第1部 第1章 第1節	
□柳井市防災会議条例.....		1
	[風水害等対策編] 第2部 第1章 第4～6節	
	[震災対策編] 第2部 第1章 第4、6節	
□柳井市ハザードマップ一覧.....		3
	[風水害等対策編] 第2部 第1章 第7節	
	[震災対策編] 第2部 第1章 第5節	
□危険物関係（貯蔵所、事業所等一覧） .....		4
	[風水害等対策編] 第2部 第1章 第11節	
	[震災対策編] 第2部 第1章 第10節	
□要配慮者利用施設一覧（医療機関を除く） .....		8
□浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧 .....		11
□高潮・津波浸水想定区域内要配慮者施設一覧 .....		13
□土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧 .....		16
	[風水害等対策編] 第2部 第1章 第14節	
	[震災対策編] 第2部 第1章 第13節	
□山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（県及び県内市町） .....		18
□山口県内広域消防相互応援協定書（県、県内市町及び消防一部事務組合） .....		20
□山口県消防防災ヘリコプター応援協定（県、県内市町及び消防一部事務組合） .....		31
□市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（21市1町） .....		33
□瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（78市町村） .....		36
□災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局） .....		39
□災害時における柳井市内郵便局、柳井市間の相互協力に関する覚書（市内郵便局） ..		40
□指定緊急避難場所に係る覚書（柳井商工高等学校） .....		41
□液化天然ガス施設災害防止協定書（中国電力株式会社） .....		43
□災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書 （中国電力ネットワーク株式会社柳井ネットワークセンター） .....		45
□災害防止協定書（山口合同ガス株式会社） .....		47
□大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（柳井市建設業協同組合） .....		49
□応急対策業務の実施に関する覚書（柳井市建設業協同組合） .....		51
□災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書 （マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ミコー食品、株式会社フジ、株式会社丸 久、生活協同組合コープやまぐち、株式会社イズミ、株式会社ミスターマックス・ホ ールディングス、株式会社ナフコ、山口県東部ヤクルト販売株式会社、株式会社コス モス薬品） .....		53
□災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書（山口県行政書士会） .....		73

□災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	74
□特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社山口支店）	76
□災害時における物資の供給に関する協定書（山口県LPガス協会柳井支部）	78
□災害時における物資供給に関する協定書 （NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社ジュンテンドー）	79
□黒杭川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定書 （山口県柳井土木建築事務所）	82
□災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	84
□柳井市公共施設の屋根等を活用した太陽光発電事業に係る基本協定書 （株式会社ウエストエネルギーソリューション）	86
□災害時における雨水ポンプ場応急対策の協力に関する協定 （株式会社クボタ中四国支社、シンフォニアテクノロジー株式会社中国営業所、株式 会社ミヅタ山口営業所、株式会社日立インダストリアルプロダクツ中国営業所）	91
□災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書 （守常レンタルリース株式会社、山陽リース株式会社、光東株式会社）	99
□災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書 （柳井市し尿収集運搬許可業者（トキワ産業有限会社・株式会社柳井環境メンテック・ 株式会社大島技研））	102
□柳井市・日本下水道事業団災害支援協定（日本下水道事業団）	104
□災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定 （一般社団法人山口県産業ドローン協会）	107
□山口県市町情報システム共同利用災害基本協定書（4市1町）	109
□災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関する協定書 （セツカートン株式会社、レンゴー株式会社 防府工場、王子コンテナ株式会社 防府工場）	110
□柳井市及び大塚製薬株式会社の包括連携に関する協定書（大塚製薬株式会社）	116
□柳井市と株式会社ピアレスとの包括連携に関する協定	117
□柳井川水系治水協定（県、ダム管理者及び関係利水者）	118
□災害時における家電製品等の確保に関する協定書（エディオン柳井店）	120
□災害時における応急対策の協力に関する協定（株式会社荏原製作所中国支社）	121
□災害時における物資等の輸送に関する協定書（福山通運株式会社）	122
□電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定 （日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社）	124
□災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書（株式会社デベロップ）	127
□柳井市と山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部との包括連携協定 （山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部）	129
□災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社キロク平生営業所）	131
□災害時におけるバス利用に関する協定書（株式会社アサヒ観光）	133
□災害対策に関する覚書（アサヒ飲料株式会社、藤山珈琲合同会社）	134

[風水害等対策編] 第2部 第2章 第1 第1節

[震災対策編] 第2部 第2章 第1 第1節

□柳井市災害対策本部条例	135
--------------	-----

	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第2 第1節	
	[震災対策編] 第2部 第2章 第2 第1節	
□柳井港及び付近海域台風・津波対策協議会会則		136
	[風水害等対策編] 第2部 第3章	
□地滑り防止区域関係（砂防課関係）		142
□土石流災害危険区域関係		143
□砂防指定関係災害危険区域関係		145
□急傾斜地崩壊危険区域		147
□がけ地崩壊危険区域関係		151
□危険区域		152
1 重要水防箇所、2 暴風、高潮による孤立危険区域（海岸・島嶼部）		
3 大雨による孤立危険区域、4 危険ため池一覧表、5 防災重点ため池一覧表		
□山地災害危険地区一覧表		156
□土砂災害警戒区域一覧表		159
□水防用備蓄器具・備蓄資材一覧表		168
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第2 第4節	
	[震災対策編] 第2部 第2章 第2 第4節	
□県内広域消防応援の要請（様式1）		169
□緊急消防援助隊応援要請連絡（様式1－2）		170
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第2 第6節	
	[震災対策編] 第2部 第2章 第2 第6節	
□指定緊急避難場所・指定避難所		171
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第2 第8節	
	[震災対策編] 第2部 第2章 第2 第8節	
□自衛隊災害派遣要請関係様式		174
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第2 第12節	
	[震災対策編] 第2部 第2章 第2 第12節	
□医療機関一覧		176
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第2 第14節	
	[震災対策編] 第2部 第2章 第2 第14節	
□臨時ヘリポート予定地		178
□山口県緊急輸送道路ネットワーク図		179
□緊急輸送道路路線一覧		180
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第3 第3節	

	[震災対策編] 第2部 第2章 第3 第3節	
□災害救助法適用時の救助の程度、方法及び期間 .....		181
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第3 第4節	
	[震災対策編] 第2部 第2章 第3 第4節	
□避難者名簿関係 .....		185
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第4 第1節	
□岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会会則 .....		189
	[風水害等対策編] 第2部 第2章 第4 第3節	
□米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約 .....		196
	[風水害等対策編] 第3部 第1章 第1節	
	[震災対策編] 第3部 第1章 第1節	
□罹災証明関係様式 .....		209

## □ 柳井市防災会議条例

平成17年2月21日

条例第132号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、柳井市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柳井市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者2人
  - (2) 山口県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者4人
  - (3) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者1人
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者11人以内
  - (5) 教育長
  - (6) 柳井地区広域消防組合消防長及びその指名する職員1人
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者8人以内
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者5人以内
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、防災上、市長が特に必要と認める職にある者
- 6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、

会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日条例第 10 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日条例第 21 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の柳井市防災会議条例第 3 条第 5 項第 9 号の規定により最初に委嘱される委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 5 月 24 日までとする。

□ 柳井市ハザードマップ一覧

名 称	内 容
柳井市 (柳井川・土穂石川・灸川・ 田布施川) 洪水ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：令和3年3月25日</li> <li>水系名、河川名は柳井川</li> <li>流域全体に総雨量557mm/日、想定最大規模降雨</li> <li>治水施設に黒杭川ダムを考慮</li> <li>柳井川氾濫区域の浸水深を25mメッシュ毎計算。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：令和3年3月25日</li> <li>水系名、河川名は土穂石川</li> <li>流域全体に総雨量557mm/日、想定最大規模降雨</li> <li>土穂石川氾濫区域の浸水深を25mメッシュ毎計算。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：令和3年3月25日</li> <li>水系名は田布施川、河川名は灸川</li> <li>流域全体に総雨量532mm/日、想定最大規模降雨</li> <li>田布施川水系灸川氾濫区域を25mメッシュ毎計算。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：令和3年3月25日</li> <li>水系名は田布施川、河川名は灸川</li> <li>流域全体に総雨量532mm/日、想定最大規模降雨</li> <li>田布施川水系灸川氾濫区域を25mメッシュ毎計算。</li> </ul>
地震防災マップ ゆれやすさマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：平成22年7月22日(平成27年12月一部改訂)</li> <li>柳井市への影響が大きいと考えられる地震の揺れを想定し、避難場所の情報などと合わせてマップに示したもの。</li> <li>大竹断層、安芸灘～伊予灘、東南海・南海、中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部～伊予灘)において地震が起きることを想定し、その震度を色で表示。</li> </ul>
土砂災害ハザードマップ (柳井地区) (伊陸・柳井北部地区) (日積地区) (余田・新庄地区) (伊保庄地区) (阿月地区) (平郡地区) (大島地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：平成28年4月14日(最終配布)</li> <li>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、山口県知事が、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命と身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域地域を土砂災害警戒区域として、また、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される地域を土砂災害特別警戒区域として指定。</li> <li>急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流による警戒区域等を8地区に分けて掲載し、土砂災害に関する知識と情報収集手段等を併記。</li> </ul>
高潮ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：令和5年3月(最終配布)</li> <li>台風などの影響により、海面が異常に上昇し、堤防を越えた場合の浸水想定結果に基づいて、浸水が想定される区域や浸水の程度、避難場所等を示したもの。</li> </ul>
ため池ハザードマップ 大迫ため池(新庄) 宮ヶ原ため池(伊陸) 井戸の池(余田) 小路の池・箕越ため池(余田) 西山のため池(余田) 富農勢池(余田) 大新池(余田) 藤の木(伊陸) 平松1ため池(伊陸) 坂川溜池(日積) 下村の池(柳井) 畑の池(柳井) 水越池(新庄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布日：令和3年6月24日(最終配布)</li> <li>ため池の決壊と併せて概ね200年に一度の日雨量(338mm/日)から推定される洪水が流れ出た場合に、浸水深さが概ね50cm以上となると想定される区域をマップに示したもの。</li> </ul>

ビシャモン池 (伊保庄)	
津波ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配布日：平成 27 年 6 月 25 日</li> <li>・津波防災地域づくりに関する法律に基づき山口県が指定した「津波災害警戒区域」を浸水深ごとに着色し、避難に関する情報などと併せて記載。</li> <li>・浸水想定における最高津波水位は、T.P. (東京湾平均海面) 3.8m を想定。</li> </ul>

□ 危険物関係 (貯蔵所、事業所等一覧 (令和 7 年 9 月末現在))

○ 危険物 (屋外タンク) 貯蔵所所在一覧

名 称	所在地	貯蔵危険物	タンク容量	タンク(数)	適応消火薬剤
柳井化学工業(株)柳井本社工場	柳井 1582-4	第一石油類	97,000	1	泡、CO2、粉末
			82,900	1	
			50,000	1	
			49,000	2	
			30,000	3	
		第二石油類	29,650	1	
			15,000	2	
		アルコール類	98,000	2	耐アルコール性 泡、CO2、粉末
			79,200	1	
			50,000	1	
			15,000	1	
		第三石油類	49,000	1	泡、CO2、粉末
			30,000	1	
25,400	1				
300,000	1				
柳井化学工業(株)	柳井岸の下 134-97	特殊引火物	38,900	6	(水で被覆)、CO2
広島ゼネラル	柳井岸の下 134-99	第二石油類	115,000	1	泡、CO2、粉末
		第二石油類	84,900	1	
		第三石油類	498,000	2	
三新化学工業(株)柳井工場	柳井 150	特殊引火物	6,500	1	(水で被覆)、CO2
		第三石油類	6,000	1	泡、CO2、粉末
カワノ工業 (株)	柳井 1716	第三石油類	9,500	1	泡、CO2、粉末
		第三石油類	10,000	1	
中国電力(株)柳井発電所	柳井宮本塩浜 1578-8	第二石油類	75,000	1	
東山口アスコン	柳井 6555-1	第三石油類	19,500	1	
山口県農業協同組合	余田 3512-1	第二石油類	4,000	1	
山口県漁業協同組合平郡支店	平郡 2429-4	第二石油類	9,800	1	
		第三石油類	15,000	1	
	平郡 4330-1	第二石油類	13,600	1	
		第三石油類	8,600	1	

○ 危険物（地下タンク）貯蔵所所在一覧

名 称	所 在 地	貯蔵危険物	タンク容量	タンク(数)	適応消火薬剤
西日本電信電話(株) 柳井支店	中央一丁目 7-1	第二石油類	10,000	1	泡、CO2、粉末
あさひ製菓(株)	柳井 5275	第二石油類	10,000	1	
サンビームやない	柳井 3670-1	第三石油類	4,000	1	
まつかぜ	余田 3718	第三石油類	3,000	1	
ゆめタウン柳井	南町四丁目 5-3	第三石油類	20,000	1	
恵愛会柳井病院	柳井 1478-1	第三石油類	15,000	1	
特別養護老人ホーム伊保庄園	伊保庄 1-2	第三石油類	6,000	1	
国立病院機構柳井医療センター	伊保庄 95	第三石油類	10,000	2	
市学校給食センター	伊保庄 4907-16	第三石油類	7,000	1	
周東環境衛生組合	南浜 4-5-13	第三石油類	10,000	1	
周東総合病院	古開作 1000-1	第三石油類	20,000	2	
周東総合病院	古開作 1000-1	第三石油類	30,000	1	
土穂石川排水機場	南浜 3-2-2	第三石油類	20,000	1	
柳井カントリー倶楽部	日積 12372-1	第三石油類	6,000	1	
(株)柳井クルーズホテル	南町四丁目 1-1	第三石油類	8,000	1	
柳井市斎苑	新庄 689-1	第二石油類	4,000	1	
日積浄水場	日積 3484	第三石油類	4,000	1	
柳井川排水機場	北浜 2725-11	第三石油類	45,000	1	
アクアヒルやない	新庄 1326-1	第二石油類	10,000	1	
ベルダ(株)	神代 4107-1	第二石油類	30,000	2	
古開作雨水ポンプ場	南浜 2-2	第三石油類	10,000	1	
柳井警察署	南町 2-4-18	第三石油類	4,000	1	
(有)金井石油店	柳井 4741-1	第三石油類	19,980	1	
柳井市東土穂石雨水ポンプ場	古開作 491	第三石油類	5,000	1	

○ 危険物（屋内タンク）貯蔵所所在一覧

名 称	所 在 地	貯蔵危険物	タンク容量	タンク(数)	適応消火薬剤
中国電力(株)柳井発電所	柳井宮本塩浜 1578-8	第一石油類	2,600	1	泡、CO2、粉末
山口合同ガス	柳井宮本塩浜 1574-45	第一石油類	3,000	1	

○ 危険物関係主要事業所一覧

業態	事業所名	所 在 地	貯蔵する危険物		
			(類)	(量)	
化学工場	柳井化学工業(株) 柳井本社工場	柳井 1582-4 ※ただし、第四類特殊引火物は工場内貯蔵及び柳井 134-97 施設の総数量をいう。	第三類	1,100	
			第四類	特殊引火物	248,854
				第一石油類	1,086,700
				アルコール類	631,060
				第二石油類	668,406
				第三石油類	853,736
第四石油類	15,000				

			第五類	第1種 自己反応性物質	200
	三新化学工業(株) 柳井工場	柳井 150	第四類	特殊引火物	9,060
				第一石油類	5,036
				第二石油類	1,600
				第三石油類	6,800

○ 石油販売事業所等一覧

区分	事業所	所在地	取扱危険物	
			(類)	(量)
給油 取扱所	(有)金井石油店伊豫金店	柳井伊豫金 4745	第一石油類	28,500
			第二石油類	28,500
	第一カクタス(株)	南町 4-1-30	第一石油類	22,500
			第二石油類	16,550
	国行石油店	伊保庄 555-1	第一石油類	15,000
			第二石油類	15,000
	河村石油(有)	余田 1394-4	第一石油類	23,775
			第二石油類	23,825
	(有)高橋石油	新市沖 5-18	第一石油類	14,000
			第二石油類	16,000
	杉田石油	伊保庄 4984-5	第一石油類	14,000
			第二石油類	16,000
ベルダ(株)	神代 4107-1	第一石油類	19,100	
		第二石油類	19,100	
給油 取扱所 (セルフ)	村重石油(株)	南町 2-3-1	第一石油類	48,000
			第二石油類	28,000
	晃和興産(株)柳井南給油 所	南町 6-1-6	第一石油類	57,000
			第二石油類	38,000
	太陽石油販売(株)	柳井岩鼻 4701-1	第一石油類	50,000
			第二石油類	40,000
(株)サンピット	北浜 2-5	第一石油類	50,000	
		第二石油類	70,000	
一般 取扱所 (詰替)	河村石油(有)	余田 1394-4	第三石油類	9,550
	秋元産業	天神 17-10	第二石油類	9,500
	(株)嶋屋商会	南町 4-53-28	第三石油類	30,000
	三和ガス(株)	南町 2-3-8	第二石油類	29,500
	(株)コメリ柳井西店	柳井 4765-1 他	第二石油類	29,500

区分	事業所	所在地	取扱危険物	
			(類)	(量)
給油 取扱所 (自家用)	柳井カントリー倶楽部	伊陸下長野 1127-2	第一石油類	495
		日積 12372-1	第二石油類	460
	(株)ガンシン柳井支店	南浜 4-3-1	第一石油類	600
	柳井自動車学校	柳井宮本 1697-2	第二石油類	19,000
			第一石油類	597
	大島貨物	南浜 4-3-3	第二石油類	597
	(株)タイナカ運送	南浜 4-2-1	第二石油類	19,200
	(株)セントラル・ワールド・ストレージ	柳井 6558-14	第二石油類	19,200
	好村建設(株)	日積 3264-2	第二石油類	19,000
	柳井輸送コンビナート協同組合	伊保庄 5090-1	第二石油類	30,000
	井森工業(株)	平郡赤石	第二石油類	9,800
	光東(株)	南浜 4-2-15	第一石油類	15,000
第二石油類			3,000	
給油 取扱所 (船舶)	山口県漁業協同組合平 郡支店	平郡 2429-4	第二石油類	7,000
		平郡 4330-1	第二石油類	4,000
			第三石油類	13,600
		平郡 2429-4	第三石油類	8,600
	(株)広島ゼネラル	柳井岸の下 134-96	第三石油類	15,000
		柳井岸の下 134-115	第二石油類	2,000
	平郡航路(有)	柳井岸の下 134-96	第三石油類	10,000
大島漁業協同組合	神代 4823-25	第三石油類	3,000	
			第三石油類	30,000

□ 要配慮者利用施設一覧（医療機関を除く。）

施設名	所在地	電話
ルンビニ保育園	柳井 2202-2	22-1078
ルンビニ第二保育園	柳井 961-1	22-9900
若葉保育園	柳井 4395-1	22-1178
柳東小学校	柳井 964-1	22-0625
柳東児童クラブ	柳井 964-1	23-1884
柳井児童クラブ	柳井 3694-1	22-1042
柳北児童クラブ	柳井 4395-1	070-3075-5339
サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター柳井	柳井 1010-1	25-3885
サンキ・ウエルビィグループホーム柳井	柳井 1013-1	22-3115
障害福祉サービス事業所こすもす	柳井 1973	24-6601
柳井小学校	柳井 3680-4	22-0620
ワークショップ白壁	柳井 3842-6	22-3989
柳井中学校	柳井 4155	22-0405
デイサービスセンターASOKAやない	柳井 4896-1	25-3607
サービス付き高齢者向け住宅ASOKAやない	柳井 4896-1	25-3604
柳北小学校	柳井 5025	22-0619
放光保育園	柳井津 308-4	22-3076
たんぽぽ保育園（周東総合病院内）	古開作 1000-1	23-1102
柳井高等学校	古開作 611-1	22-2721
柳井学園高等学校	古開作 410	22-0214
お仕事ステーション柳井	古開作 459-22	25-3347
羽仁保育園	古開作 962-5	23-2625
柳美幼稚園	山根 9-1	22-1434
山根宅老所ぼちぼち	山根 6-16	25-3911
もみの木グループホーム	中央 1 丁目 8-1	23-3000
デイサービスおおひら	中央 1 丁目 9-8	25-0002
サービス付き高齢者向け住宅おおひら	中央 1 丁目 9-8	22-0311
ふれあいショップ一粒の麦	中央 3 丁目 14-15	23-7659
はれまる亭	南町 1 丁目 10-2	23-4588
リハプライド柳井	南町 5 丁目 1-1	24-2080
3びきのこぶた	南町 3 丁目 2-2	23-2474
ほっぷ白壁	南町 3 丁目 8-4	25-3623
双葉愛保育園	南町 6 丁目 6-5	22-4014
グループホームつくし	南町 6 丁目 6-6	25-3500
みらい	南町 7 丁目 8-1	25-3081
デイサービスセンター一陽	南町 7 丁目 9-1	24-6431
ひづみ保育園	日積 5551-1	28-0428
ひづみ児童クラブ	日積 5551-1	28-0428
特別養護老人ホーム四季の里	日積 3210-5	28-1770

施設名	所在地	電話
養護老人ホームあそか苑	日積 3213	28-5015
グループホームあそか	日積 3213	28-6130
あそか苑デイサービスセンター	日積 3213	28-6600
日積小学校	日積 6951	28-0012
伊陸保育園	伊陸 6215-2	26-0825
伊陸小学校	伊陸 5856-1	26-0007
伊陸児童クラブ	伊陸 5856-1	090-8244-1782
みなくるはうす柳井	新庄 1076-7	26-4131
新庄保育園	新庄 2628-1	23-0491
新庄児童クラブ	新庄 2614	22-0599
新庄小学校	新庄 2614	22-0597
デイサービスほのか	新庄 1568-1	23-7000
余田保育園	余田 1418	22-2410
余田児童クラブ	余田 1418	22-2410
余田小学校	余田 1419	22-1530
やなぎ園	余田 1449-4	22-8573
柳井西中学校	余田 2111	22-1531
特別養護老人ホーム松風苑	余田 3762-1	23-6363
デイサービスセンター松風苑	余田 3762-1	23-6363
介護老人保健施設まつかぜ	余田 3718	23-3370
生活介護しらゆり	余田 2409	25-1710
放課後等デイサービスひばり	余田 2409	25-1710
柳井南小学校	伊保庄 1429	27-0602
柳井南保育所	伊保庄 2530-3	27-0030
柳井南児童クラブ	伊保庄 2530-3	27-0030
柳井商工高等学校	伊保庄 2658	22-5533
小田小学校	伊保庄 4853-1	22-0835
小田児童クラブ	伊保庄 4853-1	090-7371-7309
柳井ひまわり園	伊保庄 4472	24-1100
特別養護老人ホーム伊保庄園	伊保庄 1-2	27-0840
ケアハウスゆうわ苑	伊保庄 1-4	27-6001
介護老人保健施設ケアセンターゆうわ	伊保庄 1-4	27-6001
グループホームゆうわ苑	伊保庄 1-4	27-6001
小規模多機能型居宅介護トータルケアゆうわ	伊保庄 1-4	27-6001
ゆうわ苑デイサービスセンター	伊保庄 1-4	27-6001
有料老人ホームゆうわ マ・マゾン	伊保庄 1-4	27-6001
ゆうわ苑託児所ばんびな (休園中)	伊保庄 1-4	27-6001
ふたば保育園 (柳井医療センター内)	伊保庄 95	27-0211
有料老人ホームマリンホーム一楽	伊保庄 3500-1	25-3366
デイサービス風車	伊保庄 5214-18	22-4813

施設名	所在地	電話
平郡デイサービスセンター	平郡 1824-2	47-2011
グループホーム島の学園	平郡 1529	47-2944
大島小学校	大島 757-2	45-2203
大島児童クラブ	大島 757-2	45-2440
大島保育所	神代 2966-25	45-2619
工房いな穂	神代 4110-10	45-3811
大島中学校	神代 4273	45-2202
デイサービスセンターありがとうやない	遠崎 7-1	25-3636
有料老人ホームありがとうやない	遠崎 7-1	25-3636
特別養護老人ホーム大島苑	遠崎 10412-4	45-3838
大島苑デイサービスセンター	遠崎 10412-4	45-3838
就労継続支援B型事業パントまいむ	天神 19-10	25-1601
グループホームのぞみ	新庄 52-4	22-3778
けあビジョンホーム柳井	新庄 2391-1	24-5000
のびすく柳井	古開作 428-5	25-1912
グループホームやなぎ園	旭ヶ丘 6-2	22-8573
グループホーム RASIEL 柳井	柳井 1003 番地 38	23-2223
看護小規模多機能サンリンク	古開作 479-3	25-1212
シェモアゆうわ	古開作 479-3	25-1212
平郡東小学校	平郡 1834	47-2020
放課後等デイサービスウィズ・ユ-柳井	柳井 2144	25-1368

□ 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧（水防法第15条関連施設）

番号	施設名	所在地	施設種類	柳井川	土徳石川	灸川
1	弘田脳神経外科	古開作 575-7	医療施設(有床)	○	○	—
2	吉田クリニック	南町 1 丁目 11-5	医療施設	○	○	—
3	うつみ内科クリニック	南町 4 丁目 2-14	医療施設	○	○	—
4	南町内科循環器科	南町 6 丁目 5-1	医療施設	○	○	—
5	桑原整形外科	南町 6 丁目 10-8	医療施設	○	○	—
6	まつばら内科・胃腸科	南町 7 丁目 2-3	医療施設	○	○	—
7	藤本眼科	南町 7 丁目 7-7	医療施設(有床)	○	○	—
8	キャプテン キッズ クリニック	南町 7 丁目 11-9	医療施設	○	○	—
9	河谷内科医院	中央 1 丁目 4-17	医療施設	○	—	—
10	休日夜間応急診療所	中央 1 丁目 10-17	医療施設	○	○	—
11	優クリニック	中央 1 丁目 8-8	医療施設	○	○	—
12	おりたクリニック	中央 1 丁目 8-15	医療施設	○	○	—
13	吉浦耳鼻咽喉科医院	中央 1 丁目 9-15	医療施設	○	○	—
14	河内山医院	中央 2 丁目 10-3	医療施設	○	○	—
15	たじり皮フ科医院	中央 2 丁目 19-8	医療施設	○	○	—
16	志熊眼科	中央 3 丁目 13-10	医療施設(有床)	○	○	—
17	こうだクリニック	ニュータウン南町 24	医療施設	○	○	—
18	松井クリニック	南浜 1 丁目 8-3	医療施設(有床)	○	○	—
19	ワークショップ白壁	柳井 3842-6	社会福祉施設	○	—	—
20	デイサービスセンターASOKAやない	柳井 4896-1	社会福祉施設	○	○	—
21	サービス付き高齢者向け住宅ASOKAやない	柳井 4896-1	社会福祉施設	○	○	—
22	お仕事ステーション柳井	古開作 459-22	社会福祉施設	○	○	—
23	羽仁保育園	古開作 962-5	社会福祉施設	○	○	—
24	もみの木グループホーム	中央 1 丁目 8-1	社会福祉施設	○	○	—
25	デイサービスおおひら	中央 1 丁目 9-8	社会福祉施設	○	○	—
26	サービス付き高齢者向け住宅おおひら	中央 1 丁目 9-8	社会福祉施設	○	○	—
27	ふれあいショップ一粒の麦	中央 3 丁目 14-15	社会福祉施設	○	○	—
28	はれまる亭	南町 1 丁目 10-2	社会福祉施設	○	○	—
29	リハプライド柳井	南町 3 丁目 1-1 ニシオビル 4 階	社会福祉施設	○	○	—
30	ほっぷ白壁	南町 3 丁目 8-4	社会福祉施設	○	○	—
31	3びきのこぶた	南町 3 丁目 2-2	社会福祉施設	○	○	—
32	双葉愛保育園	南町 6 丁目 6-5	社会福祉施設	○	○	—
33	グループホームつくし	南町 6 丁目 6-6	社会福祉施設	○	○	—
34	みらい	南町 7 丁目 8-1	社会福祉施設	○	○	—
35	デイサービスセンター一陽	南町 7 丁目 9-1	社会福祉施設	○	○	—
36	みなくるはうす柳井	新庄 1076-7	社会福祉施設	○	○	—
37	柳井皮フ科	新庄 21-58	医療施設	○	○	—

38	柳井高等学校	古開作 611 番地 1	学校	○	○	—
39	柳井学園高等学校	古開作 410 番地	学校	○	○	—
40	就労継続支援B型事業 パントまいむ	天神 19-10	社会福祉施設	○	—	—
41	グループホームのぞみ	新庄 52-4	社会福祉施設	○	○	—
42	のびすく柳井	古開作 428-5	社会福祉施設	○	—	—
43	柳北小学校	柳井 5025	学校	○	—	—
44	放光保育園	柳井津 308-4	社会福祉施設	○	—	—
45	柳美幼稚園	山根 9-1	学校	○	—	—
46	小林内科クリニック	東土手 14-10	医療施設	○	—	—
47	柗診療所	柳井 4709-1	医療施設	○	—	—
48	政井医院	柳井 5033-2	医療施設	○	—	—
49	増本クリニック	天神 18-9	医療施設	○	—	—
50	野田整形外科クリニック	天神 17-16	医療施設	○	—	—
51	看護小規模多機能サンリンク	古開作 479-3	社会福祉施設	○	○	—
52	シェモアゆうわ	古開作 479-3	社会福祉施設	○	○	—

□ 高潮・津波浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条、津波防災地域づくりに関する法律第54条関連施設)

番号	施設名	所在地	施設種類	高潮	津波
1	サンキ・ウェルビィ小規模多機能センター柳井	柳井 1010-1	社会福祉施設	○	—
2	はれまる亭	南町 1 丁目 10-2	社会福祉施設	○	○
3	リハプライド柳井	南町 3 丁目 1-1 ニシオビル 4 階	社会福祉施設	○	○
4	ほっぷ白壁	南町 3 丁目 8-4	社会福祉施設	○	○
5	3びきのこぶた	南町 3 丁目 2-2	社会福祉施設	○	○
6	グループホームつくし	南町 6 丁目 6-6	社会福祉施設	○	○
7	みらい	南町 7 丁目 8-1	社会福祉施設	○	○
8	デイサービスセンター一陽	南町 7 丁目 9-1	社会福祉施設	○	○
9	もみの木グループホーム	中央 1 丁目 8-1	社会福祉施設	○	○
10	デイサービスおおひら	中央 1 丁目 9-8	社会福祉施設	○	○
11	サービス付き高齢者向け住宅おおひら	中央 1 丁目 9-8	社会福祉施設	○	○
12	ふれあいショップ一粒の麦	中央 3 丁目 14-15	社会福祉施設	○	○
13	お仕事ステーション柳井	古開作 459-22	社会福祉施設	○	○
14	特別養護老人ホーム伊保庄園	伊保庄 1-2	社会福祉施設	○	○
15	介護老人保健施設 ケアセンターゆうわ	伊保庄 1-4	社会福祉施設	○	○
16	ケアハウスゆうわ苑	伊保庄 1-4	社会福祉施設	○	○
17	グループホームゆうわ苑	伊保庄 1-4	社会福祉施設	○	○
18	小規模多機能型居宅介護トータルケアゆうわ	伊保庄 1-4	社会福祉施設	○	○
19	ゆうわ苑デイサービスセンター	伊保庄 1-4	社会福祉施設	○	○
20	有料老人ホームゆうわ マ・ゾン	伊保庄 1-4	社会福祉施設	○	○
21	マリンホーム一楽	伊保庄 3500-1	社会福祉施設	○	○
22	柳井ひまわり園	伊保庄 4472	社会福祉施設	○	○
23	デイサービスセンターありがとうやない	遠崎 7-1	社会福祉施設	○	○
24	有料老人ホームありがとうやない	遠崎 7-1	社会福祉施設	○	○
25	平郡デイサービスセンター	平郡 1824-2	社会福祉施設	○	○
26	放光保育園	柳井津 308-4	社会福祉施設	○	—
27	羽仁保育園	古開作 962-5	社会福祉施設	○	○
28	双葉愛保育園	南町 6 丁目 6-5	社会福祉施設	○	○
29	柳美幼稚園	山根 9-1	学校	○	○
30	柳井南保育所	伊保庄 2530-3	社会福祉施設	○	○
31	ふたば保育園 (柳井医療センター内)	伊保庄 95	社会福祉施設	○	○
32	柳井南児童クラブ	伊保庄 2530-3	社会福祉施設	○	○
33	新庄児童クラブ	新庄 2614	社会福祉施設	○	—
34	小田児童クラブ	伊保庄 4864-18	社会福祉施設	○	○
35	新庄小学校	新庄 2614	学校	○	—
36	柳井南小学校	伊保庄 1429	学校	○	○
37	小田小学校	伊保庄 4853-1	学校	○	○
38	柳井学園高等学校	古開作 410	学校	○	○

39	柳井高等学校	古開作 611-1	学校	○	○
40	ウエルネスクリニック	柳井 1547-1	医療施設	○	○
41	弘田脳神経外科	古開作 575-7	医療施設(有床)	○	○
42	吉田クリニック	南町 1 丁目 11-5	医療施設	○	○
43	うつみ内科クリニック	南町 4 丁目 2-14	医療施設	○	○
44	南町内科循環器科	南町 6 丁目 5-1	医療施設	○	○
45	桑原整形外科	南町 6 丁目 10-8	医療施設	○	○
46	まつばら内科・胃腸科	南町 7 丁目 2-3	医療施設	○	○
47	藤本眼科	南町 7 丁目 7-7	医療施設(有床)	○	○
48	キャプテン キッズ クリニック	南町 7 丁目 11-9	医療施設	○	○
49	松井クリニック	南浜 1 丁目 8-3	医療施設(有床)	○	○
50	こうだクリニック	ニュータウン南町 24	医療施設	○	○
51	河谷内科医院	中央 1 丁目 4-17	医療施設	○	○
52	休日夜間応急診療所	中央 1 丁目 10-17	医療施設	○	○
53	優クリニック	中央 1 丁目 8-8	医療施設	○	○
54	おりたクリニック	中央 1 丁目 8-15	医療施設	○	○
55	吉浦耳鼻咽喉科医院	中央 1 丁目 9-15	医療施設	○	○
56	河内山医院	中央 2 丁目 10-3	医療施設	○	○
57	たじり皮フ科医院	中央 2 丁目 19-8	医療施設	○	○
58	志熊眼科	中央 3 丁目 13-10	医療施設(有床)	○	○
59	野田整形外科クリニック	天神 17-16	医療施設	○	○
60	増本クリニック	天神 18-9	医療施設	○	○
61	小林内科クリニック	東土手 14-10	医療施設	○	○
62	国立病院機構柳井医療センター	伊保庄 95	医療施設(有床)	○	○
63	最所クリニック	大島 909-7	医療施設	○	○
64	就労継続支援B型事業 パントまいむ	天神 19-10	社会福祉施設	○	○
65	平郡診療所	平郡 1824-11	医療施設	○	○
66	グループホーム RASIEL 柳井	柳井 1003 番地 38	社会福祉施設	○	○
67	看護小規模多機能サンリンク	古開作 479-3	社会福祉施設	○	○
68	シェモアゆうわ	古開作 479-3	社会福祉施設	○	○
69	サンキ・ウエルビィグループホーム柳井	柳井 1013-1	社会福祉施設	○	—
70	ワークショップ白壁	柳井 3842-6	社会福祉施設	○	—
71	デイサービスセンターASOKA やない	柳井 4896-1	社会福祉施設	○	—
72	サービス付き高齢者向け住宅 ASOKA やない	柳井 4896-1	社会福祉施設	○	—
73	山根宅老所ぼちぼち	山根 6-16	社会福祉施設	○	—
74	みなくるはうす柳井	新庄 1076-7	社会福祉施設	○	—
75	工房いな穂	神代 4111-1	社会福祉施設	○	—
76	グループホームのぞみ	新庄 52-4	社会福祉施設	○	—
77	のびすく柳井	古開作 428-5	社会福祉施設	○	—
78	柳井皮フ科	新庄 21-58	医療施設	○	—

79	松田医院	柳井 3715-1	医療施設	○	—
80	平郡東小学校	平郡 1834	学校	○	—

□ 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設一覧（土砂災害防止法第8条関連施設）

番号	自然現象の種類	箇所名	施設名	所在地	施設種類
1	急傾斜地の崩壊 地すべり	古開作(一)(3) 古開作(三)(1)	たんぼぼ保育園（周東総合病院内）	古開作 1000-1	社会福祉施設
2	土石流	柳井(二)(45)	障害福祉サービス事業所こすもす	柳井 1973	社会福祉施設
3	土石流	柳井(二)(44)	ルンビニ保育園	柳井 2202-2	社会福祉施設
4	急傾斜地の崩壊 土石流	柳井(一)(75) 柳井(二)(31) 柳井(二)(32)	若葉保育園	柳井 4395-1	社会福祉施設
5	急傾斜地の崩壊 土石流	柳井(一)(75) 柳井(二)(31) 柳井(二)(32)	若葉児童クラブ	柳井 4395-1	社会福祉施設
6	土石流	柳井(二)(44)	山根宅老所ぼちぼち	山根 6-16	社会福祉施設
7	急傾斜地の崩壊	日積(一)(106)	特別養護老人ホーム四季の里	日積 3210-5	社会福祉施設
8	急傾斜地の崩壊	日積(一)(105)	養護老人ホームあそか苑	日積 3213	社会福祉施設
9	急傾斜地の崩壊	日積(一)(105)	あそか苑デイサービスセンター	日積 3213	社会福祉施設
10	急傾斜地の崩壊	日積(一)(105)	グループホームあそか	日積 3213	社会福祉施設
11	土石流	伊陸(二)(47) 伊陸(二)(72)	伊陸保育園	伊陸 6215-2	社会福祉施設
12	土石流	余田(二)(5)	介護老人保健施設まつかぜ	余田 3718	社会福祉施設
13	土石流	余田(二)(5)	特別養護老人ホーム松風苑	余田 3762-1	社会福祉施設
14	土石流	余田(二)(5)	デイサービスセンター松風苑	余田 3762-1	社会福祉施設
15	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(70)	特別養護老人ホーム伊保庄園	伊保庄 1-2	社会福祉施設
16	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(70)	ケアハウスゆうわ苑	伊保庄 1-4	社会福祉施設
17	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(70)	介護老人保健施設ケアセンターゆうわ	伊保庄 1-4	社会福祉施設
18	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(70)	グループホームゆうわ苑	伊保庄 1-4	社会福祉施設
19	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(70)	小規模多機能型居宅介護トータルケアゆうわ	伊保庄 1-4	社会福祉施設
20	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(70)	ゆうわ苑デイサービスセンター	伊保庄 1-4	社会福祉施設
21	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(70)	有料老人ホームゆうわ マ・ゾン	伊保庄 1-4	社会福祉施設
22	急傾斜地の崩壊	伊保庄(一)(51)	マリンホーム一楽	伊保庄 3500-1	社会福祉施設
23	土石流	伊保庄(二)(3) 伊保庄(二)(4)	柳井ひまわり園	伊保庄 4472	社会福祉施設
24	土石流	神代(二)(19) 神代(二)(20) 神代(二)(23)	大島保育所	神代 2966-25	社会福祉施設
25	急傾斜地の崩壊 土石流	神代(一)(63) 神代(二)(31)	工房いな穂	神代 4110-10	社会福祉施設
26	急傾斜地の崩壊 土石流	遠崎(一)(8) 大島(二)(12)	特別養護老人ホーム大島苑	遠崎 10412-4	社会福祉施設
27	急傾斜地の崩壊 土石流	遠崎(一)(8) 大島(二)(12)	大島苑デイサービスセンター	遠崎 10412-4	社会福祉施設
28	急傾斜地の崩壊	平郡(一)(6)	平郡デイサービスセンター	平郡 1824-2	社会福祉施設
29	急傾斜地の崩壊	柳井(一)(102)	柳東小学校	柳井 964-1	学校
30	土石流	柳井(二)(41)	柳井小学校	柳井 3680-4	学校
31	急傾斜地の崩壊	柳井(一)(80)	柳井中学校	柳井 4155	学校
32	急傾斜地の崩壊 土石流	柳井(一)(46) 柳井(二)(19)	柳北小学校	柳井 5025	学校

33	急傾斜地の崩壊	日積(一)(50) 日積(一)(51) 日積(一)(52) 日積(一)(57)	日積小学校	日積 6951	学校
34	急傾斜地の崩壊 土石流	余田(一)(13) 新庄(二)(1)	柳井西中学校	余田 2111	学校
35	急傾斜地の崩壊 地すべり	伊保庄(一)(3) 伊保庄(三)(1)	柳井商工高等学校	伊保庄 2658	学校
36	急傾斜地の崩壊 地すべり	神代(一)(46) 神代(一)(48) 神代(三)(2)	大島中学校	神代 4273	学校
37	急傾斜地の崩壊 地すべり	古開作(一)(4) 古開作(三)(1)	周東総合病院	古開作 1000-1	医療施設
38	土石流	柳井(二)(44)	小林内科クリニック	東土手 14-10	医療施設
39	土石流	柳井(二)(45)	恵愛会柳井病院	柳井 1910-1	医療施設
40	土石流	余田(二)(5)	坂本病院	余田 3626-2	医療施設
41	土石流	柳井(二)(17)	政井医院	柳井 5033-2	医療施設
42	土石流	大島(二)(11)	最所クリニック	大島 909-7	医療施設
43	急傾斜地の崩壊	平郡(一)(3)	平郡診療所西出張診療所	平郡 4694	医療施設
44	土石流	柳井(二)(30)	グループホームのぞみ	新庄 52-4	社会福祉施設
45	急傾斜地の崩壊	旭ヶ丘(一)(4)	グループホームやなぎ園	旭ヶ丘 6-2	社会福祉施設
46	急傾斜地の崩壊	平郡(一)(6)	平郡診療所	平郡 1824-11	医療施設
47	急傾斜地の崩壊	平郡(一)(6)	平郡東小学校	平郡 1834	学校

## □ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県(以下「県」という。)及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「受援市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、一県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町(以下「応援市町」という。)及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。

なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。

(2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

## □ 山口県内広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等(以下「協定市町等」という。)の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害(以下「災害」という。)で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等(以下「受援市町等」という。)の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- (1) 災害の状況(災害の種別、発生日時、場所等)及び応援を要請する理由。
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- (3) 応援隊の活動内容。
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- (5) その他必要な事項。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等(以下「応援市町等」という。)の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長(消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長)が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は産接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員(以下「応援隊員」という。)が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

2 山口県内広域消防相互応援協定書(平成22年4月14日締結)は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

## 山口県内広域消防相互応援協定実施細目

### (趣 旨)

第1条 この実施細目は、山口県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条に基づき、協定の実施について定めるものとする。

### (応援を必要とする災害)

第2条 協定第3条に規定する応援を必要とするものとは、協定第5条第1項各号のいずれかに該当し、発災市町村等の長または消防長が応援を受けることが必要と認めた場合をいう。

### (応援の特例)

第3条 所轄行政区域外で発生した災害で、発災市町村等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して応援の必要があると認めた場合には、応援要請がなくても応援隊を派遣することができるものとする。

2 前項に規定する応援及び所轄行政区域外で発生した災害を、自己が所轄する行政区域の災害と判断して出動した場合は、この協定に基づく応援要請による応援とみなす。

3 前各項により出動した場合は、災害発生場所、応援出動状況等を直ちに発災市町村等に通報するものとする。

### (応援要請)

第4条 協定第5条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、協定市町村等は、あらかじめ応援可能な隊、資機材及び連絡先等必要な事項を別記様式第1号及び第2号により、消防長会事務局消防本部（以下、「幹事消防本部」という。）及び他の協定市町村等に届け出ておくものとする。

なお、届出事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく届け出るものとする。

2 応援要請は、災害の規模により次のとおり区分するものとする。

#### (1) 第一要請

隣接市町村等に対して行う応援要請

#### (2) 第二要請

第一要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う要請

3 応援要請は原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

4 応援要請は、協定市町村等に要請するとともに幹事消防本部にも、その旨を報告するものとする。ただし、状況により幹事消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

5 応援要請は協定第5条第2項各号に掲げる事項を前提に定める連絡先に電話等により要請し、事後速やかに別記様式第3号による応援要請書を応援市町村等の長に送付するものとする。

### (応援隊の派遣)

第5条 応援市町村等の長は、応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資機材等の数量、出発日時及び応援隊の長の職氏名等を受援市町村等の長に電話により通報するものとする。

2 応援隊は、災害の状況に応じ必要な装備資機材、被服等を携帯するものとする。

3 応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、協定市町村等の長は応援要請に応じられる体制を整えておくものとする。

### (誘導及び資機材の貸与等)

第6条 要請市町村等の長は、応援隊を効果的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員をして、応援隊の現場への誘導及び担当任務の指定を行わせるとともに、必要に応じて活動上必要な資機材等を応援隊に貸与するものとする。

2 応援隊と受援市町村等との無線通信は、県内共通波を使用するものとする。

(報告)

第7条 協定第9条に規定する報告は、次により行うものとする。

(1) 応援市町村等の長は、別記様式第4号の応援隊活動結果報告書により行うものとする。

(2) 受援市町村等の長は、別記様式第5号の災害概要報告書により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか応援隊の長は、現場における活動開始前及び活動終了後、受援市町村等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 現場活動開始前

ア 応援隊の現場到着日時。

イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量。

(2) 現場活動終了後

ア 応援隊の活動概要。

イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無。

ウ 応援隊の現場引き上げ日時。

3 前2項の報告は、災害内容によって省略することができるものとする。

(経費の負担)

第8条 協定第10条に規定する経費については、要請を受け出動した時から帰着するまでの間の活動に要した経費をいう。

2 応援市町村等の長は、協定第10条の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記第6号様式により、受援市町村等の長に請求するものとする。

(連絡会議)

第9条 協定市町村等は、協定第12条に規定する疑義事項等を協議するほか協定の適正な運用を図るため、協定市町村間において必要の都度、連絡会議を開くものとする。

(他の協定との関係)

第10条 協定市町村等が締結しているこの協定以外の協定と、この協定が競合する場合はあらかじめ当該市町村等間で取扱いについて協議しておくものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に関して必要な事項は、協定市町村等が協議して運用する。

附 則

この実施細目は、協定施行の日から施行する。

応援可能な隊、資機材

市町村等名

1 応援隊

第一要請	部隊	隊数	隊員数	第二要請	部隊	隊数	隊員数
	消火隊	隊	人		消火隊	隊	人
救助隊	隊	人	救助隊	隊	人		
救急隊	隊	人	救急隊	隊	人		
化学消火隊	隊	人	化学消火隊	隊	人		
その他特殊隊	隊	人	その他特殊隊	隊	人		
	隊	人		隊	人		
	隊	人		隊	人		

注) 「その他特殊隊」とは、はしご隊、照明隊、潜水隊など特殊な消防業務に従事する消防隊とし、必要に応じて適宜分類するものとする。

2 応急資機材一覧表

第一要請	資機材名	数量

第二要請	資機材名	数量

連絡指定場所届出書

		令和 年 月 日 指定	
		市 町 村 等 名	
		所 在 地	
連 絡 体 制		昼間 (8:30~17:30)	夜間 (17:30~8:30)
①連絡担当課及び係名			
②連絡担当職・氏名			
③指定電話番号 (NTT)	設置場所		
	電話番号		
	FAX 番号		
④ 防 災 行 政 無 線	設置場所		
	地上系	無線番号	
	衛星系	無線番号	
		FAX 番号	
⑤その他連絡に必要な事項			

- 注) 1 休日（土曜日を含む）は、夜間扱いとする。  
 2 防災行政無線は、山口県の消防行政無線をいう。

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名



応 援 要 請 書

山口県内広域消防相互応援協定書第5条の規定により、応援を次のとおり要請します。

項 目	内 容
①災害の種別	
②災害発生場所	
③災害発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
④災害の状況	
⑤応援を必要とする車両・資機材等の種別及び数量並びに人員	
⑥応援隊の主な活動内容	
⑦応援隊の到着希望日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
⑧応援隊の集結場所	
⑨使用する無線局	
⑩その他必要な事項	
⑪連絡担当者	職・氏名
	連絡方法等

注) 災害発生場所及び集結場所を明示した地図を必要に応じ添付すること。

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名



応援隊活動結果報告書

山口県内広域消防相互応援協定書第9条の規定により、応援活動結果を次のとおり報告します。

項 目		内 容	
①災害の種別			
②災害発生場所			
③災害発生日時		令和	年 月 日 午前・午後 時 分頃
④応援要請受報日時		令和	年 月 日 午前・午後 時 分
⑤応援開始及び 終了日時	出 場	令和	年 月 日 午前・午後 時 分
	終結場所到着	令和	年 月 日 午前・午後 時 分
	活動開始	令和	年 月 日 午前・午後 時 分
	活動終了	令和	年 月 日 午前・午後 時 分
	引き揚げ	令和	年 月 日 午前・午後 時 分
	帰署・所	令和	年 月 日 午前・午後 時 分
⑥応援車両等 (種別・数量)		計 台	
⑦応援資機材 (種別・数量)			
⑧応援人員 (部隊別)		計 人	
⑨応援活動概要			
⑩応援活動に起因事 故等の概要	人的		
	物的		
⑪その他特記事項			

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名



災 害 概 要 報 告 書

山口県内広域消防相互応援協定書第9条の規定により、災害概要を次のとおり報告します。

項 目		内 容	
①災害の種別			
②災害発生場所			
③災害発生日時及び鎮圧		令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃 ～ 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃	
④災害覚知日時		令和 年 月 日 午前・午後 時 分	
⑤災害の概要	災害の状況		
	人的被害	死者	
		行方不明者	
		負傷者	
		計	
物的被害状況 (推定被害額)		( 千円)	
⑥要請市町村等活動状況	活動期間 (活動開始日時から 終了日時まで)		令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 令和 年 月 日 午前・午後 時 分
	活動車両等 (種類・数量)		計 台
	活動資機材 (種類・数量)		
	活動人員 (部隊別)		計 人
	活動内容		

⑦ 応援市町村等活動状況	応援要請日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
	応援消防機関	
	応援期間 (出動日時から 帰署・所日時まで)	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 令和 年 月 日 午前・午後 時 分
	応援車両等 (種類・数量)	計 台
	応援資機材 (種類・数量)	
	応援人員 (部隊別)	計 人
	応援活動内容	
⑧消防活動に起因する 事故等の概要		
⑨その他の特記事項		

注) ⑦の欄については、複数の協定市町村等から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名



応援に要した経費の要求について

このことについて、令和 年 月 日 時 分頃

で発生した災害へ応援出動したので、

山口県内広域消防相互応援協定第10条及び同実施細目第8条の規定により下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

内訳は次のとおり

	経費の区分	請求金額	摘 要
請求金額の内訳			

## □ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等(以下「協定市町」という。)の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等(以下「要請市町等」という。)の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定(平成24年4月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、

原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定(平成22年4月14日締結)は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

## □ 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、市町村広域災害ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を構成する各団体（以下「ネットワーク構成団体」という。）が、ネットワーク構成団体の地域において地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他のネットワーク構成団体に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた団体は、速やかに他のネットワーク構成団体と協議を行い、応援をとりまとめる団体（以下「応援とりまとめ団体」という。）を決定し、その旨を被災団体及び他のネットワーク構成団体に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(応援の実施)

第4条 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ団体は、ネットワーク構成団体と緊密な連絡をとり、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援とりまとめ団体)

第5条 被災団体と応援を行う団体（以下、「応援団体」という。）の連絡及び調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。

- 2 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行い、ネットワーク構成団体の活動を調整及び支援することができる。
- 3 応援とりまとめ団体は、被災状況など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。

2 被災団体において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別に定める。

(ネットワーク運営協議会の設置)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、ネットワーク運営協議会を設置する。

(1) ネットワーク運営協議会は、ネットワーク構成団体より選出された団体で構成する。

(2) ネットワーク運営協議会の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、選任された団体が欠けた場合における補欠団体の任期は、前任団体の残任期間とする。

(3) ネットワーク運営協議会には幹事市及び副幹事市を置くものとし、第1号の団体から互選により選出するものとする。

(4) ネットワーク運営協議会事務局は、幹事市担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 ネットワーク運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) ネットワークに参加又はネットワークから離脱を希望する団体への同意

(2) 広域防災訓練の企画及び管理

(3) ネットワーク運営に係る連絡及び調整

(4) 応援とりまとめ団体が行う活動の支援

(5) その他、ネットワークの運営に関し必要な事項の決定

(ネットワークへの参加及び離脱)

第8条 ネットワークへの参加及び離脱は、別紙様式の市町村広域災害ネットワーク参加・離脱申請書をネットワーク運営協議会へ提出し、当該申請書をネットワーク運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第3号の幹事市は、ネットワーク構成団体に異動があった場合は、速やかに他のネットワーク構成団体に通知する。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第10条 ネットワーク構成団体は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 ネットワーク構成団体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(訓練の実施)

第11条 ネットワーク構成団体は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

(協定に関する協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、ネットワーク運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この協定は、平成22年6月7日から施行する。

附 則

この協定は、平成22年11月8日から施行する。

附 則

この協定は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この協定は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この協定は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この協定は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この協定は、平成29年6月5日から施行する。

## □ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
  - (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
  - (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定
- (海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

## 附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

この協定は、令和2年3月13日から施行する。

この協定は、令和4年10月3日から施行する。

## □ 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と柳井市長(以下「乙」という。)は、柳井市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、柳井市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、柳井市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月30日

## □ 災害時における柳井市内郵便局、柳井市間の相互協力に関する覚書

柳井市内郵便局代表者 柳井郵便局長（以下「甲」という。）及び柳井市長（以下「乙」という。）は、柳井市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、柳井市及び柳井市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害基本対策法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、柳井市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、柳井市内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、柳井市長及び柳井市を所轄する集配郵便局が相互に協力を要請することができる。

- 1 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- 2 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- 3 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- 5 甲は、必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- 6 柳井市内郵便局の所有車（赤車）に消火器を取り付け、郵便局職員が勤務中初期火災に遭遇した際、消火活動をする。
- 7 その他前各号に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 柳井市の災害対策本部のメンバーに柳井郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 柳井市内の郵便局は、柳井市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては柳井郵便局長、乙においては柳井市総務部総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両名が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年10月25日

## □ 指定緊急避難場所に係る覚書

山口県立柳井商工高等学校（以下「甲」という。）と柳井市（以下「乙」という。）は、次のとおり指定緊急避難場所としての指定と施設利用に関する覚書を交換した。

### （目的）

第1条 この覚書は、柳井市内において災害発生又は災害の発生するおそれがある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、甲及び乙の相互協力に関して必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいい、「指定緊急避難場所」とは、同法第49条の4に定める施設及び場所をいう。

### （対象施設）

第3条 対象施設は、次の施設とし、乙はこれを指定緊急避難場所として指定する。

名称	施設	所在地
柳井商工高校	屋内運動場、トイレ、洗面所、グラウンド	柳井市伊保庄2658番地

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

### （指定緊急避難場所の開設）

第4条 乙は、災害時における指定緊急避難場所として前条に掲げる施設を開設する必要が生じた場合、甲に対して開錠を要請する。

2 乙は、前項に関わらず必要と認める場合にあっては、乙の責任において開錠できるものとする。なお、この場合においては、必ず甲に報告するものとする。

### （指定緊急避難場所の管理運営）

第5条 指定緊急避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は、これに可能な範囲で協力するものとする。

2 避難者の保護（氏名・健康状態・安全対策等）に関しては、すべて乙の責任において行うものとする。

3 避難者への物資の援助、情報の提供については、乙の責任において行うものとする。

### （個人情報の保護、複写及び複製の禁止）

第6条 甲及び乙は、指定緊急避難場所の管理運営に当たり業務上知り得た避難者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 甲は、乙の指示又は承諾があるときを除き、この管理運営に協力するために乙から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### （経費の負担）

第7条 乙は、指定緊急避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。  
2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上負担すべき額を決定するものとする。

(原状回復義務)

第8条 乙は、第4条において開設した指定緊急避難場所を閉設するときは、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。  
2 連絡責任者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(実施責任者)

第10条 この覚書に関する実施責任者は、甲においては校長、乙においては柳井市災害対策本部長とする。

(旧覚書の終了)

第11条 この覚書の交換に伴い、平成27年3月2日に締結した甲と乙との覚書については、本覚書の交換前日をもって無効とする。

(協議)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定するものとする。

以上の覚書交換の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月22日

## □ 液化天然ガス施設災害防止協定書

柳井市(以下「甲」という。)と中国電力株式会社(以下「乙」という。)とは、乙の柳井発電所の構内の液化天然ガス施設(以下「施設」という。)の操業に当り、災害の発生及び拡大を防止するため次のとおり協定を締結する。

(協定の基本理念)

第1条 乙は、災害防止について重大な社会的責務を有することを強く自覚し、当該施設の操業に当っては、関係法令の遵守及び関係機関の指導に従うはもとより、この協定書に定める諸事項を誠実かつ適切に実施するものとする。

(施設的设计, 施工)

第2条 乙は、施設の新増設又は変更に当っては、柳井市LNG安全対策協議会において審議されたLNG設備安全対策設計書を誠実に履行し、災害防止に万全を期するものとする。

(災害防止施策)

第3条 乙は、施設の操業にあたっては別に定める災害防止計画書を誠実に履行し、常に災害防止に万全を期するものとする。

(災害防止技術の開発等)

第4条 乙は、災害防止対策の改善に不断の努力を傾注するとともに、災害防止に関する技術の開発、改善があった場合には、積極的にその導入及び改善を行うものとする。

(施設の維持, 管理)

第5条 乙は、施設の正常な運転を維持するため関係法令を遵守し、施設の点検を行いその結果を記録、保管するものとする。

(運転管理体制の確立)

第6条 乙は、施設における安全の確保と災害防止のため、運転管理体制を確立し、緊急事態においては迅速かつ適切な措置をとるものとする。

(防災設備の維持, 管理)

第7条 乙は、施設の災害を防止するため、常に有効適切な防災活動が行えるよう防災設備の維持管理に努めるものとする。

(施設の新増設等)

第8条 乙は、主要施設(LNGタンク、LNG揚液栈橋、LNGローリー出荷設備)及び災害防止に関する施設の新増設又は変更を行う場合は、あらかじめ甲と協議し同意を得るものとする。

(自衛防災組織の設置等)

第9条 乙は、施設の災害発生及び拡大防止のため自衛防災組織を設置し、常に教育訓練を行い適切な防災活動が実施できるよう努めるものとする。

2 乙は、地域の安全確保と災害の防止をはかるため関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

(災害発生時の措置)

第10条 乙は、施設に災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を甲に通報するものとする。

2 前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙はこれに従うものとする。

3 災害が発生したときは、乙は甲の調査に協力するものとし甲の指示するところに従い所要の改善を実施し、その結果を甲に報告するものとする。

(操業の短縮又は停止)

第11条 甲は、施設に災害が発生し地域住民に対して重大な影響を与えると認めるときは、乙に対して施設の操業の全部又は一部について操業の短縮又は停止を要請することができるものとする。

(立入調査)

第12条 甲は、この協定に定める諸事項の履行状況を確認するため、必要な限度において、担当職員をして施設に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせることができるものとする。この場合、乙は、積極的に甲に協力するものとする。

2 乙は、甲が、前項に定める調査を学識経験者に委嘱した場合には、その者の立入調査に応ずるものとする。

3 前2項の場合において、甲が乙に必要な措置を指示したときは、乙は、これに従うものとする。

(災害防止協議会の設置)

第13条 甲及び乙は、この協定書に定める災害防止対策の円滑な実施を図るため甲、乙及び関係者で災害防止協議会(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

2 協議会は前項の目的を達成するため甲又は乙から報告を受け、意見を交換するとともに必要に応じて、施設に立ち入り調査を行うことが出来るものとする。

3 協議会の組織及び運営は、別に定めるものとする。

(協力事業者に対する責務)

第14条 乙は、乙の協力事業者に対して災害の未然防止について積極的に助言及び指導を行うものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、施設に起因して発生した災害により地域住民等に被害を与えたときは、故意又は過失の有無にかかわらず、速やかに誠意を持ってその損害を賠償するものとする。

2 甲は、前項の場合において、その解決が困難となった場合は、当該当事者間の斡旋に努めるものとする。

3 乙は、乙の協力事業者の行為に起因して発生した災害により、地域住民等に被害を与えた場合は、乙が窓口となり、その被害の補償等当事者間の協議が円滑に行われるよう責任を持って処理にあたるものとする。

(変更等)

第16条 この協定に定める事項を変更しようとするとき又は定めのない事項について定める必要が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(発効時期と旧協定の取り扱い)

第17条 本協定は平成16年12月22日から発効する。甲乙間で昭和61年10月8日付で締結された同名の協定については、本協定の発効をもって失効するものとする。

以上のとおり協定した証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成16年12月22日

## □ 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

柳井市（以下「甲」という。）及び中国電力ネットワーク株式会社柳井ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり覚書を交換する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電範囲
- （6）停電復旧時刻

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報を含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所に避難された住民への周知
- （5）住民からの問合せ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議の上、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ、倒木、積雪等からの電力復旧に必要な道路等の応急復旧
- （2）停電復旧に必要な土地使用への協力

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議の上、対応するものとする。

- （1）災害復旧活動に必要な土地使用への協力
- （2）災害復旧の中核となる防災基幹施設への電力供給設備の優先復旧

（要員派遣）

第5条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合又は乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲への要請派遣を行うものとする。要員派遣の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

なお、派遣にあたっては、災害の発生状況を鑑み、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（防災訓練）

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（災害時連携計画）

第7条 甲及び乙は、電力設備周辺の樹木に関して、災害発生時の倒木による電力設備及び道路等公共施設への被害を軽減するため、事前伐採の協議を行うものとする。

（取扱いの変更）

第8条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第9条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この取扱いに定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 2020年4月1日付け甲と乙とで締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書」は、破棄する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両名が記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和7年 7月 1日

## □ 災害防止協定書

柳井市（以下「甲」という。）と山口合同ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が柳井市に設置するLNG加工・出荷基地及びパイプライン（以下「施設」という。）を建設及び操業するに当たり、災害の発生及び拡大を防止するため次のとおり協定した。

（協定の基本理念）

第1条 乙は、災害防止について重大な社会的責務を有することを強く自覚し、当該施設の建設及び操業にあたっては、関係法令の遵守及び関係機関の指導に従うことはもとより、この協定書に定める諸事項を誠実かつ適切に実施するものとする。

（施設の設計、建設）

第2条 乙は、施設の建設にあたっては、柳井市LNG安全対策協議会において審議された計画書を誠実に履行し、災害防止に万全を期するものとする。

（災害防止施策）

第3条 乙は、施設の操業にあたっては別に定める災害防止計画書を誠実に履行し、常に災害防止に万全を期するものとする。

（災害防止技術の開発等）

第4条 乙は、災害防止対策の改善に不断の努力を傾注するとともに、災害防止に関する技術の開発、改善があった場合には、積極的にその導入及び改善を行うものとする。

（施設の維持、管理）

第5条 乙は、施設の正常な運転を維持するため関係法令を遵守し、施設の点検を行いその結果を記録、保管するものとする。

（運転管理体制の確立）

第6条 乙は、施設における安全の確保と災害防止のため、運転管理体制を確立し、緊急事態においては迅速かつ適切な措置をとるものとする。

（防災設備の維持、管理）

第7条 乙は、施設の災害を防止するため、常に有効適切な防災活動が行えるよう防災設備の維持管理に努めるものとする。

（施設の新増設等）

第8条 乙は、主要施設及び災害防止に関する施設の新増設又は変更を行う場合は、あらかじめ甲と協議し同意を得なければならない。

（自衛防災組織の設置等）

第9条 乙は、施設の災害発生及び拡大防止のため自衛防災組織を設置し、常に教育訓練を行い適切な防災活動が実施できるよう努めるものとする。

2 乙は、地域の安全確保と災害の防止をはかるため関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

（災害発生時の措置）

第10条 乙は、施設に災害が発生したとき又は発生する恐れがあるときは、直ちに必要な応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を甲に通報するものとする。

2 前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙は、これに従うものとする。

3 災害が発生したときは、乙は、甲の調査に協力するものとし甲の指示するところに従い、所要の改善を実施し、その結果を甲に報告するものとする。

（操業の短縮又は停止）

第11条 甲は、施設に災害が発生し地域住民に対して重大な影響を与えると認めるときは、乙に対して施設の操業の全部又は一部について操業の短縮又は停止を要請することができるものとする。

（立入調査）

第12条 甲は、この協定に定める諸事項の履行状況を確認するため、必要な限度において、担当職員をして施設に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせることができるものとする。この場合、乙は、積極的に甲に協力するものとする。

2 乙は、甲が、前項に定める調査を学識経験者に委嘱した場合には、その者の立入調査に応ずるものとする。

3 前2項の場合において、甲が乙に必要な措置を指示したときは、乙は、これに従うものとする。

(協力事業者に対する責務)

第13条 乙は、乙の協力事業者に対して災害の未然防止について積極的に助言及び指導を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、施設に起因して発生した災害により地域住民に被害を与えたときは、故意又は過失の有無にかかわらず、速やかに誠意をもってその損害を賠償するものとする。

2 甲は、前項の場合において、その解決が困難になった場合は、当該当事者間の斡旋に努めるものとする。

3 乙は、乙の協力事業者の行為に起因して発生した災害により、地域住民等に被害を与えた場合は、乙が窓口となり、その被害の補償等当事者間の協議が円滑に行われるよう責任をもって処理にあたるものとする。

(権利義務の承継)

第15条 乙は、当該施設にかかる権利および義務の全部又は一部を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得て、当該第三者に本協定の定める権利及び義務を承継させることができるものとする。

2 前項に基づく当該第三者の行為について、乙は、当該第三者に連帯して全ての責任を負うものとする。

(その他)

第16条 この協定書に定める事項を変更しようとするとき又は定めのない事項について定める必要が生じたとき及びこの協定書の解釈に疑義が生じたときは、そのつど甲、乙協議するものとする。

以上のおり協定した証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成10年4月1日

## □ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と柳井市建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合において、乙の甲に対する応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 甲及び乙は、この協定に基づく対策業務が円滑に行なわれるよう、随時、次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有状況
- (4) その他必要な事項

（対象となる災害）

第3条 本協定の対象とする災害は、次のとおりとする。

- (1) 震度5以上の地震発生により、柳井市において大規模な災害が発生した場合
  - (2) 大津波により、柳井市において大規模な災害が発生した場合
  - (3) 甲において災害対策本部が設置され又はそれに準ずる体制がとられた大規模な風水害により、柳井市において大規模な災害が発生した場合
- 2 前項に定める災害以外の災害が発生する恐れがある場合の公共土木施設のパトロール及び災害が発生した場合の応急対策業務の実施に関しては、別に、甲と乙において、協定を締結するものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、前条の災害が発生した場合において、対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して、第5条に定める対策業務の実施を文書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（対策業務の内容）

第5条 この協定により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害時における公共施設の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- (2) 大規模災害時における公共施設の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（対策業務の実施）

第6条 乙は、甲から第4条の規定により対策業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員（以下「施工業者」という。）に指示し、施工業者の所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を甲に提供することにより対策業務支援を行うものとする。

（対策業務の監督）

第7条 対策業務を行う施工業者は、現地に派遣された柳井市職員（以下「職員」という。）の指揮、監督に従い、業務を実施する。

2 対策業務の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者は、第1条の趣旨に基づき対策業務を実施する。

（報告）

第8条 乙は、第6条の規定に基づき対策業務を行った場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口

頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 対策業務に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建築資機材等の内訳
- (2) 対策業務内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項  
(経費の負担)

第9条 対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害時における甲の算出基準に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(契約の締結及び経費の支払い)

第10条 対策業務に係る工事請負契約の締結及び経費の支払いについては、甲と施工業者との間において処理するものとする。

(損害の負担)

第11条 第6条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50条）の適用がないときは、河川法（昭和39年法律第167号）第22条に定めるところによる。

(情報の提供)

第13条 乙及び施工業者は、諸活動中に感知した大規模災害等による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

(協定の効力)

第14条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了とする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなす。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、平成19年8月1日から適用する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年7月31日

## □応急対策業務の実施に関する覚書

災害時における応急対策業務の実施について、柳井市（以下「甲」という。）と柳井市建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を交換した。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲乙間において平成19年7月31日付けで締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「平成19年協定」という。）第3条第2項の規定に基づき、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）の実施についての取扱いを定めるものとする。

### （対策業務の内容）

第2条 この覚書により、甲が乙に要請する対策業務は、次のとおりとする。

- （1）地震、台風、高潮などの異常気象に伴って災害が発生するおそれがある場合における漁港海岸保全施設の陸閘開閉作業、その他漁港海岸保全施設に関して甲が必要と認める緊急応急作業
- （2）地震、台風、大雨などの異常気象のほか何らかの原因により大規模停電が発生又はそのおそれがある場合における農業集落排水施設の維持復旧作業、その他農業集落排水施設に関して甲が必要と認める緊急応急作業

### （情報の交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める対策業務が円滑に行われるよう、次に示す資料を随時交換するものとする。

- （1）双方の連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法（別記様式）
- （2）海岸保全施設台帳の写し
- （3）農業集落排水施設台帳の写し
- （4）その他必要な資料

### （準用規定）

第4条 対策業務の要請、実施、監督及び報告については、平成19年協定第4条、第6条から第8条までの規定を準用する。この場合において、平成19年協定第4条中「第5条に定める対策業務」とあるのは「この覚書における対策業務」と読み替えるものとする。

### （経費の支払）

第5条 対策業務に係る経費は、別表に定める単価表により積算した額とし、甲は、対策業務が完了した都度、相当する経費の総額を乙に支払うものとする。ただし、これにより難しい経費がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 甲は、前条において準用する平成19年協定第8条の規定に基づく乙の報告があったときは、速やかに対策業務の完了を確認するものとする。
- 3 乙は、第1項により積算した経費について、委託料支払請求書を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な委託料支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

### （補償）

第6条 この覚書に基づいて対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が対策業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

### （覚書の効力）

第7条 この覚書は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が覚書を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この覚書は、終了日の翌日から1年間更新されたものとし、その後も、同様とする。

### （その他）

第8条 この覚書及び平成19年協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月31日

別表（第5条関係）

項目	内容	単位	単価（円）
漁港海岸保全施設 陸開閉	開作業又は閉作業、1班2人体制 1回につき10箇所以上 予定使用機材：軽トラック	箇所	2,500
農業集落排水施設 中継ポンプ維持	発電機による通電作業、1班2人体制 予定使用機材：トラック	時間	8,900
緊急パトロール	1回2時間	回	12,500
土のう設置	仕拵・積立・撤去作業、 側面並べ、流用土あり	m <sup>2</sup>	10,800
シート掛け	ブルーシート敷設作業	m <sup>2</sup>	140

注) 単価には、諸経費を含み、消費税及び地方消費税を含まない。

早朝夜間休日における場合の適用単価は、上記単価に1.5を乗じて得た額とする。

別記

様式（第3条関係）

災害時における応急対策業務の連絡体制

組織名：柳井市建設業協同組合（柳井市）

年 月 日現在

1 漁港海岸保全施設関係

	職名	氏名	連絡方法
連絡責任者			
補助者			
その他			

2 農業集落排水施設関係

	職名	氏名	連絡方法
連絡責任者			
補助者			
その他			

## □ 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

### ○ マックスバリュ西日本株式会社

柳井市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表1に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき甲乙協議の上、別途定めものとする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認のうえ、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は物資の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受理したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成19年4月17日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第12条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年4月17日

別表1 (第4条関係)  
災害時の主な必要物資一覧表

種類	物 資 名
食器類	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	タオル、ウェットティッシュ
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、ガスボンベ、乾電池
食料	米穀、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップ麺、
	飲料水、水(ペットボトル)、おにぎり、弁当等

- (1) 応急食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## ○ 株式会社ミコー食品

柳井市（以下「甲」という。）と 株式会社ミコー食品（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1） 別表1に掲げる物資

（2） その他、甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成24年 4月25日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年 4月25日

別表1（第4条関係）  
災害時の主な必要物資一覧表

種類	物 資 名
食器類	茶わん、汁わん、皿、箸等
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュペーパー、石鹼、洗濯石鹼（粉）、
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品、
	タオル、ウェットティッシュ
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、木炭、ガスボンベ、乾電池
食料	米穀、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップめん、
	おにぎり、弁当等

おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## ○ 株式会社フジ

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1） 別表1に掲げる物資

（2） その他、甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成24年6月22日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年 6月22日

別表1（第4条関係）  
災害時の主な必要物資一覧表

種類	物 資 名
食器類	茶わん、汁わん、皿、箸等
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュペーパー、石鹼、洗濯石鹼（粉）、
	紙オムツ、歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、
	生理用品、タオル、ウェットティッシュ
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、木炭、ガスボンベ、乾電池、
食料	米穀、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップめん、
	おにぎり、弁当等

おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## ○ 株式会社丸久

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社丸久（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引き渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成24年 7月 9日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成24年 7月 9日

別表1（第4条関係）  
災害時の主な必要物資一覧表

種類	物 資 名
食器類	茶わん、汁わん、皿、箸等
日用品雑貨	タオル、下着、トレーニングウェア上下、雨具類、軍手、
	チリ紙（トイレロール）、なべ、やかん、バケツ、ポリ袋
	紙オムツ（大人用）、紙オムツ（小人用）
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、懐中電灯、卓上ボンベ、乾電池
食料	米穀、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップめん、
	おにぎり、弁当、ペットボトル（水）等

おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## ○ 生活協同組合コープやまぐち

柳井市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表1に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、乙の所属する連合会等との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成26年11月19日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成26年11月19日

別記

第1号様式（第2条関係）

令和 年 月 日

生活協同組合コープやまぐち 様

柳井市長

災害時における物資の供給要請書

災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担当者 柳井市健康福祉部社会福祉課  
課長 ㊟

第2号様式（第6条関係）

物 資 納 品 書

令和 年 月 日付災害時における物資の供給要請書により、次の物資を納品したことを確認いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

令和 年 月 日

生活協同組合コープやまぐち  
担当者 ㊟  
柳井市健康福祉部社会福祉課  
担当者 ㊟

別表1（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュペーパー、石鹼、洗濯石鹼（粉）、
	紙オムツ、歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、
	生理用品、ウェットティッシュ、マスク
ライター（使い捨てライター等）	
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜、
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース、 マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## ○ 株式会社イズミ

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

### （要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

### （物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

### （物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

### （費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

### （支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、乙の所属する連合会等との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

### （平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

### （有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和2年1月1日

## ○ 株式会社ミスターマックス・ホールディングス

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社ミスターマックス・ホールディングス（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

### （要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

### （物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

### （物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

### （費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

### （支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、乙の所属する連合会等との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

### （平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和2年2月17日

## ○ 株式会社ナフコ

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

### （要請手続）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

### （物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

### （物資の運搬・引渡し）

第6条 物資引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

### （費用の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

### （支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、乙の所属する連合会等との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

### （平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や

甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和3年 4月22日

## ○ 山口県東部ヤクルト販売株式会社

柳井市（以下「甲」という。）と山口県東部ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

### （要請手続）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

### （物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

### （物資の運搬・引渡し）

第6条 物資引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

### （費用の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

### （支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、乙の所属する連合会等との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

### （平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和3年6月8日

○ 株式会社コスモス薬品

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、次条に定める措置をとるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、乙の保有する物資の供給が可能な場所とする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、乙の所属する連合会等との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和4年4月1日

別表（第4条関係）

供給を要請する物資一覧表

種 類	物 資 名
医薬品	消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬など
ヘルスケア・ 介護・ベビー 用品	マスク、包帯、ガーゼ、脱脂綿、絆創膏、生理用品、
	紙おむつ（成人用・子供用・乳児用）、携帯トイレなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
家庭用品、 日用消耗品	タオル、下着、ちり紙、ウェットティッシュ、
	ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、
	マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、
	水缶など

おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて、甲乙協議の上、その都度、指定できるものとする。

## □ 災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）は、山口県内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生したとき（以下「災害時」という。）における、柳井市民への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士の業務）

第2条 甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（被災者支援の要請）

第3条 甲は、災害時に被災者支援として行政書士業務を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により、支援を要請するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条による支援の要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実行するための措置を行い、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（要請による連絡調整）

第5条 甲並びに乙は、連絡体制を整え、被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定に基づき第4条の行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 行政書士業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（行政書士業務を依頼する被災者）の負担とする。

（損害への対応）

第7条 この協定に基づく行政書士業務を行う際、乙又は乙の会社に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定に甲乙双方から意思表示がないときは、1年間延長するものとする。以後も同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成25年10月8日

## □ 災害に係る情報発信等に関する協定

柳井市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、柳井市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、柳井市が柳井市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ柳井市の行政機能の低下を軽減させるため、柳井市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、柳井市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、柳井市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、柳井市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 柳井市が、柳井市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 柳井市が、柳井市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 柳井市が、災害発生時の柳井市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 柳井市が、柳井市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて柳井市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 柳井市が、柳井市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 柳井市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、柳井市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく柳井市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、柳井市から提供を受ける情報について、柳井市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、柳井市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、柳井市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、柳井市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年10月11日

## □ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社山口支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定め、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年12月20日

## □ 災害時における物資の供給に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会柳井支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給について、次の通り協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達を確保するため、甲が乙から受ける災害時における物資の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）市外において発生した災害に係る救助のため、国、県又は他の市町から物資の調達のあっせんを要請されたとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、緊急に物資の調達が必要となったとき。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

3 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後、速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から第1項の要請を受けたときは、物資の優先供給、運搬その他の事項に積極的に協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

（1）LPガス

（2）その他甲が必要とする物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡しは甲乙調整のうえ決定した場所において行うものとし、甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、輸送費を含む。）とすることを基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が甲に供給した物資の代金については、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づき請求があったときは、乙に対して速やかに代金を支払うものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからもこの協定の解除について意思表示がない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したこと証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年9月12日

## □ 災害時における物資供給に関する協定書

○NPO法人コメリ災害対策センター

柳井市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 1 月 13 日

別表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○ 株式会社ジュンテンドー

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認める場合は、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に調達を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1） 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- （2） 作業関係用品
- （3） 冷暖房機器及び電気用品等
- （4） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として調達要請書（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の費用負担）

第4条 乙が物資の調達の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

2 甲は当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する調達報告書（別記第2号様式）により調達物資を確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、物資の引渡し完了した場合は、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した場合は、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

（担当者名簿の作成）

第7条 甲及び乙は、この協定締結日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別記第3号様式）を作成し、相互に保管するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定が災害時において円滑に運用されるよう、平素より必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙が相手方に対し協定終了の通知をしない場合は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定又は解決するものとする。

この協定成立の証としてこの証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 元年 5月 1日

## □ 黒杭川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定書

山口県柳井土木建築事務所長（以下「甲」という。）と柳井市長（以下「乙」という。）とは、乙が黒杭川及び柳井川周辺の住民（以下「住民」という。）に対して、甲が所管する放流警報設備（以下「警報設備」という。）を利用して、災害情報等の伝達提供を行うことに関し、次のとおり協定を締結した。

### （目 的）

第1条 この協定は、洪水被害等の発生が予想される場合に、乙が住民に対して行う災害情報等の伝達提供に当たり、甲が警報設備を利用して、乙に代わって伝達提供することにより、支援を行うことを目的とするものである。

### （伝達提供する情報）

第2条 甲が乙に代わって住民に伝達提供する災害情報等は、黒杭川及び柳井川周辺において乙が自ら伝達提供すべき災害情報及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等とする。

### （費用負担等）

第3条 乙が行う住民への災害情報等の伝達提供に当たり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に要する費用は甲の負担とする。  
2 災害情報等の伝達提供に当たり、甲が所管するダム管理設備に係る新たな設備整備等を行わないものとする。

### （伝達提供の方法等）

第4条 乙が住民に災害情報等を伝達提供するに当たり、甲へ利用の要請を行うことができる設備及び伝達提供方法は、甲が設置している放流警報スピーカー設備及び当該設備を用いた音声放送とする。

### （警報設備の配置）

第5条 この協定に係る警報設備の所在地は別表のとおりとし、配置は別図のとおりとする。

### （警報設備の利用制限）

第6条 甲がダム放流等により警報設備を使用しているときは、乙は警報設備を利用した災害情報等の伝達提供を行うことはできないものとする。  
2 乙は、原則として洪水被害等の発生が予想される場合以外には、警報設備を利用した災害情報等の伝達提供を行うことはできないものとする。

(伝達提供の責任)

第7条 乙の要請により甲が乙に代わって実施する警報設備を利用した災害情報等の伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報の伝達提供の多様な手段の一つであり、甲は伝達提供に係る責任を一切有しないものとする。

2 この協定に基づく警報設備の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

(実施要領)

第8条 この協定の実施のため必要な手続きについて、実施要領を別途定めるものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上のおり協定締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年 3月 1日

## □ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### （定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、柳井市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、柳井市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

### （地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年1月19日

## □ 柳井市公共施設の屋根等を活用した太陽光発電事業に係る基本協定書

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社ウエストエネルギーソリューション（以下「乙」という。）とは、柳井市公共施設の屋根等を活用した太陽光発電事業（以下、「本事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が所有する市有施設及び市有地（以下、「市有施設等」という。）に、乙が太陽光発電施設を設置して行う本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（太陽光発電設備の設置場所及び設置面積）

第3条 乙は、別紙の市有施設等の場所に関し、第6条による甲が発行する行政財産使用許可（以下、「使用許可」という。）を受け、太陽光発電設備（以下、「発電設備」という。）を設置するものとする。なお、各市有施設等における発電設備の設置範囲は、双方協議の上、設置するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から事業期間の末日までとする。

（事業期間）

第5条 本事業の事業期間は、売電期間並びに発電設備の設置に要する期間や撤去及び原状回復に要する期間を加えた期間とする。

2 売電期間は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）」（以下「再エネ特措法」という。）に基づき、国の定める再生可能エネルギー固定価格買取期間である20年間とする。

（行政財産使用許可手続等）

第6条 乙は、本事業を行うために、第3条に規定する範囲に関し、甲から市有施設等の行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

2 使用許可期間は1年間とし、乙は毎年手続きを行うものとする。この場合、使用許可期間満了日の30日前までに使用許可申請書を甲に提出するものとする。なお、第4条の協定期間の間は、本事業の実施に特段の問題がない限りにおいて、事業の期間中は更新できるものとする。

3 乙は、発電設備の設置に要する市有施設等以外の用地・設備等を占有する場合、甲と協議の上、適切に対応するものとする。

4 乙は、甲が発行する行政財産使用許可書の許可条件を遵守するものとする。ただし、本協定の内容と許可書の条件に矛盾がある場合は、双方協議し決定する。

（設置工事等）

第7条 乙は、甲に提出した再エネ特措法による事業計画に基づき、本事業を実施するものとする。

2 本事業の実施については、乙は、その市有施設等の本来の使用目的に支障が生じないように施設管理者と十分な協議を行い、当該施設利用者の安全性等に配慮した実施スケジュール及び工法により行うものとする。

3 乙は、発電設備の工事請負、管理等については、柳井市内の事業者に対して、発注をするように努めるものとする。

(メンテナンス)

第8条 乙は、発電設備を設置した市有施設等の本来の使用目的に支障が生じないように常時監視を行うこととし、当該市有施設等及び発電施設が常に正常かつ安全な状態で稼働するために必要なメンテナンス等を定期的実施するものとする。

(事業期間中の屋根の改修等)

第9条 協定期間中に対象施設の老朽化等に起因する雨漏りが生じた場合、必要に応じて甲及び乙で協議を行うものとする。なお、発電設備の移設を伴う防水工事等を甲が実施する必要がある場合は、乙は当該発電設備の一時移設に協力することとし、その費用は、乙の負担とする。

(事業期間中の市有施設等の統廃合等)

第10条 市有施設等の統廃合等により、やむを得ず発電設備の移設又は撤去が必要となる場合、事前に協議を行い、甲は乙に発電設備の移設又は撤去を求めることができるものとし、その費用は乙の負担とする。

(原状回復の義務等)

第11条 乙の事情により協定期間中に本事業を中止する場合又は乙が破産、特別清算、民事再生、会社更生手続の手続開始の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合は、乙の負担により発電設備を撤去して原状回復する義務を負うものとする。

(市有施設等への立入)

第12条 乙又は乙が指定する業者は、事前に施設管理者の許可を得た上で、発電設備のメンテナンス等のため市有施設等に立ち入ることができる。なお、乙が指定する業者については、事前に甲に対して書面等で報告するものとする。

2 乙又は乙の指定する業者は、前項の規定により市有施設等に立ち入る場合には、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

(費用負担)

第13条 甲及び乙は、本事業により設置された太陽光発電設備の所有権が乙に帰属することを確認する。

2 発電設備に係る設計、材料調達、設置工事、メンテナンス、機器の更新及び撤去、各種手続の申請に係る費用、太陽光発電設備に賦課される公租公課、その他本事業の実施に必要な費用は全て乙の負担とする。

3 発電設備の設置及び運営に必要な電気に係る料金は、乙の負担とする。

(工事完了確認)

第14条 甲は、乙が発電設備の設置又は修理等の工事を実施したときは、乙の立会のもと、当該工事が計画どおりに完了したことを確認するものとする。

(使用料)

第15条 使用料は電力供給開始日から発生するものとし、その年額は次の算定式による。

使用料＝調達価格×太陽電池容量の合計×1,000時間×受益率

※調達価格は、再エネ特措法第3条第2項に規定する調達価格とする。

※太陽電池容量の合計は、乙が当該建物に設置する太陽光発電設備の合計をいう。

※年間発電量は、太陽電池容量の合計に1,000時間を乗じて得た数値をいう。

※受益率は、年3%相当額(別途「消費税及び地方消費税相当額」とする。

2 使用料は1年分を年度毎に年額で支払うこととする。ただし、使用期間の初年度又は最終年度に売電期間が1年に満たない場合は、初年度には売電を開始した月の1日を起算日とし月割りで3月分まで、最終年度は4月分から月割りで売電終了日の前月までを月額で支払うこと。

- 3 1年とは、当年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の納入方法)

第16条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納入するものとする。

(延滞違約金)

第17条 乙は、第15条の使用料を指定された期限までに納入しなかった場合は、支払期限の翌日から支払までの日数に応じ、当該金額につき柳井市税条例（平成17年条例第58号）の例による割合で計算した金額を延滞違約金として、甲に支払うものとする。延滞違約金の計算は365日を除し、延滞した日数を乗じて算定するものとする。

(使用料の還付)

第18条 甲は、第19条の規定により使用許可を取り消した場合又は乙から使用許可の取消の届出があった場合は、既納の使用料を乙に返還しないものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は使用しない期間に係る使用料を返還する。

- (1) 甲が当該市有施設等を公用又は公共用に供するため、使用許可を取り消した場合
- (2) 乙の責めに帰さない理由により、市有施設等が使用できない場合

(使用許可の取消)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 甲の発行する使用許可の条件及び本協定の条項に違反し、甲の催告にもかかわらず、乙が直ちに是正策を講じようとしなない場合又は1ヶ月以上その違反状態が是正されない場合
  - (2) 使用許可財産を甲において、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合
  - (3) 乙が、使用許可及び本協定締結により発生する権利を甲の承諾を得ることなく第三者へ転貸し又は譲渡した場合
  - (4) 関係法令に違反し、当該違反が本協定の遂行を困難ならしめる重大な違反である場合
  - (5) 使用許可申請書の内容に虚偽の記載があった場合
  - (6) 乙の役員が柳井市暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第2条第2号及び第3号の規定に該当する者と認められた場合又は暴力団関係者がその事業活動を支配するものと認められる場合
  - (7) 手形若しくは小切手が不渡りとなった時又は銀行取引停止処分を受けた場合
  - (8) 差押、競売、保全処分又は滞納処分等の強制執行の決定がなされ、それが3ヶ月以上是正されない場合
  - (9) 破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続の開始決定を受けた場合
  - (10) 市有施設等の用途又は目的を著しく妨げると認められた場合
  - (11) 経済産業省の設備認定が取り消された場合
  - (12) 一般電気事業者との間で特定契約等の締結に至らなかった場合
  - (13) 使用料の支払義務を履行しない場合
  - (14) 電気設備の安全性を確保できなくなった場合
  - (15) その他本協定の遂行を不可能とする事態が生じた場合
- 2 前項の規定により使用許可が取り消された場合、乙はこれによって生じる費用及び損失の補償を甲に請求できないものとする。

(使用許可財産の返還)

第20条 乙は、本協定終了（使用許可取消による契約終了を含む。）後1年以内（以下、「明渡期間」という。）に乙の負担により市有施設等から発電設備の一切を撤去し、市有施設等を原状に回復した上で甲に明け渡すものとする。

2 甲及び乙が本協定期間満了時まで、本協定が期間満了により終了した場合の発電設備の取り扱いについて、次の各号のいずれかとする旨を合意したときは、当該合意に従い発電設備を取り扱うものとする。

(1) 発電設備に設置した乙の本設備の甲への無償譲渡

(2) 乙が発電設備を所有するまま、契約条件を見直して新規の契約締結

(目的外使用の禁止)

第 21 条 乙は、発電設備の設置以外の目的で市有施設等を使用してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 22 条 乙は使用許可及び本協定により生じる権利又は義務を乙が募集する事業者との共同事業以外の第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、発電設備の所有権を第三者に移転してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

3 乙は、発電設備を第三者に貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

4 やむを得ない理由により、発電設備の所有権が乙から第三者に移転した場合等の対応については、甲及び乙並びに当該第三者で協議して決定するものとする。

(秘密の保持)

第 23 条 甲及び乙は、本事業を履行する上で知り得た秘密、業務情報及び個人情報を本協定の事業目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の規定は、本協定期間満了後又は本協定が解除された後も同様とする。

(保険等への加入)

第 24 条 乙の設置した発電設備に起因して、市有施設等に損害が生じた場合や市有施設等の利用者等に損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償する。乙は当該損害に備え、火災保険などの損害保険及び損害賠償保険（対人損害保険を含む。）等に参加しなければならない。

(天災等による損害)

第 25 条 自然災害等により損害を受けた場合には、発電設備の修繕は乙の負担とし、甲の所有する市有施設等の修繕については甲の負担とする。ただし、市有施設等が受けた損害のうち、発電設備の設置に起因する甲の施設の損害は、乙の負担とする。

(発電設備の設置による影響への対応)

第 26 条 発電設備の設置及び管理に伴い雨漏りその他の損害が生じたときと特定された場合は、乙の費用負担により原因部分及び市有施設等の修繕工事等を行うものとする。

2 前項の損害が特定できない場合は、甲乙協議して決定するものとする。

3 発電設備が施設や施設の利用者等に損害を与えることが予想される場合は、甲乙協議し、必要に応じて甲は撤去等の応急措置をとることができるものとする。ただし、その措置費用等は乙が負担する。

(環境教育等への協力)

第 27 条 乙は、甲が発電設備を環境教育等に活用しようとする場合には、甲の要望に基づいて発電設備の公開やディスプレイを設置するなど、再生可能エネルギーに対する啓蒙及び啓発活動等について可能な限り協力するものとする。なお、ディスプレイ設置施設は、別紙「市有施設等」において定める。

(非常時の施設への電気供給)

第 28 条 乙は、災害や計画停電等により一般電気事業者から市有施設等に供給される電気が

遮断された場合には、当該市有施設等に太陽光発電による電気を無償で甲に提供するものとする。ただし、切替スイッチを操作して電気を供給できる自立運転機能を持つ機器を設置できる市有施設等に限る。なお、非常用電源設置施設は、別紙「市有施設等」において定める。

(事業の報告)

第 29 条 乙は、毎年度末締めで、電力量等がわかる資料を添付し、発電設備の維持管理費用及び発電量に関するデータを甲へ報告するものとする。

2 報告期限は、毎年 5 月末までとする。

(協定内容の変更)

第 30 条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、協定内容の一部を変更することができる。

(裁判管轄)

第 31 条 本協定に関連して紛争が生じた場合、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 32 条 本協定に定めのない事項又は協定の履行に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 1 月 15 日

## □ 災害時における雨水ポンプ場応急対策の協力に関する協定

○株式会社クボタ中四国支社

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社クボタ中四国支社（以下「乙」という。）は、地震、台風その他の災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲が管理する雨水ポンプ場（以下「雨水ポンプ場」という。）において実施する応急対策業務（以下「対策業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雨水ポンプ場の被災等の早期復旧のため、対策業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対策業務の範囲）

第2条 対策業務の範囲は、雨水ポンプ場の施設及び設備における被災状況等の調査、復旧計画の策定及び復旧に向けた応急措置の実施とする。

（対策業務の要請）

第3条 甲は、乙に対策業務を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の通信手段により対策業務の要請をすることができるものとし、後日、速やかに書面を送付するものとする。

- （1） 対策業務の実施日時、場所及び内容
- （2） 対策業務に必要な人員及び資機材
- （3） その他必要事項

（対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき対策業務の要請を受けたときは、速やかに必要な人員及び資機材を確保し、甲が行う対策業務に協力するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていない場合は、乙は、協力要請された内容に基づき、自ら対策業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき対策業務を実施した場合には、甲に対して書面により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の通信手段により報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

（協力体制）

第6条 協力要請を円滑に行うため、甲及び乙は、毎年度当初において緊急時連絡体制表を作成することとする。

2 緊急時連絡体制表に変更を生じた場合には、遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が行う対策業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（損害の負担）

第8条 第2条の規定による対策業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき、対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（効力の発生及び消滅）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定める。

以上のおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 6月14日

## ○ シンフォニアテクノロジー株式会社中国営業所

柳井市（以下「甲」という。）とシンフォニアテクノロジー株式会社中国営業所（以下「乙」という。）は、地震、台風その他の災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲が管理する雨水ポンプ場（以下「雨水ポンプ場」という。）において実施する応急対策業務（以下「対策業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、雨水ポンプ場の被災等の早期復旧のため、対策業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （対策業務の範囲）

第2条 対策業務の範囲は、雨水ポンプ場の施設及び設備における被災状況等の調査、復旧計画の策定及び復旧に向けた応急措置の実施とする。

### （対策業務の要請）

第3条 甲は、乙に対策業務を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の通信手段により対策業務の要請をすることができるものとし、後日、速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 対策業務の実施日時、場所及び内容
- (2) 対策業務に必要な人員及び資機材
- (3) その他必要事項

### （対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき対策業務の要請を受けたときは、速やかに必要な人員及び資機材を確保し、甲が行う対策業務に協力するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていない場合は、乙は、協力要請された内容に基づき、自ら対策業務を実施するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき対策業務を実施した場合には、甲に対して書面により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の通信手段により報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

### （協力体制）

第6条 協力要請を円滑に行うため、甲及び乙は、毎年度当初において緊急時連絡体制表を作成することとする。

2 緊急時連絡体制表に変更を生じた場合には、遅滞なく報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 乙が行う対策業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

### （損害の負担）

第8条 第2条の規定による対策業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

### （補償）

第9条 この協定に基づき、対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

### （効力の発生及び消滅）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

### （その他）

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、必要

に応じて甲乙協議して定める。

以上のおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 6月14日

## ○ 株式会社ミゾタ山口営業所

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社ミゾタ山口営業所（以下「乙」という。）は、地震、台風その他の災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲が管理する雨水ポンプ場（以下「雨水ポンプ場」という。）において実施する応急対策業務（以下「対策業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雨水ポンプ場の被災等の早期復旧のため、対策業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対策業務の範囲）

第2条 対策業務の範囲は、雨水ポンプ場の施設及び設備における被災状況等の調査、復旧計画の策定及び復旧に向けた応急措置の実施とする。

（対策業務の要請）

第3条 甲は、乙に対策業務を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の通信手段により対策業務の要請をすることができるものとし、後日、速やかに書面を送付するものとする。

（1）対策業務の実施日時、場所及び内容

（2）対策業務に必要な人員及び資機材

（3）その他必要事項

（対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき対策業務の要請を受けたときは、速やかに必要な人員及び資機材を確保し、甲が行う対策業務に協力するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていない場合は、乙は、協力要請された内容に基づき、自ら対策業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき対策業務を実施した場合には、甲に対して書面により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の通信手段により報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

（協力体制）

第6条 協力要請を円滑に行うため、甲及び乙は、毎年度当初において緊急時連絡体制表を作成することとする。

2 緊急時連絡体制表に変更を生じた場合には、遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が行う対策業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（損害の負担）

第8条 第2条の規定による対策業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき、対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（効力の発生及び消滅）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、必要

に応じて甲乙協議して定める。

以上のおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 6月14日

## ○ 株式会社日立インダストリアルプロダクツ中国営業所

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社日立インダストリアルプロダクツ中国営業所（以下「乙」という。）は、地震、台風その他の災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲が管理する雨水ポンプ場（以下「雨水ポンプ場」という。）において実施する応急対策業務（以下「対策業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、雨水ポンプ場の被災等の早期復旧のため、対策業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （対策業務の範囲）

第2条 対策業務の範囲は、雨水ポンプ場の施設及び設備における被災状況等の調査、復旧計画の策定及び復旧に向けた応急措置の実施とする。

### （対策業務の要請）

第3条 甲は、乙に対策業務を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の通信手段により対策業務の要請をすることができるものとし、後日、速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 対策業務の実施日時、場所及び内容
- (2) 対策業務に必要な人員及び資機材
- (3) その他必要事項

### （対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき対策業務の要請を受けたときは、速やかに必要な人員及び資機材を確保し、甲が行う対策業務に協力するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていない場合は、乙は、協力要請された内容に基づき、自ら対策業務を実施するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき対策業務を実施した場合には、甲に対して書面により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の通信手段により報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

### （協力体制）

第6条 協力要請を円滑に行うため、甲及び乙は、毎年度当初において緊急時連絡体制表を作成することとする。

2 緊急時連絡体制表に変更を生じた場合には、遅滞なく報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 乙が行う対策業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

### （損害の負担）

第8条 第2条の規定による対策業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

### （補償）

第9条 この協定に基づき、対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

### （効力の発生及び消滅）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

### （その他）

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、必要

に応じて甲乙協議して定める。

以上のおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年10月 1日

## □ 災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

### ○ 守常レンタリース株式会社

柳井市（以下「甲」という。）と守常レンタリース株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、乙から甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達及び供給を受けようとするときは、乙にその旨を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの前条に規定する要請を受けたときは、保有する物資を速やかに設置協力するものとする。

2 乙は、甲が指定する場所に物資を運搬し、設置するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。また、これらの事項に変更が生じたときも同様とする。

（経費の負担）

第6条 乙が設置した物資の賃借料及びその他必要経費については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（費用の支払）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理したときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 第4条の規定による運搬並びに設置により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

（効力の発生及び消滅）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 元年 6月 3日

## □ 災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

### ○ 山陽リース株式会社

柳井市（以下「甲」という。）と山陽リース株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第2条 この協定は、災害が発生した場合において、乙から甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達及び供給を受けようとするときは、乙にその旨を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの前条に規定する要請を受けたときは、保有する物資を速やかに設置協力するものとする。

2 乙は、甲が指定する場所に物資を運搬し、設置するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。また、これらの事項に変更が生じたときも同様とする。

（経費の負担）

第6条 乙が設置した物資の賃借料及びその他必要経費については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（費用の支払）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理したときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 第4条の規定による運搬並びに設置により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

（効力の発生及び消滅）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 元年 6月 3日

## □ 災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

### ○ 光東株式会社

柳井市（以下「甲」という。）と光東株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第3条 この協定は、災害が発生した場合において、乙から甲に対し物資の調達及び供給を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達及び供給を受けようとするときは、乙にその旨を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの前条に規定する要請を受けたときは、保有する物資を速やかに設置協力するものとする。

2 乙は、甲が指定する場所に物資を運搬し、設置するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先並びに連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。また、これらの事項に変更が生じたときも同様とする。

（経費の負担）

第6条 乙が設置した物資の賃借料及びその他必要経費については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（費用の支払）

第7条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理したときは、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 第4条の規定による運搬並びに設置により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

（効力の発生及び消滅）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 元年 6月 3日

## □災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と柳井市し尿収集運搬許可業者（以下「乙」という。）であるトキワ産業有限会社、株式会社柳井環境メンテック及び株式会社大畠技研とは、柳井市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、し尿等の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「し尿等」とは、災害時において処理する必要が生じた便槽内のし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

2 この協定において「協定業務」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）災害により被害を受けた家屋に設置された便槽内のし尿等の収集運搬
  - （2）災害対策本部が開設した避難所に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬
  - （3）前2号に掲げるもののほか災害により処理不能となったし尿等の収集運搬
- （協定業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、必要があると判断したときは、乙に対して協定業務の要請を行うことができる。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲から乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合の要請は、口頭で行うことができるものとし、事後速やかに文書で通知するものとする。

- （1）要請の内容
  - （2）実施場所
  - （3）その他必要な事項
- （協定業務の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき、優先的に協定業務に当たるものとする。

2 乙は、甲から要請があった協定業務を実施したときは、次に掲げる事項を記載した文書で甲に報告するものとする。

- （1）実施場所
  - （2）収集を行った世帯の住所及び世帯主の氏名（ただし、災害の規模により記録が困難な場合は、地区名（自治会名）及び件数とする。）
  - （3）作業年月日
  - （4）収集量及び料金
  - （5）その他必要な事項
- （費用負担）

第6条 協定業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿の収集運搬にかかる適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙の請求に基づき、前条の費用を速やかに支払うものとする。

2 甲は、前条の費用の支払について予算措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず、予算措置後、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲は、第3条に規定する要請を行うときは、乙に対して、速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条に規定する要請があったときは、前項の情報に基づき、し尿の収集運搬に

関し、作業体制等について、甲に情報を提供するものとする。

3 甲及び乙は、協定業務が円滑に行われるよう、情報の共有に努めるものとする。

(損害補償及び損害賠償)

第9条 協定業務に従事した者が、当該協定業務のために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の責めに帰すことができない事由により、協定業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月11日

## □ 柳井市・日本下水道事業団災害支援協定

柳井市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

### （対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

### （災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

### （災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

### （災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に依りて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

### （災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害

支援に要したものを除く。)を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 柳井市 下水道課
- 二 乙の事務局 中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和9年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年10月1日

## 別記

### 協定下水道施設

1. 終末処理場
  - (1) 柳井浄化センター
  
2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）
  - (1) 東土穂石雨水ポンプ場
  - (2) 古開作雨水ポンプ場
  - (3) 田布路木雨水ポンプ場
  - (4) 大水道雨水ポンプ場
  - (5) 宮本雨水ポンプ場

## □ 災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定

柳井市（以下「甲」という。）と山口県産業ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合の応急・復旧対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が行う応急・復旧対策業務について、必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、応急・復旧対策業務を実施する関係機関（以下「関係機関」という。）から乙の会員が所有するドローンによる応急・復旧対策業務（以下「業務」という。）のあっせんを求めがあったとき又は甲が業務を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書による暇がないときは、乙に対し口頭により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項に規定する文書は、別記様式第 1 号とする。

（業務の内容）

第 3 条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）災害発生現場等の被災状況等の把握

（2）被災者の捜索

（3）物資の運搬

（4）その他甲乙双方で協議の整った事項

（実施）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに乙の会員に業務を実施させるものとする。

2 乙の会員は甲又は関係機関の指揮、監督に従い、業務を実施する。

3 乙の会員は、労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）、航空法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号）その他の法令を遵守し、二次災害の防止に努める。

4 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

5 前項に規定する文書は、別記様式第 2 号とする。

（費用負担）

第 5 条 乙の会員が業務の実施に要した費用は、甲又は関係機関が負担するものとする。

2 前項の費用の算出については、別紙のとおりとする。

（事故）

第 6 条 乙は、業務の実施にあたって事故のあったときは、速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

2 前項の規定による文書は、別記様式第 3 号とする。

（損害の負担）

第 7 条 第 4 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲又は関係機関及び乙の会員が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第 8 条 この協定に基づき、乙の会員が実施する業務に従事した者（以下、「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡先等の報告）

第 9 条 甲及び乙は、協定の締結後、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。報告の内容に変更があったときも同様とする。

（人員の編成等の報告）

第 10 条 乙は、協定の締結後、業務に係る人員の編成及びドローンの数量について、甲に報

告するものとする。報告の内容に変更があったときも同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲又は乙から別段の申出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年8月5日

## □ 山口県市町情報システム共同利用災害基本協定書

山口県市町情報システム共同利用推進会議構成団体(以下「構成団体」という。)は「災害発生時の対応」について協議を行い、次のとおり合意した。

(目的)

第1条 本協定は構成団体が災害発生時に相互に支援協力し、事業継続を可能とするため、相互協力の包括的な枠組みに関して必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は次のとおりとする。

(1) 被災市町以外の市町の基幹システム端末による、被災市町の基幹システム稼働支援

(2) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項の支援

(支援の要請)

第3条 支援の要請は、応急対策の内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電子メール等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 支援は、支援を提供する市町が実施可能と判断した範囲内で行うものとする。

(支援の経費)

第5条 支援に要した構成団体の経費の負担は、原則として支援を受けた市町の負担とする。

2 前項の構成団体の経費は、支援の終了後に協議のうえ、定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、合意の日から令和10年3月31日までとする。

(補則)

第7条 この協定に関し必要な事項については、構成団体が協議のうえ、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、構成団体が相互に誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

3 各構成団体が株式会社日立ソリューションズ西日本と締結した「基幹業務系システム共同利用サービス契約書」の別紙1「サービス仕様書」に記載する「災害発生時の対応」については、株式会社日立ソリューションズ西日本と別途協議する。

この協定を締結した証として本書5通を作成し、各構成団体が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年6月1日

## □ 災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関する協定書

### ○ セツカートン株式会社

柳井市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、柳井市内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合、または柳井市と災害時応援協定等を締結する市町村に災害が発生し、協定に基づく支援を行う場合において、避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

#### （協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合、物資の優先供給に努めるものとする。

3 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等については、可能な限り前2項に準じて行うものとする。

#### （物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) その他乙の取扱商品

#### （手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

#### （経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

#### （連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

#### （有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年8月27日

## ○ レンゴー株式会社

柳井市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、柳井市内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合、または柳井市と災害時応援協定等を締結する市町村に災害が発生し、協定に基づく支援を行う場合において、避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

### （協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合、物資の優先供給に努めるものとする。

3 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等については、可能な限り前2項に準じて行うものとする。

### （物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) その他乙の取扱商品

### （手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

### （連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

### （有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

### （疑義の解決）

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都

度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年 9月23日

## ○ 王子コンテナ株式会社

柳井市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、柳井市内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合、または柳井市と災害時応援協定等を締結する市町村に災害が発生し、協定に基づく支援を行う場合において、避難所の設営等に係る物資の調達に関し、必要な事項を定める。

### （協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

3 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等については、可能な限り前2項に準じて行うものとする。

### （物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) その他乙の取扱商品

### （手続等）

第4条 物資の運搬は、乙または甲、または甲の指定する者が行うものとする。また、甲必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。乙は甲の指定する場所へ物資を納入し、甲は、物資の納入場所に甲の職員または指定する者を派遣して、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲の要請を受け、乙が供給した物資の代金対価及び第4条に従って乙に生じた運搬等に係る費用（以下、総称して「本件対価」という）については甲が負担する。この場合の費用について、物資の代金については、災害発生直前における当該地域の適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ、決定するものとし、また運搬等に係る費用については実費とする。

### （経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

### （連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

### （有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和4年11月8日

□ 柳井市及び大塚製薬株式会社の包括連携に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）及び大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携し、双方が有する人的・物的資源を有効に活用することにより、柳井市民（以下「市民」という。）の福祉の向上及び甲における地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する事項
- (2) 熱中症予防に関する事項
- (3) 食育の推進に関する事項
- (4) 災害支援に関する事項
- (5) スポーツ振興に関する事項
- (6) その他、甲乙協議の上、市民の健康でいきいきとした生活に資すると認められる事項（連携事項推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

- 2 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規程が本協定に優先するものとする。
- 3 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めることとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、本協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月15日

□ 柳井市と株式会社ピアレスとの包括連携に関する協定

柳井市（以下「甲」という。）及び株式会社ピアレス（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより市民の生活の向上と地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）地域経済の活性化に関すること。
- （2）観光・文化及びスポーツの振興に関すること。
- （3）地域や暮らしの安心・安全及び災害対策に関すること。
- （4）子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- （5）健康増進及び食育に関すること。
- （6）その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること。

（連携事項推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めることとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、当該期間満了日の翌日から1年間、この協定は、更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和3年10月4日

## □ 柳井川水系治水協定

二級河川柳井川水系において、河川管理者である山口県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。

・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。

・この協定に基づく事前放流は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。

・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

・河川管理者である山口県は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

#### 2. 事前放流の実施方針

・山口県は、気象庁から柳井川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、事前放流を実施する態勢に入る。

・山口県は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、事前放流を実施する態勢を解除する。

・山口県は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

##### （1）事前放流の実施判断の条件

・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。

国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

##### （2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。

基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。

・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルール of 策定

・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

・山口県、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

・山口県、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、山口県土木防災情報システムを利用（掲示・閲覧）
既存ダムの下流の河川水位	各者が、山口県土木防災情報システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、山口県や柳井市の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

・事前放流の実施後、2. (2) に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

### 6. その他

・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

・この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、山口県、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 3月26日

## □ 災害時における家電製品等の確保に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）とエディオン柳井店（以下「乙」という。）とは、災害時の活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、乙の保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続）

第2条 前条に掲げる要請は、災害時における物資の供給要請書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認の上、第3条に定める措置をとるものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前の適正価格に基づき、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該指定場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（別記第2号様式）により確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、乙の所属する联合会等との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 3年11月19日

## □ 災害時における応急対策の協力に関する協定

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社荏原製作所中国支社（以下「乙」という。）は、地震、台風その他の災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲が管理する古開作排水機場（以下「ポンプ場」という。）において実施する応急対策業務（以下「対策業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、ポンプ場の被災等の早期復旧のため、対策業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対策業務の範囲）

第2条 対策業務の範囲は、ポンプ場の施設及び設備における被災状況等の調査、復旧計画の策定及び復旧に向けた応急措置の実施とする。

（対策業務の要請）

第3条 甲は、乙に対策業務を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の通信手段により対策業務の要請をすることができるものとし、後日、速やかに書面を送付するものとする。

（1）対策業務の実施日時、場所及び内容

（2）対策業務に必要な人員及び資機材

（3）その他必要事項

（対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき対策業務の要請を受けたときは、速やかに必要な人員及び資機材を確保し、甲が行う対策業務に協力するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていない場合は、乙は、協力要請された内容に基づき、自ら対策業務を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき対策業務を実施した場合には、甲に対して書面により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の通信手段により報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

（協力体制）

第6条 協力要請を円滑に行うため、甲及び乙は、毎年度当初において緊急時連絡体制表を作成することとする。

2 緊急時連絡体制表に変更を生じた場合には、遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が行う対策業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

（損害の負担）

第8条 第2条の規定による対策業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がない限り、乙は当該損害を負担しないものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき、対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（効力の発生及び消滅）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。ただし、廃業等により協定内容の履行が不可能となった場合は、この協定は自動的に消滅するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定める。以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4年 1月 6日

## □ 災害時における物資等の輸送に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、災害時協力要請書（第1号様式）により業務の内容等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

### （業務報告）

第4条 乙は、第3条の業務を実施したときは、甲に対し、速やかに完了報告届（様式第2号）により報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、機材の提供及び運搬終了後、甲と乙が協議の上決定するものとする。

### （費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、30日以内に費用を乙に支払うものとする。

### （事故等）

第7条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換して可能な限りその輸送を継続するものとする。

### （補償）

第8条 この協定に基づいて運送業務に従事したものが、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は次の各号に掲げる場合を除き、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第7条の扶助金の例により、その損害を補償する。

- (1) 物資の緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 物資の緊急輸送に従事する者が他の法令により療養その他の給付、若しくは補償を受けることができる場合
- (3) 当該事故が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けるこ

とができる場合

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義や変更が生じた事項については、この協定を円滑に推進するために、その都度協議を行うものとする。

(協定有効期間)

第11条 協定の有効期間は、初年度については協定締結の日から当該年度末の3月31日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2カ月前までに、甲、乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の翌日から、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年2月9日

## □ 電気自動車を活用した脱炭素化及び強靱化に関する連携協定

柳井市（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）並びに山口日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定義する目的を達成するため、電気自動車を活用した脱炭素社会の実現及び災害対応に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、電気自動車の普及啓発を進めるとともに、柳井市における脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガスの削減や自助力、共助力及び公助力の向上を図って災害対策を強化するために、地域課題の解決に向けて相互に連携して取り組むことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項において連携するものとする。

- (1) 電気自動車の普及促進及び利活用に関すること。
- (2) 災害時における電気自動車の活用に関すること。
- (3) その他、甲、乙及び丙が協議して必要と認めること。

## 第1章 電気自動車の普及促進及び利活用に関すること

### （電気自動車の普及促進）

第3条 甲は、柳井市の脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの削減対策として電気自動車の計画的な整備や柳井市内の電気自動車普及に向けた諸施策を実施するものとする。

### （広報活動、イベント等への協力）

第4条 乙及び丙は、第2条に定める連携事項に関連して、甲が主催するイベント等において、環境意識向上、電気自動車の普及啓発、又は防災の広報活動を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

- 2 前項の協力内容は、イベント等の都度、甲と、乙又は丙が協議して取り決める。
- 3 甲、乙及び丙は、本協定に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あらかじめ他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

### （電気自動車等の情報提供）

第5条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜、甲に提供する。

## 第2章 災害時における電気自動車の活用

### （趣旨）

第6条 甲が電気自動車を非常用電源として活用できる体制を整え、丙の協力を得て、地震又は風水害等大規模災害が発生し、若しくはそのおそれがあること（以下「災害時等」という。）によって、柳井市内に大規模停電発生のおそれがある場合に、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第7条 丙は、災害時等により、避難所等が開設された時において、甲からの要請に基づき、

次の各号について可能な範囲において協力するものとする。

- (1) 電気自動車の貸与
- (2) 電気自動車用充電スタンドの使用許諾

(協力の要請)

第8条 甲が丙に対して行う協力の要請は「災害時における協力要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書进行处理するものとする。

2 丙は、甲の要請があった場合において協力をしたときは、甲に対し「災害時における支援活動報告書」(様式第2号)を提出するものとする。

(電気自動車の貸与)

第9条 丙は、丙の指定する日時及び場所で第7条に基づき貸与される電気自動車(以下「貸与車両」という。)を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。

2 丙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

3 甲が貸与車両を丙の指定する場所から甲の電力供給場所へ移動するときは、甲の責任において行うものとする。

(電気自動車の貸与期間)

第10条 電気自動車の貸与期間は、原則として貸与開始日から1週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて、その貸与期間を甲丙が協議して延長できるものとする。

(充電スタンドの使用許諾)

第11条 丙は、充電スタンドが使用可能な場合、甲に対して丙の指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾するように努めるものとする。

2 前項に基づく使用許諾期間は、原則として貸与車両の貸与期間とする。

(貸与車両の管理等)

第12条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両を管理するものとする。なお、管理方法その他の取扱いは、甲丙が協議して取り決める。

2 甲は、充電スタンドを丙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 甲は、貸与期間中、貸与車両若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合、直ちに丙に通知するものとし、その対応について甲丙が協議して取り決めるものとする。

4 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両を滅失し、これにより丙に損害が生じたときは、丙に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両若しくは充電スタンドが故障し、又は貸与車両が滅失したときは、その責任について甲丙が協議して取り決めるものとする。

(事故時の対応)

第13条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、丙に通知した上で、甲の責任の範囲内に限り、この事故の費用を負担し、解決に努めるものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第14条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む)する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を使用前に確認の上、使用するものと

する。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(貸与車両の返却)

第15条 甲は、丙より貸与車両を原状に復した上で、丙に返却するものとする。ただし、通常損耗が原因によるものは除く。なお、返却方法については、甲丙が協議して決定する。

(費用の負担)

第16条 この協定に基づく貸与車両及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

(災害時等協力登録車制度の構築)

第17条 甲は、災害時等の長期停電に対応した体制づくりのため、避難所等における電源の確保状況を踏まえ、住民や事業者が所有する電気自動車を、避難所等の電源として活用するための災害時等協力登録車制度を構築するものとする。

2 丙は、甲が災害時協力登録車制度を構築したときには、柳井市内在住の電気自動車を所有する市民の登録促進に努めるものとする。

### 第3章 一般条項

(連絡調整)

第18条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」(様式第3号)により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定した者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第19条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換又は協議を行うものとする。

(協定期間)

第20条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第21条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは移転し、又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第22条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙はそれぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和 5年 3月20日

## □ 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

柳井市(以下「甲」という。)と株式会社デベロップ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時に甲から要請があったとき、特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は、甲が主体となって行うものとし、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、移動式宿泊施設等の提供要請書(別記第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、FAX、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は、甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案した上で甲乙が協議し、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲乙の協議により決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに連絡責任者届(別記第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 有効期間の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間は、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

以上のおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年8月15日

## 柳井市と山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部 との包括連携に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）及び山口県飲食業生活衛生同業組合柳井支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより市民の生活の向上と地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）食を通じた地産・地消の推進に関すること。
- （2）食育による健康増進に関すること。
- （3）環境対策に関すること。
- （4）災害時における飲食等の支援に関すること。
- （5）観光・文化及びスポーツの振興に関すること。
- （6）その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること。

（連携事項推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めることとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、当該期間満了日の翌日から1年間、この協定は、更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年12月19日

□ 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社キロク平生営業所（以下「乙」という。）は、柳井市において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の資機材のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務等を実施するに当たり、乙が所有する資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材を必要とする場合は、乙に対し、優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性及び必要性により、可能な範囲において優先的に甲に提供するものとする。

（資機材の種類）

第 3 条 甲が提供を受けることができる資機材は、乙が保有する資機材のうち、甲が必要とするもの又は乙の調達可能な範囲内で甲が指定する資機材とする。

（協力の要請）

第 4 条 第 2 条の規定による要請を行う場合は、要請文書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することができるものとし、この場合、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 5 条 資機材の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとするが、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める搬送手段により搬送するものとする。

（経費の負担）

第 6 条 甲が乙からレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提供する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル、運搬等に係る適正価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の費用について請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（災害補償）

第 7 条 この協定に基づき乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡体制等）

第 8 条 甲及び乙は、平常時からレンタル可能な資機材についての情報交換を行うとともに、伝達体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、この協定は、更に 1 年延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 8月 21日

□ 災害時におけるバス利用に関する協定書

柳井市（以下「甲」という。）と株式会社アサヒ観光（以下「乙」という。）とは、災害時における乙が所有するバスの利用に関し、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 この協定は、柳井市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次の各号について乙に対し要請することができる。また、乙は、この要請について可能な限り実施するよう努めるものとする。

- (1) 被災者等（滞留者を含む。）の輸送及び保護
- (2) 一次的な避難所としてのバス利用
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送
- (4) その他市が要請する車両による支援

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる協力の要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに別記様式の文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた業務を開始又は完了したときは、甲に対して報告をするものとする。

- 2 乙は、要請業務の実施に伴い事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

（物資の価格及び支払）

第5条 要請業務に要する費用は、災害時の直前における適正な額を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとし、その支払いについては、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月11日

□ 災害対策に関する覚書

柳井市（以下「甲」という。）とアサヒ飲料株式会社（以下「乙」という。）と藤山珈琲合同会社（以下「丙」という。）は、丙が設置する本覚書第1条記載の乙所有の自動販売機（以下「乙自販機」という。）の災害時における取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時の停電発生時における以下の乙自販機内の在庫商品の提供について、必要な事項を定める。

設置場所	設置位置	台数
柳井市柳井 3776 番地 2	みどりが丘図書館内	1 台

（災害の定義）

第2条 本覚書において「災害」とは、乙自販機の設置場所において大規模災害等の人命に関わる非常時の場合をいう。

（専用鍵の貸与）

第3条 丙が設置した災害救援ベンダー機能付き自動販売機の災害ベンダー専用鍵「鍵No. 637898」（以下「専用鍵」という。）を丙から甲に貸与する。

- 2 甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとし、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する。
- 3 甲は、甲が専用鍵を毀損、紛失等することにより乙自販機内の商品が毀損、紛失等した場合、直ちに乙に通知するとともに専用鍵及び当該商品の代金を負担する。
- 4 甲は、前項のほか、乙自販機に損傷又は故障その他の異常を認めた場合は、直ちにその旨を乙に通知する。

（商品の提供）

第4条 第2条の災害による停電が発生した場合、甲は、専用鍵を使用して乙自販機内部の自家発電機に切り替え、乙自販機内に在庫する商品の提供を受けることができる。

- 2 甲は、前項の商品の提供を受ける場合、事前に乙に対し書面によって要請し、乙の承認を得なければならない。ただし、災害の状況によりこれが不可能と客観的に判断される場合には、口頭等での要請又は事後の書面による報告で足りる。
- 3 第1項によって提供される商品は、災害発生時に乙自販機に在庫する商品のみ（1回限り）とし、災害発生後に補充した商品は対象外とする。
- 4 第1項によって提供された商品は、乙の負担とする。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から乙自販機が撤去されるまでとする。

- 2 理由の如何を問わず、本覚書が終了した場合、甲は、専用鍵を丙に直ちに返却する。

（解除）

第6条 乙及び丙は、甲が本覚書の各条項に違反したときは、何らの通知催告を要せずして、直ちに本覚書を解除することができるほか、自らが被った損害の賠償を求めることができる。

（協議）

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義を生じた条項については、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年7月1日

□ 柳井市災害対策本部条例

平成 17 年 2 月 21 日  
条例第 133 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、柳井市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第 5 条 災害対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 26 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## □ 柳井港及び付近海域台風・津波対策協議会会則

(名称)

第 1 条 本会は、柳井港及び付近海域台風・津波対策協議会（以下「協議会」という。）と呼称する。

(目的)

第 2 条 柳井港及び付近海域における台風、発達した低気圧、津波等（以下「台風等」という。）による船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 台風来襲時の避泊地に関する調査
- (2) 港内津波影響に関する調査
- (3) 台風・津波船舶対応策の策定
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(事務局)

第 4 条 協議会の事務局は、柳井海上保安署に置く。

(会員)

第 5 条 協議会は、柳井港及び付近海域に関係ある行政機関及び企業並びに団体をもって会員とする。

(役員)

第 6 条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- 2 会長は、中国電力株式会社柳井発電所長  
副会長は、柳井土木建築事務所長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(協議会の開催)

第 7 条 会長は、原則として年 1 回定例協議会を開催し、次に掲げる事項について協議会に諮るものとする。

- (1) 協議会会則及び台風等実施対策の改正等に関する事項
- (2) 台風等による、船舶の災害の防止に関する事項
- (3) 協議会の運営に関する事項
- 2 会長は、次に掲げる事項について検討する必要があると認めるとき、又は会員からの要請を受けたときは、必要に応じ臨時協議会を開催する。
  - (1) 台風等による港内在泊船への影響
  - (2) 警戒態勢の発動時期
  - (3) 港外へ避難する船舶の秩序維持
  - (4) 災害防止に必要な事項の関係者への周知
  - (5) その他船舶等の安全対策に必要な事項

(対策の実施等)

第 8 条 協議会は、会議において決定した事項及び港長の指示、勧告等を船舶等に伝達するものとする。

(その他)

第 9 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

この会則は、平成 17 年 3 月 17 日から施行する。

この会則は、平成 22 年 6 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 26 年 7 月 30 日から施行する。

柳井港及び付近海域台風・津波対策協議会 会員名簿

平成 31 年 2 月 15 日現在

機 関 名	住 所	電話番号
山口県柳井土木建築事務所	柳井市南町 3-9-3	0820-22-0396
山口県柳井農林水産事務所	柳井市南町 3-9-3	0820-22-0740
柳井市	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111
周防大島町	周防大島町大字小松 126-2	0820-74-1000
山口県漁協柳井支店	柳井市伊保庄 622-1	0820-27-0015
中国電力(株)柳井発電所	柳井市柳井字宮本塩浜 1578-8	0820-23-1111
中電環境テクノス(株)柳井事業所	柳井市柳井字宮本塩浜 1578-9	0820-23-4543
防予フェリー株式会社	柳井市柳井 134-6	0820-22-5909
平郡航路有限会社	柳井市柳井 134-6	0820-22-7944
柳井化学工業株式会社	柳井市柳井 1582-4	0820-22-0308
井森工業株式会社	柳井市伊保庄 4907	0820-22-7782
(株)中村造船鉄工所	柳井市阿月 1020-1	0820-27-0311
(有)柳井ホンダマリナー	柳井市柳井 7848-38	0820-22-1778
(株)沼田ヤンマー商会	柳井市柳井 150-60	0820-22-0575
(有)宮本砂利店	柳井市南浜 1-6-10	0820-22-3138
大島商船高等専門学校	周防大島町大字小松 1091-1	0820-74-5451
柳井海上保安署	柳井市柳井 134-126	0820-23-2250

特別機関		
山口県防災危機管理課	山口市滝町 1-1	083-933-2360
柳井警察署	柳井市南町 2-4-18	0820-23-0110
柳井地区広域消防組合消防本部	柳井市南町 5-4-1	0820-22-0040

## □ 台風・津波対策実施要領

平成 17 年 3 月 13 日 制定  
平成 22 年 6 月 23 日 一部改正  
平成 26 年 7 月 30 日 一部改正  
平成 27 年 7 月 8 日 一部改正  
平成 28 年 7 月 1 日 一部改正  
令和 2 年 9 月 1 日 一部改正  
令和 4 年 9 月 16 日 一部改正

協議会会長は、台風等の来襲が予想される場合には、事前に協議して決定した下記事項及び港長の指示・勧告等を、別紙「柳井港及び付近海域台風・津波対策連絡系統図」により伝達する。

協議会会員は、「人命の安全を第一」として関係船舶に周知し、自社等で定めている安全運航マニュアル・運航管理規程等に基づき十分な対策の実施を促すとともに、情報交換し応援協力体制を強化するものとする。

### 1 台風対策

#### (1) 警戒態勢発動の基準

警戒態勢発動の基準は次のとおりとする。

##### 第一警戒態勢

台風の予想進路から、発動時期が土・日・祝祭日・夜間等になると予想される場合には、作業人員の確保及び避難準備作業の内容等を考慮し、予告した後に発動することがある。

##### イ 事前警戒態勢

原則として、最大風速 40 m/s の暴風域を伴う勢力に発達又は発達する可能性がある台風が山口県東部に接近する恐れがあると判断される場合において、同台風の強風域（風速 15 m/s 以上）となる 24 時間以上前。

##### ロ 通常警戒態勢

原則として、台風の強風域（風速 15 m/s 以上）が山口県東部に入った時から、同県東部を台風の強風域（風速 15 m/s 以上）が出るまでの間とする。

但し、同県東部が台風の強風域（風速 15 m/s 以上）から出た後も台風の強い吹き返しが見込まれる場合は、風速等を考慮したうえで判断する。

##### 第二警戒態勢

原則として、台風が山口県東部を直撃する恐れが極めて高い場合又は柳井港及び付近海域が重大な影響を被ると判断される場合。

なお、台風の予想進路から、発動時期が土・日・祝祭日・夜間等になると予想される場合には、作業人員の確保及び避難準備作業の内容等を考慮し、予告した後に発動することがある。

#### (2) 警戒態勢の措置

##### 第一警戒態勢

① 事前警戒態勢が発動された場合、会員は関係船舶等に対し、次の事項を通知、指導するものとする。

各船舶長は台風の動向に留意し、気象海象状況を把握するとともに、荒天準備及び船舶代理店等関係者との連絡を密にし、十分余裕のある時期に台風の影響の少ない他の海域への避難を開始するなど早めの避難行動に努めること。

② 通常警戒態勢が発動された場合、会員は関係船舶等に対し、次の各号を通知、指導するものとする。

イ 台風の動向に留意し、気象海象状況を把握するとともに、荒天準備及び船舶代理店等関係者との連絡を密にし、必要に応じ避難できる態勢を確保すること。

- ロ 安全管理規定及び運航基準を厳守すること。
- ハ 荷役作業中又は荷役準備作業中の船舶は、早急に荷役を完了するか、緊急を要する場合以外は荷役を見合わせる。
- ニ 工事現場においては、船舶の作業を一時中止し、荒天準備を行い資器材の流出防止措置を講じ、作業船は早急に避難を開始すること。

## 第二警戒態勢

第二警戒態勢が発動された場合、会員は関係船舶等に対し、次の各号を通知するものとする。

- イ 港内に在泊中の危険物積載船及び総トン数1,000トン以上の船舶は、原則として、速やかに港外の安全な場所に避難すること。  
避難に応じられない船舶を認めたときは、当該船舶の船種、船名、国籍、総トン数、停泊場所及び避難に応じられない理由を柳井海上保安署に直ちに通報すること。
- ロ 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止し、安全な場所に避難すること。
- ハ 港内で避難する船舶は、水深が十分あり、風浪が低減される島影等安全な場所に避難すること。
- ニ 工事資器材流出防止のための監視体制を強化すること。

## 2 発達した低気圧対策

### (1) 警戒態勢発動の基準

警戒態勢発動の基準は次のとおりとする。

第一警戒態勢及び第二警戒態勢、台風対策の発動基準を準用し、同項中の「台風」を「発達した低気圧」と読み替えるものとする。

### (2) 警戒態勢の措置

台風対策における警戒対策の措置を準用し、同項中の「台風」を「発達した低気圧」と読み替えるものとする。

## 3 津波対策

### (1) 情報の入手及び伝達

- イ 地震による揺れを感じた場合、揺れの大小に関わらず、気象庁から発表される津波警報等の有無を確認し、継続して情報を得ること。
- ロ 船舶は、国際VHFの常時聴取に努める。
- ハ 会員は、津波に伴う被災により、停電や電話回線の混雑等のため通信手段が使用できなくなることを想定し、連絡伝達手段の多重化を図ること。
- ニ 外国人船員に対しても、正確な情報伝達が確実に行われるように対策を講じること。

### (2) 警戒態勢発動の基準

警戒態勢発動の基準は次のとおりとする。

#### 第一警戒態勢

気象庁から津波予報区「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合に発動する。

#### 第二警戒態勢

気象庁から津波予報区「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表された場合に発動する。

### (3) 警戒態勢の措置

船舶は警戒態勢発動後、別表船舶対応表により対応する。

なお、船舶対応表は標準的なものであり、対応にあつては人命の安全を第一とし、時間的余裕のある範囲で措置を講ずること。

#### 第一警戒態勢

第一警戒態勢が発動された場合は、会員は、関係船舶等に対し、次の各号を通知

するものとする。

① 大型船・中型船（漁船を含む）の場合

- イ 港内着岸中の一般船舶および危険物積載船舶は、荷役、工事作業を中止し、乗組員を待機させ、陸上機関との情報連絡を密にし、状況に応じ係留索・防舷物を強化するか、又は直ちに運航できる体制を確立し必要に応じ港外の安全な場所に避難すること。
- ロ 錨泊船は、作業を中止し、港内避泊をすること。場合によっては、港外退避すること。
- ハ 航行船は、港外へ退避すること。

② 小型船（プレジャー・小型漁船）の場合

- イ 港内着岸中の小型船は、陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難すること。
- ロ 航行中、錨泊中の小型船は、着岸のうえ陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難又は港外退避すること。
- ハ 工事作業関係者は、工事作業資器材海上の流出防止措置をとること。

## 第二警戒態勢

第二警戒態勢が発動された場合は、会員は、関係船舶等に対し、次の各号を通知するものとする。

① 大型船・中型船（漁船を含む）の場合

- イ 港内航行中の船舶は、時間的余裕が有る場合には、港外の安全な場所に避難し、時間的余裕の無い場合には、港内避泊すること。
- ロ 港内錨泊中の船舶は、作業を中止し、時間的余裕の有る場合には、港外避難し、時間的余裕の無い場合には、錨泊監視を強化すること。
- ハ 港内着岸中の船舶は、作業を中止し、時間的余裕の有る場合には港外の安全な場所に避難すること。時間的余裕の無い場合には、係留避泊すること。また乗組員は陸上の安全な場所に避難すること。

② 小型船（プレジャー・小型漁船）の場合

- イ 港内着岸中の小型船舶は、時間的余裕の有る場合には、陸揚げ固縛または、係留強化の後陸上避難すること。時間的余裕の無い場合には、直ちに陸上避難すること。
- ロ 港内航行中、錨泊中の小型船舶は、時間的余裕の有る場合には、着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難すること。時間的余裕の無い場合には、着岸後直ちに陸上避難すること。

## (4) 遠地津波

気象庁から津波予報区「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報・津波警報が発令された場合であって、津波到達予想時刻に時間的余裕のある場合は、協議会に諮り警戒態勢の発動時期について協議する。

## (5) みなし規定

会員は、気象庁からの津波注意報、津波警報又は大津波警報の発令を認知した場合は、港長から警戒態勢の発動があったものとみなし措置するものとする。

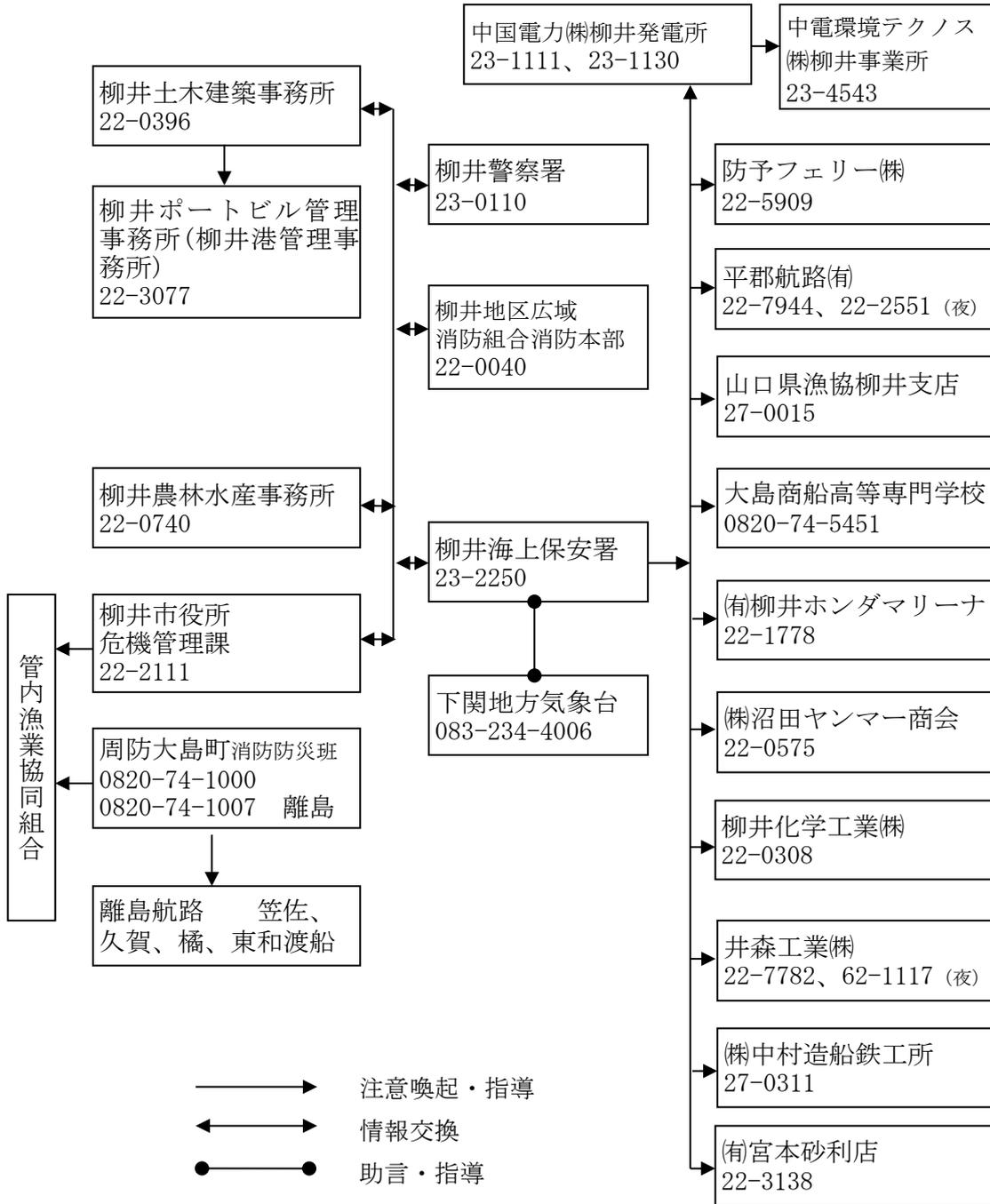
## 4 警戒態勢発動・解除及び伝達

警戒態勢の発動・解除は、港長から発出することとし、伝達は

- (1) 連絡系統図によるFAX一斉同報通知
- (2) インターネット（広島海上保安部のホームページ）
- (3) 巡視艇等による広報

により行う。

柳井港及び付近海域台風・津波対策連絡系統図



□ 地滑り防止区域関係（砂防課関係）

番号	区域名	所在地			区域の面積 (ha)	保全対象区域の現況			河川への影響	備考
		郡市	大字	字		人家戸数	公共的建物	公共的施設		
1	土井	柳井	柳井		5.7	0			有	指定
2	馬皿	〃	〃		7.9	13		県道 300m 市道 400m	〃	〃
3	石井	〃	〃		5.0	0		県道 200m	無	
4	田布呂木	〃	古開作		9.8	35	病院 2 棟		〃	指定
5	割石	〃	日積		13.1	6		市道 230m	〃	〃
6	東割石	〃	〃		28.2	14		市道 260m	〃	〃
7	小国	〃	〃		1.5	5		市道 100m	〃	
8	大谷	〃	〃		6.9	5		市道 500m	有	指定
9	尾崎原	〃	〃		5.0	7		市道 500m	〃	
10	楠	〃	伊保庄		11.8	24		市道 450m	〃	指定
11	大木尾	〃	〃		2.0	7		市道 400m	無	
12	小木尾	〃	〃		9.0	0		市道 600m	〃	
13	西田布呂木	〃	〃		3.0	7	高等学校		〃	
14	鶴甫	〃	平郡		5.0	24		県道 300m	有	指定
15	東割石	〃	日積		2.1	7		市道 190m	無	〃
16	大谷西	〃	〃		24.0	7		市道 600m	有	
17	国 清	〃	柳井		7.3	38	と畜場	市道 151m	有	指定
18	大畠	〃	神代		15.3	97	中学校	国道 430m 県道 410m 市道 1220m 鉄道 270m	無	指定
19	本 谷	〃	神代		31.7	10		市道 1045m	無	指定
20	大久保	〃	大畠		32.6	24		市道 3280m	有	
21	遠崎	〃	遠崎		49.7	168	小学校	国道 400m 市道 2890m 鉄道 430m	無	

□ 土石流災害危険区域関係

番号	溪流名			所在地		保全対象区域の現況			備考
	水系名	河川名	溪流名	郡市	大字	人家戸数	建物の公共的	施設の公共的	
1			松山東川	柳井	伊陸	1		市道 0.4	
2			松山西川	〃	〃	5		県道 0.2	
3			原田川	〃	柳井	5		市道 0.4	指定
4	柳井川		中馬皿川	〃	〃	5		市道 0.1	
5	柳井川		上馬皿上川	〃	〃	6		県道 0.1	
6	柳井川		上馬皿下川	〃	〃	6		県道 0.2	
7	柳井川		下馬皿北小川	〃	〃	11		市道 0.6	
8	柳井川		下馬皿北小川	〃	〃	11		市道 0.6	
9	柳井川		下馬皿北小川	〃	〃	18		市道 0.6	
10	柳井川		下馬皿北小川	〃	〃	28		市道 0.5	
11	柳井川		下馬皿北小川	〃	〃	22		市道 0.3	
12	柳井川		上田川	〃	〃	6		市道 0.1	
13	柳井川		山根川	〃	〃	9		市道 0.1	
14	由宇川		門前川	〃	伊陸	6		市道 0.2	
15	由宇川		早馬原南川	〃	日積	8		市道 0.2	
16	由宇川		川谷川	〃	〃	6		市道 0.2	指定
17	片野川		片野川	〃	柳井	5		市道 0.5	指定
18	土穂石川		坂本川	〃	余田	8		市道 0.4	指定
19	土穂石川		安行川	〃	〃	6		市道 0.1	
20	土穂石川		中村川	〃	〃	7		市道 0.1	
21	柳井川		井向川	〃	柳井	20	学校	市道 0.3	指定
22	灸川		人数川	〃	余田	10		市道 0.4	指定
23	松葉川		松葉川	〃	平郡	24	学校、郵便局、診療所、連絡所	市道 0.4	指定
24	鶴甫川		鶴甫川	〃	〃	30		市道 0.1	指定
25	大田川		白瀉東川	〃	柳井	9		市道 0.2	
26	大田川		白瀉西川	〃	〃	9		市道 0.2	
27	大田川		江の浦東川	〃	〃	7		市道 0.2	指定
28	大田川		江の浦西川	〃	〃	9		市道 0.2	
29	中村川		郷中川	〃	伊保庄	12		市道 0.2	
30	相の浦北川		相の浦北川	〃	阿月	14		県道 0.2 市道 0.3	
31	相の浦川		相の浦川	〃	〃	20		県道 0.2 市道 0.3	指定
32	池の浦川		池の浦川	〃	〃	6		県道 0.1	
33	向田川		馬越川	〃	伊保庄	5		市道 0.1	指定
34	上八川		上八川	〃	〃	11		市道 0.3	
35	竜華川		竜華川	〃	柳井	29		市道 0.4	指定
36	上八川		和田石川	〃	伊保庄	20	学校	市道 0.1	指定
37	東川		東川	〃	阿月	9	郵便局	県道 0.2	
38	宇積川		宇積川	〃	〃	6			指定
39	松浦川		松浦川	〃	〃	2			
40	由宇川	若杉川	割石下川	〃	日積	5		道路 0.1	
41	由宇川	日積川	宮ヶ峠川	〃	〃	4	郵便局	道路 0.3	
42	大木尾川		大木尾川	〃	伊保庄	5		道路 0.1	
43	柳井川		石井川	〃	柳井	6		市道 0.5	指定
44	島田川	四割川	舞谷川	〃	伊陸	12		市道 0.9	
45	由宇川	由宇川	上竹常川	〃	〃	5		市道 0.72	
46	由宇川	由宇川	修治川	〃	〃	10		市道 0.84	
47	向田川		大古庵川	〃	伊保庄	6		市道 0.18	
48	神出川		神出川	〃	〃	15		市道 0.45	
49	小木尾川		小木尾川	〃	〃	40		県道 0.09	

50	竜華川		茶臼川	〃	柳井	110		市道 0.69	
51	滝川	滝川	殿畑1	〃	神代	2		国道 0.11	
52	滝川	滝川	滝川	〃	神代	5			
53	滝川	滝川	中筋1	〃	神代	5			
54	滝川	滝川	東本谷2	〃	神代	5			
55	滝川	滝川	中筋2	〃	神代	5			
56	滝川	滝川	中筋3	〃	神代	5			
57	滝川	滝川	東本谷川	〃	神代	7		国道 0.14	
58	滝川	滝川	中筋西川	〃	神代	11		国道 0.05	
59	滝川	滝川	西本谷大川	〃	神代	4			
60	滝川	滝川	西本谷小川	〃	神代	4			
61	滝川	滝川	西本谷西川	〃	神代	2			
62	滝川	滝川	中筋大川	〃	神代	8			
63	滝川	滝川	中筋小川	〃	神代	11			
64	滝川	滝川	西本谷東川	〃	神代	7			
65			東瀬戸川	〃	神代	15		国道 0.1 県道 0.07	
66			西瀬戸1	〃	神代	16		国道 0.05 県道 0.03	
67	石神川	石神川	坂川川	〃	神代	7		国道 0.1 鉄道 0.1	
68			上原東1	〃	大島	35		国道 0.14	
69			上原東川	〃	大島	47	小学校	国道 0.09 鉄道 0.1	
70			上原西川	〃	大島	7		国道 0.08 鉄道 0.07	
71			天王川	〃	遠崎	22		国道 0.08 鉄道 0.09	指定
72			杉木川	〃	遠崎	15			指定
73			遠崎西川	〃	遠崎	14			
74			東本谷1	〃	神代	1		国道 0.05 鉄道 0.06	
75	滝川	滝川	殿畑川	〃	神代	1			
76	滝川	滝川	東本谷3	〃	神代	4		国道 0.06	
77	滝川	滝川	東本谷4	〃	神代	2			
78	滝川	滝川	西本谷1	〃	神代	3			
79	滝川	滝川	西本谷2	〃	神代	1			
80	滝川	滝川	西浜1	〃	神代	1		国道 0.02	
81			西浜2	〃	神代	2		国道 0.07 鉄道 0.05	
82			西浜3	〃	神代	3		国道 0.05	
83	石神川	石神川	大久保川	〃	大島	1			
84	石神川	石神川	石神川	〃	大島	1			
85	石神川	石神川	大久保北小川	〃	大島	3			
86	石神川	石神川	大久保北1	〃	大島	1			
87	石神川	石神川	坂川1	〃	大島	4			
88	石神川	石神川	坂川2	〃	神代	1		県道 0.06	
89	石神川	石神川	大久保南1	〃	大島	1			
90	石神川	石神川	西畑東川	〃	神代	2			
91	石神川	石神川	西畑東川	〃	神代	1			
92	石神川	石神川	西畑1	〃	神代	1			
93	石神川	石神川	西畑中川	〃	神代	1			
94	石神川	石神川	西畑2	〃	神代	2			
95	石神川	石神川	大久保南2	〃	大島	4			
96	石神川	石神川	大久保南川	〃	大島	3		県道 0.04	
97	石神川	石神川	大久保南3	〃	大島	4		県道 0.04	
98	石神川	石神川	西畑3	〃	神代	3		県道 0.03	
99			西里1	〃	遠崎	3			

□ 砂防指定関係災害危険区域関係

番号	溪流名			所在地		保全対象区域の現況			備考
	水系名	河川名	溪流名	郡市	大字	戸数	人家	公共的 建物 施設	
1	柳井川		原田川	柳井	柳井	5		市道 0.4	指定
2	由宇川		川谷川	〃	日積	6		市道 0.2	〃
3	片野川		片野川	〃	柳井	5		市道 0.5	〃
4	土穂石川		坂本川	〃	新庄	8		市道 0.4	〃
5	柳井川		井向川	〃	柳井	20	学校	市道 0.3	〃
6	灸川		人数川	〃	余田	10		市道 0.4	
7	松葉川		松葉川	〃	平郡	24	学校、郵便局、診療所、連絡所	市道 0.4	指定
8	鶴甫川		鶴甫川	〃	〃	30		市道 0.1	〃
9	太田川		江の浦東川	〃	柳井	7		市道 0.2	
10	相の浦川		相の浦川	〃	阿月	20		県道 0.2 市道 0.3	指定
11	向田川		馬越川	〃	伊保庄	5		市道 0.1	〃
12	竜華川		竜華川	〃	柳井	83	病院	市道 0.7	〃
13	上八川		和田石川	〃	伊保庄	20	学校	市道 0.1	〃
14	宇積川		宇積川	〃	阿月	6			〃
15	由宇川		宮の後川	〃	日積	5		国道 0.3	〃
16	由宇川		戸石川	〃	伊陸				〃
17	由宇川		〃	〃	〃				
18	由宇川		修治川	〃	〃				指定
19	由宇川		大里川	〃	日積				〃
20	由宇川		宮の下川	〃	〃				〃
21	由宇川		〃	〃	〃				
22	由宇川		鳩の子川	〃	〃				指定
23	由宇川		御山田川	〃	〃				〃
24	由宇川		大谷川	〃	〃				〃
25	由宇川		若杉川	〃	〃				〃
26	由宇川		鷹の巣川	〃	〃				〃
27	柳井川		黒杭川	〃	柳井				〃
28	柳井川		石井川	〃	〃				〃
29	柳井川		土井川	〃	〃				〃
30	柳井川		姫田川	〃	〃				〃
31	柳井川		松ヶ谷川	〃	伊陸	12		県道 0.1	〃
32	島田川		舞谷川	〃	〃				〃
33	太田川		太田川	〃	柳井				〃
34	東川		東川	〃	阿月				〃
35	中村川		中村川	〃	伊保庄				〃
36	馬越川		大古庵川	〃	〃	25		市道 0.1	〃
37	松浦川		松浦川	〃	阿月				〃
38	上八川		和田石川及び 和田石川支川	〃	伊保庄				
39	石神川		石神川	〃	神代				〃
40	石神川		大久保川	〃	大島				〃
41	滝川		滝川	〃	神代				〃
42	えびす川		えびす川	〃	遠崎				〃
43	えびす川		えびす川	〃	遠崎				〃

44	殿川		殿川	〃	遠崎				〃
45	上原西川		上原西川	〃	大島				〃
46	上原西川		上原西川	〃	大島				〃
47	上原西川		上原西川	〃	大島				
48	滝川		西本谷大川	〃	神代				指定

□ 急傾斜地崩壊危険区域

番号	箇所名	所在地			地形				保全対象区域の現況			備考
		郡市	大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	面積(㊚)	人家戸数	公共的建物	公共的施設(km)	
1	丸山	柳井	伊陸	向垣内	30	450	20	80	9		県道 0.5	
2	塩田地	〃	〃	西塩田地	40	150	10	20	5		市道 0.1	
3	宮ヶ原	〃	〃	東黒松	70	200	10	10	7		市道 0.1 県道 0.1	
4	下大ノ口	〃	〃	野地	45	230	10	30	5		市道 0.1	
5	上大ノ口	〃	〃	上岡	35	300	20	40	6		市道 0.1	
6	北畑	〃	〃	大江	65	200	15	60	6		市道 0.2	
7	片山	〃	〃	片山	50	200	10	40	7		市道 0.2	
8	小林	〃	〃	小林	50	350	15	60	9		市道 0.3	
9	錦	〃	〃	原堀ノ口	50	150	10	40	6		県道 0.1	
10	宗兼	〃	〃	管蔵	40	320	10	60	5		市道 0.3	
11	木部	〃	〃	満ノ下	60	150	10	30	5		市道 0.1	
12	上長野	〃	〃	佐老	40	200	20	70	5		県道 0.1 市道 0.2	
13	稔藪	〃	日積	稔藪	60	550	15	80	10		県道 0.1 市道 0.2	
14	中院	〃	〃	知雲院	30	300	20	120	10		県道 0.3	
15	大里	〃	〃	大里	50	250	10	90	9		国道 0.3 市道 0.1	
16	岡村	〃	〃	瀬戸屋	30	300	30	30	5		市道 0.1	
17	宮ヶ原	〃	〃	宮ヶ原	30	250	20	60	5		市道 0.1	
18	宮ヶ峠	〃	〃	下吉村	40	250	20	50	8		市道 0.3	
19	小国	〃	〃	小国	30	200	15	40	6	公会堂	市道 0.1	
20	上若杉	〃	〃	上若杉	50	300	20	20	8	公会堂	県道 0.3	
21	石井	〃	柳井	石井	45	150	20	59	5		県道 0.2	指定 \$48.2.28
22	上馬皿	〃	〃	行長	60	150	15	20	6		県道 0.2	
23	中馬皿	〃	〃	清水口	40	200	30	120	10		県道 0.1	指定 \$56.11.24
24	横川	〃	〃	井ノ尻	50	200	10	70	6	公会堂	市道 0.1 県道 0.1	
25	余田畑	〃	余田	谷尻	60	200	10	70	6		市道 0.1	
26	落合	〃	柳井	高岸	40	350	40		7		市道 0.1	
27	院内	〃	余田	院内	45	150	16		5		市道 0.1	
28	安行	〃	新庄	安行	40	400	25		6		市道 0.4	
29	山の口	〃	〃	上山の口	35	250	20		6		市道 0.3	
30	新生	〃	〃	新生	30	150	15		6		市道 0.2	
31	忠信西	〃	柳井	忠信	40	200	20		5		市道 0.2	
32	忠信東	〃	〃	〃	30	200	20		5		市道 0.2	
33	下馬皿	〃	〃	長迫	30	250	30		6		市道 0.2	
34	国清	〃	〃	井曾根	35	150	15	27	14		市道 0.2	指定 \$56.3.31
35	国清(2)	〃	〃	明法寺	40	100	9	11	7		市道 0.1	指定 \$59.1.20
36	玉清	〃	〃	玉清	30	300	26		16		市道 0.3	
37	和田	〃	〃	和田	35	300	15	238	20		市道 0.3	指定 \$56.11.24
38	東後地	〃	〃	青木	30	200	13		11		市道 0.1	
39	上田	〃	〃	上田	30	350	30		10		市道 0.1	
40	新町	〃	〃	前場	35	60	8		6	資料館	市道 0.1	
41	山根	〃	〃	明法寺	40	150	12		5		市道 0.1	

42	片野	〃	〃	鹿田	30	100	15		6		市道 0.1	
43	大屋	〃	〃	赤道 浄楽寺	50	180	20	39	24		市道 0.2	指定 H.12.3.31
44	琴風	〃	〃	琴風	35	120	18	70	22		市道 0.1	指定 S.47.10.23
45	蓮台寺	〃	余田	蓮台寺	30	220	30	51	6	公民館	市道 0.2	指定 S.56.11.24
46	北の下	〃	〃	北の下	30	150	30		5		市道 0.3	
47	西山	〃	〃	西山	35	300	10		8			
48	尾林	〃	〃	保沸	35	150	10		5		市道 0.1	
49	大祖	〃	新庄	上大祖	30	150	15		10		市道 0.2	
50	浜ノ尾	〃	〃	浜ノ尾	40	200	15		9		市道 0.2	
51	苗代地	〃	古開作	上向地	50	150	18	16	4		市道 0.1	指定 S.61.10.14
52	上向地	〃	〃	〃	40	100	10		7		市道 0.1	
53	北下向地	〃	〃	下向地	30	180	20		5		市道 0.1	
54	南下向地	〃	〃	〃	40	180	46		5	病院		
55	高須	〃	伊保庄	西高須	45	240	25	77	21		県道 0.2	指定 S.49.3.29
56	東高須	〃	〃	岡田	45	200	50		17		県道 0.1	
57	上浜	〃	〃	上浜	45	400	20	157	10		県道 0.1 市道 0.2	指定 S.56.11.24
58	大木尾	〃	〃	大木尾	30	350	15		6		市道 0.2	
59	小木尾	〃	〃	木戸	70	50	6	11	6			指定 S.50.8.26
60	小木尾(2)	〃	〃	〃	35	50	11	12	8			指定 S.59.1.8
61	神出	〃	〃	亀嶋	35	80	25		5		市道 0.1	
62	楠	〃	〃	影貞	60	300	20		5		市道 0.3	
63	後瀬越	〃	〃	瀬越	35	200	10		5			
64	黒島	〃	伊保庄	上黒島	45	150	16		5			指定 S.47.2.15
65	中郷	〃	〃	宮田	30	150	20		6			
66	空上	〃	〃	上岡	30	100	10		5		市道 0.1	
67	小野(A)	〃	〃	山根	35	200	30	137	9	郵、公、支	県道 0.1	指定 S.56.11.24
68	小野(B)	〃	〃	〃	30	120	30	74	9		市道 0.1	指定 〃
69	小野(C)	〃	〃	小野	42	250	20	141	9		市道 0.3	指定 〃
70	山近	〃	〃	城力	30	220	10		9		市道 0.2	
71	原	〃	〃	下原	30	200	10		5		市道 0.2	
72	岡河内	〃	〃	岡河内	45	180	20		5		市道 0.2	
73	福井	〃	〃	古浄寺	50	300	20		8		市道 0.3	
74	向田	〃	〃	向田	40	200	15		5		市道 0.2	
75	大古庵	〃	〃	大古庵	50	180	10	145	13		市道 0.2	指定 S.52.7.1
76	近長	〃	〃	近長	40	100	13		8		市道 0.1	
77	岩政	〃	〃	岩政	35	100	15		6		市道 0.1	
78	吉毛	〃	阿月	吉毛	30	150	15		5		市道 0.2	
79	和田	〃	〃	城の岡	45	70	15		8		市道 0.1	
80	松浦	〃	〃	西	45	160	30	133	27	駐在所	市道 0.1	指定 S.56.11.24
81	阿月国清	〃	〃	国清	40	300	20		8	公民館		
82	宇積	〃	〃	長崎	40	200	40		6			
83	相の浦	〃	〃	相の浦	30	300	30		7		市道 0.1	指定 H.20.1.29
84	池の浦	〃	〃	池の浦	45	300	30		7	集会所		
85	阿宗	〃	平郡	阿宗	50	70	20		5		県道 0.1	
86	縄手	〃	〃	縄手	30	80	20		5		市道 0.1	
87	河内	〃	〃	河内	40	100	20	86	10	保育園	県道 0.1	指定 S.56.3.31

88	平郡中手	〃	〃	平郡中手	30	200	15	114	17	小学校 郵便局	市道 0.1	指定 S.56.11.24
89	波止	〃	〃	波止	30	70	50		5			
90	鶴甫	〃	〃	鶴甫	45	120	20		8			
91	松葉川	〃	〃	松葉川	45	180	40		10	観光所	市道 0.2	
92	北小国	〃	日積	北小国	35	450	20		17	公民館	市道 0.5	
93	智雲院	〃	〃	智雲院	35	200	15		8	公会堂	県道 0.2	
94	宮ヶ峠	〃	〃	宮ヶ峠	70	150	10		0	小学校、 中学校	市道 0.2	
95	小平尾	〃	余田	小平尾	40	180	10		7			
96	小平尾(2)	〃	〃	〃	45	130	7		0	保育園、 小学校、 観光所	公園 市道 0.1	
97	中村	〃	〃	中村	30	300	20		10		市道 0.3	
98	苗代地(2)	〃	古開作	苗代地	35	250	20		8		市道 0.3	
99	大祖(2)	〃	新庄	大祖	35	120	13		5		市道 0.1	
100	苗代地(3)	〃	古開作	苗代地	30	120	15		7		市道 0.2	
101	下向地	〃	〃	下向地	40	300	8		8	病院	市道 0.1	
102	浜の内	〃	新庄	浜の内	35	250	13		10		市道 0.3	
103	大祖(3)	〃	〃	大祖	45	100	8		5		市道 0.1	
104	中馬皿(2)	〃	柳井	中馬皿	40	130	20		7		市道 0.1	
105	小木尾	〃	伊保庄	小木尾	50	400	12		5		市道 0.4	
106	大木尾(2)	〃	〃	大木尾	40	220	15		6		市道 0.2	
107	神出(2)	〃	〃	神出	50	230	15		12	公会堂	市道 0.2	
108	東高須(2)	〃	〃	東高須	50	100	12		5		県道 0.1	
109	高須(2)	〃	伊保庄	高須	50	180	10		8			
110	下馬皿(2)	〃	柳井	下馬皿	50	350	30		10		市道 0.4	
111	上田	〃	〃	上田	45	160	25		9		市道 0.1	
112	姫田	〃	〃	姫田	40	350	17		7		公園	
113	姫田(2)	〃	〃	〃	35	200	20		11		市道 0.1	
114	国清(3)	〃	〃	国清	40	250	30		19		市道 0.3	
115	国清(4)	〃	〃	〃	35	100	15		8		市道 0.1	指定 H23.12.27
116	国清(5)	〃	〃	〃	30	130	30		17	保育園	市道 0.1	
117	下馬皿(3)	〃	〃	下馬皿	35	300	30		12		公園 市道 0.2	
118	上馬皿(2)	〃	〃	上馬皿	35	200	25		7	公会堂	市道 0.2	
119	割石	〃	日積	割石	40	200	13		6		市道 0.2	
120	大屋(2)	〃	柳井	大屋	40	250	12		59	集会所	公園	
121	千才	〃	〃	千才	30	200	7		6		市道 0.2	
122	水口	〃	〃	水口	30	120	15		7		市道 0.1	
123	白瀉東一	〃	〃	白瀉東一	45	150	10		5		市道 0.1	
124	国歳	〃	〃	国歳	35	300	15		8		市道 0.2	
125	上八	〃	伊保庄	上八	45	250	20		0	中学校		
126	畑	〃	阿月	畑	30	180	30		6		市道 0.2	
127	吉毛(2)	〃	〃	吉毛	50	150	13		7		市道 0.2	
128	伊場	〃	平郡	伊場	40	150	30		5		市道 0.2	
129	宮野	〃	柳井	野地	35	200	10		20		市道 0.2	
130	大倉	〃	新庄	大倉	38	250	8		0	中学校	市道 0.2	
131	田布路木	〃	古開作	田布路木	35	150	22		8		市道 0.2	
132	田布路木(2)	〃	〃	〃	25	250	20		3	高等学校		
133	宮本	〃	柳井	宮本	40	150	16		16		市道 0.2	
134	宮本(2)	〃	〃	〃	60	200	10		9		市道 0.2	
135	西里	〃	〃	西里	35	100	10		6			

136	上浜(2)	〃	伊保庄	船瓦 他	43	140	16	45	11	旅館等	県道 0.12	指定 H.9.1.14
137	姫田(1)	〃	柳井	帰 城	30	80	20	48	13	幼稚園		指定 H.15.3.25
138	東本谷(1)	〃	神代	東本谷	40	180	55		6		国道 0.2 市道 0.3	
139	中筋(1)	〃	神代	中筋	48	120	22		6		市道 0.1	
140	本谷	〃	神代	本谷	45	90	30		9		国道 0.2 市道 0.5	
141	西本谷(1)	〃	神代	西本谷	45	85	38		5		市道 0.1	
142	浜	〃	神代	浜	40	170	15		11		市道 0.2	
143	東瀬戸(1)	〃	神代	晩定	60	130	20		20		国道 0.1 市道 0.4	指定 S.55.10.21
144	串	〃	神代	串	45	120	20		6		県道 032 市道 0.3	指定 H.7.11.10
145	瀬戸町	〃	神代	瀬戸町	48	278	20		7		市道 0.5	
146	住吉(1)	〃	大畠	住吉	35	105	16		11		市道 0.2	
147	上原(1)	〃	大畠	上原	33	70	15		6		市道 0.1	
148	原善	〃	遠崎	原善	35	120	12		6		市道 0.1	
149	宮ヶ岬(1)	〃	神代	宮ヶ岬	45	220	15		5		市道 0.1	
150	神代	〃	神代	宮ヶ岬	50	150	40		10		国道 0.2 市道 0.2	指定 H.7.11.10
151	神西(1)	〃	神代	神西	35	150	18		9		国道 0.1	
152	東瀬戸(2)	〃	神代	東瀬戸	32	200	12		9		国道 0.1 市道 0.2	
153	上原西(1)	〃	大畠	上原西	30	135	26		5		鉄道 0.1 市道 0.1	
154	天王	〃	遠崎	天王	35	80	15		7		国道 0.1 鉄道 0.1	
155	東村	〃	遠崎	東村	45	60	6		4			
156	宮の下	〃	遠崎	宮の下	35	135	25		7		市道 0.1	
157	宮岬(1)	〃	神代	宮岬	48	57	35			し尿処理 施設		
158	中筋(4)	〃	神代	中筋	45	50	22		5		市道 0.1	
159	上原(2)	〃	大畠	上原	30	150	25		8		市道 0.3	
160	上原(3)	〃	大畠	上原	30	60	38		7		市道 0.2	
161	神西(2)	〃	神代	吉宇登	50	170	15					
162	東瀬戸(3)	〃	神代	東瀬戸	45	130	35		9		国道 0.2 市道 0.1	
163	東瀬戸(4)	〃	神代	東瀬戸	35	220	14		6		市道 0.2	
164	本町西	〃	大畠	本町西	45	120	10		13		鉄道 0.2 市道 0.1	
165	上原西(2)	〃	大畠	上原西	50	25	25			集会所	公園 市道 0.1	
166	上原西(3)	〃	大畠	上原西	50	68	25	27	1	特別養護 施設		指定 H24.6.1
167	上原西(4)	〃	大畠	上原西	40	38	10			集会所	市道 0.1	
168	阿宗(1)	〃	平郡	阿宗	40	97	14		7			指定 H19.2.27
169	下馬皿(6)	〃	柳井	迫田	35	17~37	42	127	11		市道 1.3 普通河川 0.6	指定 H20.2.19
170	中筋(5)	〃	神代	上田中	43	282	25	70	8		国道 0.1 市道 0.1	指定 H25.12.27
171	国清(2)の①	〃	柳井	山添	33	160	25	97.9	12			指定 H28.5.6
172	国清(2)の②	〃	柳井	山添	35	110	8.0	21.9	7			指定 H28.6.21
173	住吉(1)	〃	大畠	引地 他	34	133	24	50.4	16		市道 0.2	指定 R1.5.17
174	日積(31)	〃	日積	下の場 他	33	240	24	90.7	1	養護施設		指定 R1.6.18

□ かけ地崩壊危険区域関係

番号	箇所名	所在地			地形				保全対象区域の現況			備考
		郡市	大字	小字	勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	面積(㊥)	人家戸数	公共的建物	公共的施設(km)	
1	浦	柳井	平郡	浦	30	70	20		3		市道 0.2	
2	向地	〃	古開作	下向地	30	30	8		2		市道 0.1	
3	割石(2)	〃	日積		60	30	7		2			
4	上大祖	〃	新庄	上大祖	30	40	8		2		市道 0.1	
5	余田畑(2)	〃	余田	余田畑	30	50	13		2		市道 0.1	
6	上八(2)	〃	伊保庄	和田石	30	30	8		2		市道 0.1	
7	院内(2)	〃	余田	院内	30	30	20		3		市道 0.1	
8	鍛冶屋原	〃	日積	鍛冶屋原	60	15	16		2		県道 0.1	
9	山根(3)	〃	山根		60	30	10		4			
10	宮岬(3)	〃	神代	宮岬	44	16	15		2		国道 0.2	
11	錦	〃	伊陸	早退原	51	9	9		2		県道 0.1	

□ 危険区域

1 重要水防箇所

No	重要水防箇所 (海岸名)	位置	延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況	避難場所
1	伊保庄地区海岸	伊保庄(濱添～黒島)	620	高潮	積土のう	175人 85戸	旧柳井南中学校体育館 小田小学校
2	宮本地区海岸	柳井(宮本開作中ノ割～宮本塩濱)	950	高潮	積土のう	650人 310戸	柳東文化会館 柳東小学校
3	柳井地区海岸	柳井(三本松～稲積)	870	高潮	積土のう	180人 90戸	柳東小学校 柳東文化会館

2 暴風、高潮による孤立危険区域 (海岸・島嶼部)

No	孤立危険区域	孤立原因	役所から危険区域 に至る路線	孤立危険 区域内の 戸数人口	避難予定場所 の状況
			(名称、幅員)状況		
1	阿月池の浦 相の浦	津波、高潮による 道路の決壊	県道柳井上関線 W=5.5m	70戸 125人	星の見える丘工房
2	平郡東	暴風雨、高潮による 海上交通途絶	平郡航路	157戸 207人	平郡東小学校 体育館
3	平郡西	暴風雨、高潮による 海上交通途絶	平郡航路	108戸 154人	平郡西 へき地集会所

### 3 大雨による孤立危険区域

No	孤立危険区域	孤立原因	役所から危険区域に至る路線	孤立危険区域内の戸数人口	避難予定場所の状況
			(名称、幅員)状況		
1	阿月池の浦	山崩れによる道路の埋没、決壊	県道柳井上関線 L=8,000(阿月から)	11戸 19人	星の見える丘工房
2	余田保生地	〃	市道潮見線 L=2,000(余田から)	2戸 3人	
3	伊陸大畑	〃	由宇町道笠塚大畑線 L=700(笠塚から) 市道玖珂地大原線 L=1,800(宗兼から)	4戸 11人	

#### 4 危険ため池一覧表

No.	ため池名	所在地			所管 農林 事務所	管理者		担当 管理 団体	ため池規模			受益 面積 (ha)	予想 される 危険	対策 水防 工法	避難場所		老朽 状況
		市	大字	小字		区分	代表者 氏名		提高	提長	貯水量				第1 場所	第2 場所	
1	藤の木溜池	柳井市	伊陸	池ノ奥	柳井	共同	藤川祐治	柳井市	7.9	38.5	12,000	5	堤体決壊	余水吐切開	伊陸小学校		bbb
2	惣田ヶ浴	柳井市	柳井	惣田ヶ浴	柳井	共同	柳井市	柳井市	5.0	35.0	1,100	0.0ha	堤体決壊	余水吐切開	柳井小学校		bbb
3	池本	柳井市	伊陸	原之中	柳井	個人	宗重好生	柳井市	3.7	48.0	1,000	0.3	堤体決壊	余水吐切開	伊陸地区体育館		bbb
4	福生田	柳井市	阿月	福生田	柳井	個人	酒井勇	柳井市	2.9	39.0	1,400	1.0	堤体決壊	余水吐切開	阿月公民館		bbc
5	炭焼	柳井市	伊保庄	炭焼	柳井	個人	河野浩明	柳井市	3.2	19.0	300	0.9	堤体決壊	堤体改修	柳井商工高校		aaa
6	大原ため池	柳井市	日積	松尾	柳井	共同	大原耕地整理組合	柳井市	7.8	45.5	7,800	1.0	堤体決壊	余水吐切開	ふれあいどころ437		bcb
7	杉岡(杉原)	柳井市	伊陸	杉原	柳井	共同	柳井市	柳井市	2.5	30.0	200	0.0	堤体決壊	余水吐切開	伊陸公民館		baa
8	鯨池	柳井市	余田	鯨	柳井	個人	河添正	柳井市	3.5	44.0	2,000	10.0	堤体決壊	余水吐切開	余田小学校体育館		aaa

※ 老朽状況 左(a～c)：堤体の老朽化及び断面不足、中(a～c)取水施設の老朽化、右(a～c)：余水吐の老朽化及び断面不足

## 5 防災重点ため池一覧表

名称	所在地	天端幅	堤高	堤長	総貯水量	受益面積
坂川溜池	日積 18	1.1m	6.4m	42.0m	6,000 m <sup>3</sup>	4.8ha
大原ため池	日積 4694-1	6.0m	7.8m	45.5m	7,800 m <sup>3</sup>	1.0ha
池本(河内池)	伊陸 3075	2.4m	3.7m	48.0m	1,000 m <sup>3</sup>	0.3ha
宮ヶ原	伊陸 5219 外6筆	2.9m	14.1m	67.0m	41,800 m <sup>3</sup>	24.2ha
平松1	伊陸 6798-2	1.2m	2.9m	24.0m	900 m <sup>3</sup>	1.0ha
杉岡(杉原)	伊陸 6325	1.2m	2.5m	30.0m	200 m <sup>3</sup>	0.0ha
藤の木溜池	伊陸 6229 外9筆	4.7m	7.9m	38.5m	12,000 m <sup>3</sup>	5.0ha
惣田ヶ浴	柳井 2341	2.4m	5.0m	35.0m	1,100 m <sup>3</sup>	0.0ha
下村の池	柳井 465	3.0m	5.0m	53.0m	2,900 m <sup>3</sup>	7.0ha
畑の池	柳井 5743-2	5.1m	18.0m	63.0m	280,000 m <sup>3</sup>	200.0ha
大迫	新庄 2924	6.0m	3.0m	126.0m	9,200 m <sup>3</sup>	3.8ha
水越池	新庄 701-1	2.5m	4.3m	55.0m	2,400 m <sup>3</sup>	1.9ha
箕越	余田 2037	2.6m	2.9m	102.5m	4,000 m <sup>3</sup>	3.3ha
鯨池	余田 2747	1.3m	3.5m	44.0m	2,000 m <sup>3</sup>	10.0ha
井戸の池	余田 2968	3.0m	2.2m	44.0m	3,200 m <sup>3</sup>	10.2ha
西の岡の池	余田 3141	2.0m	3.3m	38.0m	1,100 m <sup>3</sup>	0.5ha
西山のため池	余田 3880	2.3m	3.2m	43.0m	3,000 m <sup>3</sup>	7.0ha
ビシヤモン池	伊保庄 1232	2.8m	2.0m	42.0m	1,700 m <sup>3</sup>	3.0ha
炭焼	伊保庄 5155	1.3m	3.2m	19.0m	300 m <sup>3</sup>	0.9ha
福生田	阿月 2037	2.1m	2.9m	39.0m	1,400 m <sup>3</sup>	1.0ha

□ 山地災害危険地区一覧表

番号	地区区分	位置				地区名	直接保全林対象施設			危険地概要				保安林の指定	備考
		郡 (市)	町 (村)	大字	字		人家 戸数	公共施設		渓流名	集水 面積	溪流 延長	平均 勾配		
								種類	数量						
1	山腹崩壊	柳井市		平郡	平郡東	羽仁	80	港湾 県道 市道 農道	1ヶ所 300m 250m 100m	羽仁	45	500	20	無	
2	崩壊土砂流出	"		阿月	相の浦下	ハラヤマ	29	県道 市道 農道	140m 0m 300m	ハラヤマ	40	1,300	38	無	
3	"	"		"	相の浦中	北相の浦	24	県道 市道 農道	200m 634m 800m	北相の浦	83	1,600	31	無	
4	"	"		"	相の浦上	吉岡	16	県道 市道 農道	280m 300m 900m	吉岡	68	1,000	38	無	
5	"	"		"	宇積	宇積	36	県道 市道 農道	400m 1,100m 1,500m	宇積	86	1,700	15	有	
6	"	"		"	国清	国清	154	県道 市道 農道	500m 3,290m 1,800m	国清	137	1,600	22	有	
7	"	"		伊保庄	近長	近長	97	県道 市道 農道	730m 3,400m 2,100m	近長	123	2,300	9	有	
8	"	"		"	大古庵	大古庵	90	県道 市道 農道	250m 2,900m 1,000m	大古庵	158	3,100	11	有	
9	"	"		"	福井	福井	127	県道 市道 農道	700m 3,100m 1,500m	福井	206	2,800	7	有	
10	"	"		"	山近	山近	13	市道 農道	1,130m 1,000m	山近	49	1,100	17	有	
11	"	"		"	黒島	黒島	148	県道 市道 農道	700m 1,720m 2,100m	黒島	169	2,300	12	有	
12	"	"		"	神出	神出	86	県道 市道 農道	400m 5,100m 1,200m	神出	112	1,700	15	有	
13	山腹崩壊	"		"	大木尾	大木尾	182	県道 市道 農道	900m 3,400m 2,000m	大木尾	125	1,100	9	有	
14	"	"		日積	鷹の巣	鷹の巣	42	県道 市道 農道	450m 1,600m 900m	鷹の巣	91	1,700	14	有	
15	"	"		"	宮の下	宮の下	52	県道 市道 農道	570m 1,120m 1,800m	宮の下	97	1,600	4	有	
16	"	"		"	若杉	若杉	43	県道 市道 農道	1,220m 2,600m 2,000m	若杉	105	1,600	5	無	
17	"	"		"	割石	割石	20	県道 市道 農道	300m 1,750m 900m	割石	71	1,700	14	無	
18	山腹崩壊	柳井市		日積	川谷	川谷	64	県道 市道 農道	270m 1,290m 900m	川谷	190	2,400	8	有	

19	"	"	柳井	上石井	上石井	18	県道 市道 農道	1,830m 2,100m 1,200m	上石井	77	1,200	6	有
20	"	"	"	下石井	下石井	18	県道 市道 農道	1,480m 1,880m 2,600m	下石井	115	600	12	有
21	"	"	"	土井川	土井川	—	市道 農道	490m 1,500m	土井川	76	1,200	19	有
22	"	"	"	横川	横川	13	県道 市道 農道	1,000m 2,900m 1,200m	横川	80	850	12	無
23	"	"	"	上馬皿	上馬皿	17	県道 市道 農道	290m 1,550m 900m	上馬皿	50	840	14	有
24	"	"	"	下馬皿	下馬皿	8	市道 農道	900m 350m	下馬皿	20	350	26	有
25	"	"	"	琴石山	琴石山	—	農道 林道	300m 1,200m	琴石山	24	600	18	有
26	"	"	伊陸	丸山	丸山	20	県道 市道 農道	1,140m 1,000m	丸山	33	1,200	6	無
27	"	"	"	戸石川	戸石川	—	農道 林道	300m 1,400m	戸石川	50	1,000	22	有
28	"	"	"	北畑	北畑	5	県道 市道 農道	2,200m 600m	北畑	34	600	13	無
29	"	"	"	大畑	大畑	6	県道 市道 農道	880m 700m	大畑	40	500	26	無
30	"	"	柳井	黒杭	黒杭	51	県道 市道 農道	3,000m 4,400m 1,000m	黒杭	193	700	11	有
31	"	"	伊陸	長野	長野	30	県道 市道 農道	1,300m 700m 1,000m	長野	72	1,000	21	有
32	"	"	"	下大ノ口	下大ノ口	18	県道 市道 農道	800m 250m 2,000m	大ノ口	35	1000	22	無
33	"	"	日積	水梨	水梨	21	国道 市道	400m 1600m	中山川	25	500	25	無
34	"	"	"	塚原	塚原	12	市道 農道	500m 1,000m	"	8	150	8	有
35	"	"	"	東割石	東割石	18	県道 市道 農道	100m 3,100m 200m	若杉川	60	100	20	無
36	"	"	"	宮ヶ峠	宮ヶ峠	23	県道 市道 農道	300m 3,000m 1,360m	日積川	35	300	33	有
37	"	"	伊陸	錦	錦	27	県道 市道 農道	1,700m 3,000m 2,100m	由宇川	65	1,500	7	有
38	"	"	"	藤の木	藤の木	58	県道 市道 農道	1,500m 2,900m 2,100m	"	47	600	13	無
39	"	"	柳井	西後地	西後地	70	市道 農道	1,100m 200m	西後地	12	400	12	無
40	"	"	日積	中院	中院	15	市道 農道	2,740m 1,910m	大里川	37	770	20	無

41	"	"		伊陸	旭	旭	39	県道 市道 農道	985m 3,880m 600m	四割川	79	2,090	21	無	
42	"	"		日積	大原	大原	73	国道 県道 市道	1,000m 2,800m 6,200m	由宇川	154	2,200	9	無	
43	"	"		伊陸	松山	松山	20	県道 市道 農道	1,600m 245m 1,100m	松山	58	290	18	無	
44	"	"		伊保庄	向田	向田	29	県道 市道	420m 2,000m	向田川	35	480	17	無	

□ 土砂災害警戒区域一覧表

自然現象の種類：急傾斜地の崩壊

No.	区 域 名	所在地	避難場所
1	旭ヶ丘(一)(1)	柳井市旭ヶ丘、藤毛郡平生町大字字佐木	柳井市武道館
2	旭ヶ丘(一)(2)	柳井市旭ヶ丘、伊保庄	柳井市武道館
3	旭ヶ丘(一)(3)	柳井市旭ヶ丘、伊保庄	柳井市武道館
4	旭ヶ丘(一)(4)	柳井市旭ヶ丘、伊保庄	柳井市武道館
5	阿月(一)(1)	柳井市阿月	阿月公民館
6	阿月(一)(2)	柳井市阿月	阿月公民館
7	阿月(一)(3)	柳井市阿月	阿月公民館
8	阿月(一)(4)	柳井市阿月	阿月公民館
9	阿月(一)(5)	柳井市阿月	阿月公民館
10	阿月(一)(6)	柳井市阿月	阿月公民館
11	阿月(一)(7)	柳井市阿月	阿月公民館
12	阿月(一)(8)	柳井市阿月	阿月公民館
13	阿月(一)(9)	柳井市阿月	阿月公民館
14	阿月(一)(10)	柳井市阿月	阿月公民館
15	阿月(一)(11)	柳井市阿月	阿月公民館
16	阿月(一)(12)	柳井市阿月	阿月公民館
17	阿月(一)(13)	柳井市阿月	阿月公民館
18	阿月(一)(14)	柳井市阿月	阿月公民館
19	阿月(一)(15)	柳井市阿月	阿月公民館
20	阿月(一)(16)	柳井市阿月	阿月公民館
21	阿月(一)(17)	柳井市阿月	阿月公民館
22	阿月(一)(18)	柳井市阿月	阿月公民館
23	阿月(一)(19)	柳井市阿月	阿月公民館
24	阿月(一)(20)	柳井市阿月	阿月公民館
25	阿月(一)(21)	柳井市阿月	阿月公民館
26	阿月(一)(22)	柳井市阿月	阿月公民館
27	阿月(一)(23)	柳井市阿月	阿月公民館
28	阿月(一)(24)	柳井市阿月	阿月公民館
29	阿月(一)(25)	柳井市阿月	阿月公民館
30	阿月(一)(26)	柳井市阿月	阿月公民館
31	阿月(一)(27)	柳井市阿月	阿月公民館
32	阿月(一)(28)	柳井市阿月	阿月公民館
33	阿月(一)(29)	柳井市阿月	阿月公民館
34	阿月(一)(30)	柳井市阿月	阿月公民館
35	阿月(一)(31)	柳井市阿月	阿月公民館
36	阿月(一)(32)	柳井市阿月	阿月公民館
37	阿月(一)(33)	柳井市阿月	阿月公民館
38	阿月(一)(34)	柳井市阿月	阿月公民館
39	阿月(一)(35)	柳井市阿月	阿月公民館
40	阿月(一)(36)	柳井市阿月	阿月公民館
41	阿月(一)(37)	柳井市阿月	阿月公民館
42	阿月(一)(38)	柳井市阿月	阿月公民館
43	阿月(一)(39)	柳井市阿月	阿月公民館
44	阿月(一)(40)	柳井市阿月	阿月公民館
45	伊陸(一)(1)	柳井市伊陸	伊陸公民館
46	伊陸(一)(2)	柳井市伊陸	伊陸公民館
47	伊陸(一)(3)	柳井市伊陸	伊陸公民館
48	伊陸(一)(4)	柳井市伊陸	伊陸公民館
49	伊陸(一)(5)	柳井市伊陸	伊陸公民館
50	伊陸(一)(6)	柳井市伊陸	伊陸公民館
51	伊陸(一)(7)	柳井市伊陸	伊陸公民館
52	伊陸(一)(8)	柳井市伊陸	伊陸公民館
53	伊陸(一)(9)	柳井市伊陸	伊陸公民館
54	伊陸(一)(10)	柳井市伊陸	伊陸公民館
55	伊陸(一)(11)	柳井市伊陸	伊陸小学校
56	伊陸(一)(12)	柳井市伊陸	伊陸公民館
57	伊陸(一)(13)	柳井市伊陸	伊陸公民館
58	伊陸(一)(14)	柳井市伊陸	伊陸公民館
59	伊陸(一)(15)	柳井市伊陸	伊陸公民館
60	伊陸(一)(16)	柳井市伊陸	伊陸公民館

No.	区 域 名	所在地	避難場所
61	伊陸(一)(17)	柳井市伊陸	伊陸公民館
62	伊陸(一)(18)	柳井市伊陸	伊陸公民館
63	伊陸(一)(19)	柳井市伊陸	伊陸公民館
64	伊陸(一)(20)	柳井市伊陸	伊陸公民館
65	伊陸(一)(21)	柳井市伊陸	伊陸公民館
66	伊陸(一)(22)	柳井市伊陸	伊陸公民館
67	伊陸(一)(23)	柳井市伊陸	伊陸公民館
68	伊陸(一)(24)	柳井市伊陸	伊陸公民館
69	伊陸(一)(25)	柳井市伊陸	伊陸公民館
70	伊陸(一)(26)	柳井市伊陸	伊陸公民館
71	伊陸(一)(27)	柳井市伊陸	伊陸公民館
72	伊陸(一)(29)	柳井市伊陸	伊陸公民館
73	伊陸(一)(30)	柳井市伊陸	伊陸公民館
74	伊陸(一)(31)	柳井市伊陸	伊陸公民館
75	伊陸(一)(32)	柳井市伊陸	伊陸公民館
76	伊陸(一)(33)	柳井市伊陸	伊陸公民館
77	伊陸(一)(34)	柳井市伊陸	伊陸公民館
78	伊陸(一)(35)	柳井市伊陸	伊陸公民館
79	伊陸(一)(36)	柳井市伊陸	伊陸公民館
80	伊陸(一)(37)	柳井市伊陸	伊陸小学校
81	伊陸(一)(38)	柳井市伊陸	伊陸小学校
82	伊陸(一)(39)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
83	伊陸(一)(40)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
84	伊陸(一)(42)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
85	伊陸(一)(43)	柳井市伊陸	伊陸小学校
86	伊陸(一)(44)	柳井市伊陸	伊陸小学校
87	伊陸(一)(46)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
88	伊陸(一)(47)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
89	伊陸(一)(48)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
90	伊陸(一)(49)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
91	伊陸(一)(50)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
92	伊陸(一)(51)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
93	伊陸(一)(52)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
94	伊陸(一)(53)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
95	伊陸(一)(54)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
96	伊陸(一)(55)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
97	伊陸(一)(56)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
98	伊陸(一)(57)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
99	伊陸(一)(58)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
100	伊陸(一)(59)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
101	伊陸(一)(60)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
102	伊陸(一)(61)	柳井市伊陸	伊陸公民館
103	伊陸(一)(62)	柳井市伊陸	伊陸公民館
104	伊陸(一)(63)	柳井市伊陸	伊陸公民館
105	伊陸(一)(64)	柳井市伊陸	伊陸公民館
106	伊陸(一)(65)	柳井市伊陸	伊陸公民館
107	伊陸(一)(66)	柳井市伊陸	伊陸公民館
108	伊陸(一)(67)	柳井市伊陸	伊陸公民館
109	伊陸(一)(68)	柳井市伊陸	伊陸公民館
110	伊陸(一)(69)	柳井市伊陸	伊陸公民館
111	伊陸(一)(70)	柳井市伊陸	伊陸公民館
112	伊陸(一)(72)	柳井市伊陸	伊陸公民館
113	伊陸(一)(73)	柳井市伊陸	伊陸公民館
114	伊陸(一)(74)	柳井市伊陸	伊陸公民館
115	伊陸(一)(75)	柳井市伊陸	伊陸公民館
116	伊陸(一)(76)	柳井市伊陸	伊陸公民館
117	伊陸(一)(77)	柳井市伊陸	伊陸小学校
118	伊陸(一)(78)	柳井市伊陸	伊陸小学校
119	伊陸(一)(79)	柳井市伊陸	伊陸公民館
120	伊陸(一)(80)	柳井市伊陸	伊陸公民館









No.	区 域 名	所在地	避難場所
601	大島(一)(29)	柳井市大島、神代	大島公民館
602	大島(一)(30)	柳井市大島、神代	大島公民館
603	大島(一)(31)	柳井市大島、日積	大島小学校
604	大島(一)(32)	柳井市大島	大島小学校
605	神代(一)(1)	柳井市神代	ふれあいどころ437
606	神代(一)(2)	柳井市神代	ふれあいどころ437
607	神代(一)(3)	柳井市神代	ふれあいどころ437
608	神代(一)(4)	柳井市神代	ふれあいどころ437
609	神代(一)(5)	柳井市神代	ふれあいどころ437
610	神代(一)(6)	柳井市神代	ふれあいどころ437
611	神代(一)(7)	柳井市神代	大島公民館
612	神代(一)(8)	柳井市神代	大島公民館
613	神代(一)(9)	柳井市神代	大島公民館
614	神代(一)(10)	柳井市神代	大島公民館
615	神代(一)(11)	柳井市神代、大島	大島公民館
616	神代(一)(12)	柳井市神代	大島公民館
617	神代(一)(13)	柳井市神代	大島公民館
618	神代(一)(14)	柳井市神代	大島公民館
619	神代(一)(15)	柳井市神代	大島公民館
620	神代(一)(16)	柳井市神代	大島公民館
621	神代(一)(17)	柳井市神代	大島公民館
622	神代(一)(18)	柳井市神代	大島公民館
623	神代(一)(19)	柳井市神代	大島公民館
624	神代(一)(20)	柳井市神代	大島公民館
625	神代(一)(21)	柳井市神代	大島公民館
626	神代(一)(22)	柳井市神代	大島公民館
627	神代(一)(23)	柳井市神代	大島公民館
628	神代(一)(24)	柳井市神代	大島公民館
629	神代(一)(25)	柳井市神代	大島公民館
630	神代(一)(26)	柳井市神代	大島公民館
631	神代(一)(27)	柳井市神代	大島公民館
632	神代(一)(28)	柳井市神代	大島公民館
633	神代(一)(29)	柳井市神代	大島公民館
634	神代(一)(30)	柳井市神代	大島公民館
635	神代(一)(31)	柳井市神代	大島公民館
636	神代(一)(32)	柳井市神代	大島公民館
637	神代(一)(33)	柳井市神代	大島公民館
638	神代(一)(34)	柳井市神代	大島公民館
639	神代(一)(35)	柳井市神代	大島公民館
640	神代(一)(36)	柳井市神代	大島公民館
641	神代(一)(37)	柳井市神代	大島公民館
642	神代(一)(38)	柳井市神代	大島公民館
643	神代(一)(39)	柳井市神代	大島公民館
644	神代(一)(40)	柳井市神代	大島公民館
645	神代(一)(41)	柳井市神代	大島公民館
646	神代(一)(42)	柳井市神代	大島公民館
647	神代(一)(43)	柳井市神代	大島公民館
648	神代(一)(44)	柳井市神代	大島公民館
649	神代(一)(45)	柳井市神代	大島公民館
650	神代(一)(46)	柳井市神代	大島公民館
651	神代(一)(47)	柳井市神代	大島公民館
652	神代(一)(48)	柳井市神代	大島公民館
653	神代(一)(49)	柳井市神代	大島公民館
654	神代(一)(50)	柳井市神代	大島公民館
655	神代(一)(51)	柳井市神代	大島公民館
656	神代(一)(52)	柳井市神代	大島公民館
657	神代(一)(53)	柳井市神代	大島公民館
658	神代(一)(54)	柳井市神代	大島公民館
659	神代(一)(55)	柳井市神代	大島公民館
660	神代(一)(56)	柳井市神代	大島公民館

No.	区 域 名	所在地	避難場所
661	神代(一)(57)	柳井市神代	大島公民館
662	神代(一)(58)	柳井市神代	大島公民館
663	神代(一)(59)	柳井市神代	大島公民館
664	神代(一)(60)	柳井市神代	大島公民館
665	神代(一)(61)	柳井市神代	大島公民館
666	神代(一)(62)	柳井市神代	大島公民館
667	神代(一)(63)	柳井市神代	大島公民館
668	神代(一)(64)	柳井市神代	大島公民館
669	遠崎(一)(1)	柳井市遠崎	柳東小学校
670	遠崎(一)(2)	柳井市遠崎	柳東小学校
671	遠崎(一)(3)	柳井市遠崎	柳東小学校
672	遠崎(一)(4)	柳井市遠崎	柳東小学校
673	遠崎(一)(5)	柳井市遠崎	柳東小学校
674	遠崎(一)(6)	柳井市遠崎	柳東小学校
675	遠崎(一)(7)	柳井市遠崎	柳東小学校
676	遠崎(一)(8)	柳井市遠崎、大島	大島小学校
677	遠崎(一)(9)	柳井市遠崎	大島小学校
678	遠崎(一)(10)	柳井市遠崎	大島小学校
679	遠崎(一)(11)	柳井市遠崎	大島小学校
680	遠崎(一)(12)	柳井市遠崎	柳東小学校
681	宇佐木(一)(11)	平生町大字宇佐木、柳井市古開作	伊保庄北文化会館
682	宇佐木(一)(12)	平生町大字宇佐木、柳井市伊保庄	伊保庄北文化会館
683	宇佐木(一)(15)	平生町大字宇佐木、柳井市旭ヶ丘	伊保庄北文化会館
684	大波野(一)(3)	田布施町大字大波野、柳井市柳井	西福祉センター

自然現象の種類：土石流

No.	区域名	所在地	避難場所
1	阿月(二)(1)	柳井市阿月	阿月公民館
2	阿月(二)(2)	柳井市阿月	阿月公民館
3	阿月(二)(3)	柳井市阿月	阿月公民館
4	阿月(二)(4)	柳井市阿月	阿月公民館
5	阿月(二)(5)	柳井市阿月	阿月公民館
6	阿月(二)(6)	柳井市阿月	阿月公民館
7	阿月(二)(7)	柳井市阿月	阿月公民館
8	阿月(二)(8)	柳井市阿月	阿月公民館
9	阿月(二)(9)	柳井市阿月	阿月公民館
10	阿月(二)(10)	柳井市阿月	阿月公民館
11	阿月(二)(11)	柳井市阿月	阿月公民館
12	阿月(二)(12)	柳井市阿月	阿月公民館
13	阿月(二)(14)	柳井市阿月	阿月公民館
14	阿月(二)(15)	柳井市阿月	阿月公民館
15	伊陸(二)(1)	柳井市伊陸	伊陸公民館
16	伊陸(二)(2)	柳井市伊陸	伊陸公民館
17	伊陸(二)(3)	柳井市伊陸	伊陸公民館
18	伊陸(二)(4)	柳井市伊陸	伊陸公民館
19	伊陸(二)(5)	柳井市伊陸	伊陸公民館
20	伊陸(二)(6)	柳井市伊陸	伊陸公民館
21	伊陸(二)(7)	柳井市伊陸	伊陸公民館
22	伊陸(二)(8)	柳井市伊陸	伊陸公民館
23	伊陸(二)(9)	柳井市伊陸	伊陸公民館
24	伊陸(二)(10)	柳井市伊陸	伊陸公民館
25	伊陸(二)(11)	柳井市伊陸	伊陸小学校
26	伊陸(二)(12)	柳井市伊陸	伊陸公民館
27	伊陸(二)(13)	柳井市伊陸	伊陸公民館
28	伊陸(二)(14)	柳井市伊陸	伊陸公民館
29	伊陸(二)(15)	柳井市伊陸	伊陸公民館
30	伊陸(二)(16)	柳井市伊陸	伊陸公民館
31	伊陸(二)(17)	柳井市伊陸	伊陸公民館
32	伊陸(二)(18)	柳井市伊陸	伊陸公民館
33	伊陸(二)(19)	柳井市伊陸	伊陸公民館
34	伊陸(二)(20)	柳井市伊陸	伊陸公民館
35	伊陸(二)(21)	柳井市伊陸	伊陸公民館
36	伊陸(二)(22)	柳井市伊陸	伊陸公民館
37	伊陸(二)(23)	柳井市伊陸	伊陸公民館
38	伊陸(二)(24)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
39	伊陸(二)(25)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
40	伊陸(二)(26)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
41	伊陸(二)(27)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
42	伊陸(二)(28)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
43	伊陸(二)(29)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
44	伊陸(二)(30)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
45	伊陸(二)(31)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
46	伊陸(二)(32)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
47	伊陸(二)(33)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
48	伊陸(二)(34)	柳井市伊陸	伊陸公民館
49	伊陸(二)(35)	柳井市伊陸	伊陸公民館
50	伊陸(二)(36)	柳井市伊陸	伊陸公民館
51	伊陸(二)(37)	柳井市伊陸	伊陸公民館
52	伊陸(二)(38)	柳井市伊陸	伊陸公民館
53	伊陸(二)(39)	柳井市伊陸	伊陸公民館
54	伊陸(二)(40)	柳井市伊陸	伊陸公民館
55	伊陸(二)(44)	柳井市伊陸	伊陸小学校
56	伊陸(二)(45)	柳井市伊陸	伊陸小学校
57	伊陸(二)(46)	柳井市伊陸	伊陸小学校
58	伊陸(二)(47)	柳井市伊陸	伊陸小学校
59	伊陸(二)(48)	柳井市伊陸	伊陸小学校
60	伊陸(二)(49)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館

No.	区域名	所在地	避難場所
61	伊陸(二)(50)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
62	伊陸(二)(51)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
63	伊陸(二)(52)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
64	伊陸(二)(53)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
65	伊陸(二)(54)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
66	伊陸(二)(55)	柳井市伊陸	伊陸小学校
67	伊陸(二)(56)	柳井市伊陸	伊陸小学校
68	伊陸(二)(57)	柳井市伊陸	伊陸小学校
69	伊陸(二)(58)	柳井市伊陸	伊陸小学校
70	伊陸(二)(59)	柳井市伊陸	伊陸小学校
71	伊陸(二)(60)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
72	伊陸(二)(61)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
73	伊陸(二)(62)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
74	伊陸(二)(63)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
75	伊陸(二)(64)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
76	伊陸(二)(65)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
77	伊陸(二)(66)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
78	伊陸(二)(67)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
79	伊陸(二)(68)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
80	伊陸(二)(69)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
81	伊陸(二)(70)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
82	伊陸(二)(71)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
83	伊陸(二)(72)	柳井市伊陸	伊陸公民館
84	伊陸(二)(73)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
85	伊陸(二)(74)	柳井市伊陸、熊毛郡田布施町大字大波野	伊陸公民館
86	伊陸(二)(75)	柳井市伊陸	伊陸地区体育館
87	伊保庄(二)(1)	柳井市伊保庄、旭ヶ丘	伊保庄北文化会館
88	伊保庄(二)(2)	柳井市伊保庄	伊保庄北文化会館
89	伊保庄(二)(3)	柳井市伊保庄	小田小学校
90	伊保庄(二)(4)	柳井市伊保庄	小田小学校
91	伊保庄(二)(5)	柳井市伊保庄	小田小学校
92	伊保庄(二)(6)	柳井市伊保庄	旧柳井南中学校体育館
93	伊保庄(二)(7)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
94	伊保庄(二)(8)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
95	伊保庄(二)(9)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
96	伊保庄(二)(10)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
97	伊保庄(二)(11)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
98	伊保庄(二)(12)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
99	伊保庄(二)(13)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
100	伊保庄(二)(14)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
101	伊保庄(二)(15)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
102	伊保庄(二)(16)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
103	伊保庄(二)(17)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
104	伊保庄(二)(18)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
105	伊保庄(二)(19)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
106	伊保庄(二)(20)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
107	伊保庄(二)(21)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
108	伊保庄(二)(22)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
109	伊保庄(二)(23)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
110	伊保庄(二)(24)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
111	伊保庄(二)(25)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
112	伊保庄(二)(26)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
113	伊保庄(二)(27)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
114	伊保庄(二)(28)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
115	伊保庄(二)(29)	柳井市伊保庄	柳井南小学校
116	伊保庄(二)(30)	柳井市伊保庄、阿月	阿月公民館
117	伊保庄(二)(31)	柳井市伊保庄	旧柳井南中学校体育館
118	伊保庄(二)(32)	柳井市伊保庄	旧柳井南中学校体育館
119	伊保庄(二)(33)	柳井市伊保庄	旧柳井南中学校体育館
120	伊保庄(二)(34)	柳井市伊保庄	旧柳井南中学校体育館

No.	区域名	所在地	避難場所
121	伊保庄(二)(35)	柳井市伊保庄	旧柳井南中学校体育館
122	新庄(二)(1)	柳井市新庄、余田	アクアヒルやない
123	新庄(二)(2)	柳井市新庄、余田	アクアヒルやない
124	新庄(二)(3)	柳井市新庄、余田	アクアヒルやない
125	新庄(二)(4)	柳井市新庄、余田	アクアヒルやない
126	新庄(二)(5)	柳井市新庄	アクアヒルやない
127	新庄(二)(6)	柳井市新庄	柳井市総合福祉センター
128	新庄(二)(7)	柳井市新庄、熊毛郡平生町大字宇佐木	柳井市総合福祉センター
129	日積(二)(1)	柳井市日積	ふれあいどころ437
130	日積(二)(2)	柳井市日積	ふれあいどころ437
131	日積(二)(3)	柳井市日積	ふれあいどころ437
132	日積(二)(4)	柳井市日積	ふれあいどころ437
133	日積(二)(5)	柳井市日積	ふれあいどころ437
134	日積(二)(6)	柳井市日積	ふれあいどころ437
135	日積(二)(7)	柳井市日積	ふれあいどころ437
136	日積(二)(8)	柳井市日積	ふれあいどころ437
137	日積(二)(9)	柳井市日積	ふれあいどころ437
138	日積(二)(10)	柳井市日積	ふれあいどころ437
139	日積(二)(11)	柳井市日積	ふれあいどころ437
140	日積(二)(12)	柳井市日積	ふれあいどころ437
141	日積(二)(13)	柳井市日積	ふれあいどころ437
142	日積(二)(14)	柳井市日積	ふれあいどころ437
143	日積(二)(15)	柳井市日積	ふれあいどころ437
144	日積(二)(16)	柳井市日積	ふれあいどころ437
145	日積(二)(17)	柳井市日積	ふれあいどころ437
146	日積(二)(18)	柳井市日積	ふれあいどころ437
147	日積(二)(19)	柳井市日積	ふれあいどころ437
148	日積(二)(20)	柳井市日積	ふれあいどころ437
149	日積(二)(21)	柳井市日積	ふれあいどころ437
150	日積(二)(22)	柳井市日積	ふれあいどころ437
151	日積(二)(23)	柳井市日積	ふれあいどころ437
152	日積(二)(24)	柳井市日積	ふれあいどころ437
153	日積(二)(25)	柳井市日積	ふれあいどころ437
154	日積(二)(26)	柳井市日積	ふれあいどころ437
155	日積(二)(27)	柳井市日積	ふれあいどころ437
156	日積(二)(28)	柳井市日積	ふれあいどころ437
157	日積(二)(29)	柳井市日積	ふれあいどころ437
158	日積(二)(30)	柳井市日積	ふれあいどころ437
159	日積(二)(31)	柳井市日積	ふれあいどころ437
160	日積(二)(32)	柳井市日積	ふれあいどころ437
161	日積(二)(33)	柳井市日積	ふれあいどころ437
162	日積(二)(34)	柳井市日積	ふれあいどころ437
163	日積(二)(35)	柳井市日積	ふれあいどころ437
164	日積(二)(36)	柳井市日積	ふれあいどころ437
165	日積(二)(37)	柳井市日積	ふれあいどころ437
166	日積(二)(38)	柳井市日積	ふれあいどころ437
167	日積(二)(39)	柳井市日積	ふれあいどころ437
168	日積(二)(40)	柳井市日積	ふれあいどころ437
169	日積(二)(41)	柳井市日積	ふれあいどころ437
170	日積(二)(42)	柳井市日積	ふれあいどころ437
171	日積(二)(43)	柳井市日積	ふれあいどころ437
172	日積(二)(44)	柳井市日積	ふれあいどころ437
173	日積(二)(45)	柳井市日積	ふれあいどころ437
174	日積(二)(46)	柳井市日積	ふれあいどころ437
175	日積(二)(47)	柳井市日積	ふれあいどころ437
176	日積(二)(48)	柳井市日積	ふれあいどころ437
177	日積(二)(49)	柳井市日積	ふれあいどころ437
178	日積(二)(50)	柳井市日積	ふれあいどころ437
179	日積(二)(51)	柳井市日積	ふれあいどころ437
180	日積(二)(52)	柳井市日積	ふれあいどころ437

No.	区域名	所在地	避難場所
181	日積(二)(53)	柳井市日積	ふれあいどころ437
182	日積(二)(54)	柳井市日積、神代	ふれあいどころ437
183	日積(二)(55)	柳井市日積、神代、大畠	ふれあいどころ437
184	日積(二)(56)	柳井市日積、神代、大畠	ふれあいどころ437
185	平郡(二)(1)	柳井市平郡	平郡西埋め立て地
186	平郡(二)(2)	柳井市平郡	平郡西埋め立て地
187	平郡(二)(3)	柳井市平郡	平郡西埋め立て地
188	柳井(二)(1)	柳井市柳井	西福祉センター
189	柳井(二)(2)	柳井市柳井	西福祉センター
190	柳井(二)(3)	柳井市柳井	西福祉センター
191	柳井(二)(4)	柳井市柳井	西福祉センター
192	柳井(二)(5)	柳井市柳井	西福祉センター
193	柳井(二)(6)	柳井市柳井	西福祉センター
194	柳井(二)(7)	柳井市柳井	西福祉センター
195	柳井(二)(8)	柳井市柳井	西福祉センター
196	柳井(二)(9)	柳井市柳井、伊陸	西福祉センター
197	柳井(二)(10)	柳井市柳井、伊陸	西福祉センター
198	柳井(二)(11)	柳井市柳井、伊陸	西福祉センター
199	柳井(二)(12)	柳井市柳井	西福祉センター
200	柳井(二)(13)	柳井市柳井	西福祉センター
201	柳井(二)(14)	柳井市柳井	西福祉センター
202	柳井(二)(15)	柳井市柳井	西福祉センター
203	柳井(二)(16)	柳井市柳井	西福祉センター
204	柳井(二)(17)	柳井市柳井	西福祉センター
205	柳井(二)(18)	柳井市柳井	西福祉センター
206	柳井(二)(19)	柳井市柳井	柳井中学校
207	柳井(二)(20)	柳井市柳井	西福祉センター
208	柳井(二)(21)	柳井市柳井	西福祉センター
209	柳井(二)(22)	柳井市柳井	西福祉センター
210	柳井(二)(23)	柳井市柳井	西福祉センター
211	柳井(二)(24)	柳井市柳井	西福祉センター
212	柳井(二)(25)	柳井市柳井	西福祉センター
213	柳井(二)(26)	柳井市柳井	西福祉センター
214	柳井(二)(27)	柳井市柳井	西福祉センター
215	柳井(二)(28)	柳井市柳井	西福祉センター
216	柳井(二)(29)	柳井市柳井	西福祉センター
217	柳井(二)(30)	柳井市柳井、新庄	西福祉センター
218	柳井(二)(31)	柳井市柳井	柳井中学校
219	柳井(二)(32)	柳井市柳井	柳井中学校
220	柳井(二)(33)	柳井市柳井	柳井中学校
221	柳井(二)(34)	柳井市柳井	柳井中学校
222	柳井(二)(35)	柳井市柳井	柳井中学校
223	柳井(二)(36)	柳井市柳井	柳井中学校
224	柳井(二)(37)	柳井市柳井	柳井中学校
225	柳井(二)(38)	柳井市柳井	柳井中学校
226	柳井(二)(39)	柳井市柳井	アクティブやない
227	柳井(二)(40)	柳井市柳井	アクティブやない
228	柳井(二)(41)	柳井市柳井、姫田	アクティブやない
229	柳井(二)(42)	柳井市柳井	アクティブやない
230	柳井(二)(43)	柳井市柳井	アクティブやない
231	柳井(二)(44)	柳井市柳井、片野西、山根、東土手、新市北	アクティブやない
232	柳井(二)(45)	柳井市柳井	アクティブやない
233	柳井(二)(46)	柳井市柳井	柳井市文化福祉会館
234	柳井(二)(47)	柳井市柳井、遠崎	柳井市文化福祉会館
235	柳井(二)(48)	柳井市柳井、遠崎	柳東小学校
236	柳井(二)(49)	柳井市柳井、余田	アクアヒルやない
237	柳井(二)(50)	柳井市柳井	西福祉センター
238	柳井(二)(51)	柳井市柳井	柳東文化会館
239	余田(二)(1)	柳井市余田	余田小学校
240	余田(二)(2)	柳井市余田	余田小学校

No.	区 域 名	所在地	避難場所
241	余田(二)(3)	柳井市余田	余田小学校
242	余田(二)(4)	柳井市余田	余田小学校
243	余田(二)(5)	柳井市余田	余田小学校
244	余田(二)(6)	柳井市余田	余田小学校
245	余田(二)(7)	柳井市余田	余田小学校
246	大島(二)(1)	柳井市大島、日積、神代	大島小学校
247	大島(二)(2)	柳井市大島	大島小学校
248	大島(二)(3)	柳井市大島	大島小学校
249	大島(二)(4)	柳井市大島、神代	大島小学校
250	大島(二)(5)	柳井市大島、神代	大島小学校
251	大島(二)(6)	柳井市大島	大島小学校
252	大島(二)(7)	柳井市大島、神代	大島小学校
253	大島(二)(8)	柳井市大島、神代	大島小学校
254	大島(二)(9)	柳井市大島	大島小学校
255	大島(二)(10)	柳井市大島	大島小学校
256	大島(二)(11)	柳井市大島	大島公民館
257	大島(二)(12)	柳井市大島、遠崎	大島小学校
258	神代(二)(1)	柳井市神代、大島	大島小学校
259	神代(二)(2)	柳井市神代、日積	ふれあいどころ437
260	神代(二)(3)	柳井市神代、日積	ふれあいどころ437
261	神代(二)(4)	柳井市神代	ふれあいどころ437
262	神代(二)(5)	柳井市神代、日積	ふれあいどころ437
263	神代(二)(6)	柳井市神代	ふれあいどころ437
264	神代(二)(7)	柳井市神代	大島公民館
265	神代(二)(8)	柳井市神代	大島公民館
266	神代(二)(9)	柳井市神代、大島	大島公民館
267	神代(二)(10)	柳井市神代、大島	大島公民館
268	神代(二)(11)	柳井市神代、大島	大島公民館
269	神代(二)(12)	柳井市神代、大島	大島公民館
270	神代(二)(13)	柳井市神代、大島	大島公民館
271	神代(二)(14)	柳井市神代、大島	大島公民館
272	神代(二)(15)	柳井市神代	大島公民館
273	神代(二)(16)	柳井市神代	大島公民館
274	神代(二)(17)	柳井市神代	大島公民館
275	神代(二)(18)	柳井市神代	大島公民館
276	神代(二)(19)	柳井市神代	大島公民館
277	神代(二)(20)	柳井市神代	大島公民館
278	神代(二)(21)	柳井市神代	大島公民館
279	神代(二)(22)	柳井市神代	大島公民館
280	神代(二)(23)	柳井市神代	大島公民館
281	神代(二)(24)	柳井市神代	大島公民館
282	神代(二)(25)	柳井市神代	大島公民館
283	神代(二)(26)	柳井市神代	大島公民館
284	神代(二)(27)	柳井市神代	大島公民館
285	神代(二)(28)	柳井市神代	大島公民館
286	神代(二)(29)	柳井市神代	大島公民館
287	神代(二)(30)	柳井市神代	大島公民館
288	神代(二)(31)	柳井市神代	大島公民館
289	神代(二)(32)	柳井市神代	大島公民館
290	遠崎(二)(1)	柳井市遠崎	柳東小学校
291	遠崎(二)(2)	柳井市遠崎	柳東小学校
292	遠崎(二)(3)	柳井市遠崎	柳東小学校
293	遠崎(二)(4)	柳井市遠崎	柳東小学校
294	遠崎(二)(5)	柳井市遠崎	大島小学校
295	大波野(二)(3)	田布施町大字大波野、柳井市柳井、余田	西福祉センター
296	大波野(二)(8)	田布施町大字大波野、柳井市余田	余田小学校

自然現象の種類：地滑り

No.	区 域 名	所在地	避難場所
1	古開作(三)(1)	柳井市古開作	柳井市総合福祉センター
2	柳井(三)(1)	柳井市柳井	西福祉センター
3	柳井(三)(2)	柳井市柳井	西福祉センター
4	柳井(三)(3)	柳井市柳井	西福祉センター
5	柳井(三)(4)	柳井市柳井	柳井中学校
6	神代(三)(1)	柳井市神代	大島公民館
7	神代(三)(2)	柳井市神代	大島公民館
8	大島(三)(1)	柳井市大島	大島公民館
9	遠崎(三)(1)	柳井市遠崎	柳東小学校
10	日積(三)(1)	柳井市日積	ふれあいどころ437
11	日積(三)(2)	柳井市日積	ふれあいどころ437
12	日積(三)(3)	柳井市日積	ふれあいどころ437
13	日積(三)(4)	柳井市日積	ふれあいどころ437
14	伊保庄(三)(1)	柳井市伊保庄、熊毛郡平生町大字宇佐木	伊保庄北文化会館
15	伊保庄(三)(2)	柳井市伊保庄	伊保庄北文化会館
16	伊保庄(三)(3)	柳井市伊保庄	小田小学校
17	伊保庄(三)(4)	柳井市伊保庄	小田小学校
18	平郡(三)(1)	柳井市平郡	平郡西埋め立て地

□ 水防用備蓄器具・備蓄資材一覧表

令和7年10月8日現在

倉庫の所在地	スコップ	つるはし	くわ	おの	掛矢	かま	ペンチ	のこ	じよれん	ハンマー	照明器具	ロープ	杭3m	杭2m	鉄線11番	鉄線14番	土のう袋	ブルーシート
市役所	19	8	3		4	5	4		5	2							2,720	71
新庄	23	3	1	1	2	10	2	4	2	4	1	1		36	1	1	1,640	65
余田	4	1	1	1	1	4	1	4	7	1		9	10	10			67	30
日積	18	1	2		1	4		4	3	1		7		10	2	3	570	61
伊陸	16	1	2	2	2	3	1	6	2	2		5		20		2	53	40
阿月	5	2	2	1	2	4	2	2	2	2				20	1	1	400	55
伊保庄	6	2	2	1	3	4	1	2	2	1	1	1		36	1	1	685	83
平郡東	6	3	2	4	2		1	9	2	1	1	4		13		2	155	100
平郡西	12	2	12	1	4	3	1	1	2	2		8		28			600	35
大島	15	19	10	6	11	3	1	10	2	9		1		16			1,375	233

□ 県内広域消防応援の要請（様式1）

様式1（第5章1関係）

山口県内広域消防応援の要請

文 書 番 号

令和 年 月 日

山口県知事 様

柳井市長

県内広域消防応援の要請について

山口県内広域消防応援計画に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分頃				
災害発生場所	柳井市 付近				
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	令和 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある 部隊名に○をし、希 望する隊数を記入す る。)	部 隊 種 別				
	消火部隊		特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	救助部隊			N災害対応隊	
	救急部隊			B災害対応隊	
	後方支援部隊			C災害対応隊	
	指定なし			大規模危険物火災等対応隊	
				密閉空間火災等対応隊	
			特殊 装備 部隊	水難救助隊	
			その他の 部隊		
応援隊の集結場所・被災地への到達ルート	決定（添付書類 部）・未決定				
指揮体制及び無線運用体制	決定（添付書類 部）・未決定				
その他の情報 (必要資機材・装備等)					
その他の添付書類					
連 絡 責 任 者	市町等名	担当課	職	氏 名	
	柳井市				
	N T T回線電話：		N T T回線F A X：		



□ 指定緊急避難場所・指定避難所

○ 指定緊急避難場所

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。災害種別ごとに指定。

洪水・計画規模降雨は災害対策基本法第49条の4に基づかない市独自の指定。

NO	施設・場所名	住所	電話	災害種別ごとの適否						海拔 m	想定収容人数	
				洪水		土砂	高潮	地震	津波		屋内●	屋外○
				計画規模	想定最大規模							
1	柳東小学校	柳井 964-1	22-0625	●	●	●	●	○	×	5.0	360	1,700
2	柳東文化会館	柳井 1029	23-4685	●	●	●	●	○	×	6.0	250	400
3	岡ノ上公園	姫田 2	なし	—	—	—	—	○	○	26	—	2,000
4	サンビームやない駐車場	柳井 3670-1	22-0111	—	—	—	—	○	○	10	—	1,300
5	柳井小学校	柳井 3680-4	22-0620	●	●	●	●	○	×	6.4	620	3,700
6	バタフライアリーナ (柳井市体育館)	柳井 3714-3	23-0830	●	●	●	×	○	×	3.5	1,000	1,400
7	みどりが丘図書館 (柳井図書館)	柳井 3776-2	22-0628	●	●	●	●	●	●	14.3	180	—
8	ストーンマーケット翠が丘公園 グラウンド(公園)	柳井 3776-2	なし	—	—	—	—	○	○	14.3	—	3,100
9	ストーンマーケット翠が丘公園 グラウンド(翠が丘防災運動公園 グラウンド)	柳井 3895-2	なし	—	—	—	—	○	○	10	—	5,000
10	アクティブやない	柳井 3718-16	24-0081	●	●	●	×	●	×	4.3	320	—
11	柳井市文化福祉会館	柳井 3718	22-0680	●	●	●	●	●	×	5.7	540	—
12	柳井中学校	柳井 4155	22-0405	●	●	●	●	○	●	6.7(注) 11.4	670	7,500
13	南浜グラウンド	南浜 3-2-1	なし	—	—	—	×	○	×	3.2	—	8,800
14	FUJIBO 柳井化学武道館 (柳井市武道館)	南浜 3-2-3	25-3383	●	●	●	×	●	×	3.2	1,190	—
15	柳井市総合福祉センター	南町 3-9-2	22-3800	×	×	●	×	●	×	0.9	150	—
16	西福祉センター	柳井 4823-2	23-2611	×	×	●	×	×	×	3.6	180	—
17	柳北小学校	柳井 5025	22-0619	●	×	×	●	○	×	8.8	390	1,600
18	日積公民館	日積 4142-5	28-0001	●	●	●	●	●	●	65	50	—
19	日積小学校	日積 6951	28-0012	●	●	×	●	○	○	79	290	2,000
20	ふれあいどころ437	日積 4150-1	28-5437	●	●	●	●	○	○	65	90	900
21	伊陸公民館	伊陸 5856-1	26-0001	●	●	●	●	●	●	92	70	—
22	伊陸小学校	伊陸 5856-1	26-0007	●	●	●	●	○	○	92	230	1,500
23	伊陸地区体育館・伊陸グラウンド	伊陸 12442	なし	●	●	●	●	○	○	100	410	3,100
24	新庄小学校	新庄 2614	22-0597	●	●	●	●	○	×	6.3	370	2,100
25	新庄公民館	新庄 327-1	22-0069	●	●	●	●	●	×	4.2	70	—
26	アクアヒルやない	新庄 1326-1	24-0025	●	●	●	●	●	●	65	200	—
27	アデリーホシパーク (柳井ウェルネスパーク)	新庄 1326-1	24-0025	—	—	×	—	○	○	65	—	10,800
28	やまぐちフラワーランド	新庄 500-1	24-1187	—	—	—	—	○	○	24	—	10,000
29	柳井西中学校	余田 2111	22-1531	●	●	×	●	○	○	22	410	4,200

NO	施設・場所名	住所	電話	災害種別ごとの適否						海拔 m	想定収容人数		
				洪水		土砂	高潮	地震	津波		屋内●	屋外○	
				計画規模	想定最大規模								
30	余田小学校	余田 1419	22-1530	●	●	●	●	○	○	12	430	1,500	
31	余田公民館	余田 1419	22-0101	●	●	●	●	●	●	12	30	—	
32	柳井商工高校	伊保 庄2658	22-5533	●	●	×	●	○	○	21	700	8,900	
33	伊保庄北文化会館	伊保 庄4864-18	なし	●	●	●	×	●	×	2.6	90	—	
34	小田小学校	伊保 庄4853-1	22-0835	●	●	●	×	○	×	2.8	390	2,500	
35	小田浜グラウンド	伊保 庄4853-2	なし	—	—	—	×	○	×	2.6	—	6,600	
36	伊保庄地区体育館・ 伊保庄地区グラウンド	伊保 庄 3485-1、 3484-1	なし	●	●	●	×	○	×	3.0	280	4,000	
37	柳井南小学校	伊保 庄1429	27-0602	●	●	●	×	○	×	2.2	410	2,300	
38	星の見える丘工房	伊保 庄1484-45	なし	●	●	×	●	●	●	15	40	—	
39	阿月公民館	阿月 1748-2	27-0001	●	●	●	×	●	×	2.5	50	—	
40	阿月地区グラウンド	阿月 1729-1	なし	—	—	—	×	○	×	2.7	—	1,000	
41	平郡西埋め立て地	平郡 4698-15	なし	—	—	—	×	○	×	2.7	—	1,700	
42	平郡西へき地集会所	平郡 4836-2	なし	●	●	×	●	×	×	5.0	200	—	
43	平郡東小学校体育館	平郡 1843	なし	●	●	●	●	●	×	3.5	150	—	
44	平郡東野積場	平郡 1938-4	なし	—	—	—	×	○	×	2.8	—	4,800	
45	神代地区グラウンド	神代 4110	なし	—	—	×	—	○	○	17	—	1,100	
46	大島グラウンド	神代 1675-1	なし	—	—	×	—	○	○	53	—	6,000	
47	大島中学校	神代 4273	45-2202	●	●	×	●	○	○	32	320	1,400	
48	大島公民館	大島 1500	45-2211	●	●	●	×	●	×	3.0	180	—	
49	大島小学校	大島 757-2	45-2203	●	●	●	●	○	○	10	180	1,400	
50	遠崎地区体育館・ 遠崎地区グラウンド	遠崎 340	なし	●	●	×	●	○	○	14	210	1,000	
指定する箇所数		計		35	34	29	26	48	25	—	11,730	115,300	
		内訳		屋内●	35	34	29	26	15				7
				屋外○	0	0	0	0	33				18

- ※① 学校において、施設・場所名に特に明記がない場合は体育館及びグラウンドを表す。
- ※② 指定緊急避難場所とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所をいう。
- ※③ 「屋内●または屋外○」とは避難に適する場所、「×」とは適さない場所をいう。
- ※④ 海拔は、屋内及び屋外の両施設がある場合は、低い方の高さをいう。  
 ⊕柳井中学校の海拔は、グラウンドが6.7m、体育館が11.4mである。
- ※⑤ 指定避難所とは、災害により住居を失った場合などにより一定期間避難生活をする場所をいう。
- ※⑥ 洪水、土砂及び高潮の欄は、その災害が雨に起因することが多いことから、屋内と屋外両方の施設があるものは屋内を優先表記している。
- ※⑦ 地震及び津波の欄は、積極的な状況把握を促すために、屋内と屋外両方の施設が適用するものは屋外を優先表記している。
- ※⑧ 想定収容人数の算出方法は、屋内施設においては、基本的に「収容人数＝延床面積÷2.0㎡」を用い、屋外施設においては「収容人数＝実効面積÷2.0㎡」を用いた。
- ※⑨ 柳井市体育館は耐震改修工事後に、指定緊急避難場所に指定する。
- ※⑩ 洪水、土砂、高潮について、大雨時に屋外の指定緊急避難場所へ避難することは、現実的ではないことから「—」とする。

## ○ 指定避難所

被災後の生活が自宅等でできない住民等が滞在生活するための施設

NO	施設名	住所	電話番号	指定緊急避難場所との重複 (No.16~18) 受入対象者 (※1)	想定収容 人数	
1	柳東小学校体育館	柳井 964-1	22-0625	○	360 人	
2	柳東文化会館	柳井 1029	23-4685	○	250 人	
3	柳井小学校体育館	柳井 3680-4	22-0620	○	620 人	
4	バタフライアリーナ (柳井市体育館)	柳井 3714-3	23-0830	○	1,000 人	
5	みどりが丘図書館 (柳井図書館)	柳井 3776-2	22-0628	○	180 人	
6	アクティブやない	柳井 3718-16	24-0081	○	90 人	
7	柳井市文化福祉会館	柳井 3718	22-0680	○	540 人	
8	柳井中学校体育館	柳井 4155	22-0405	○	670 人	
9	ふれあいどころ 437	日積 4150-1	28-5437	○	90 人	
10	伊陸小学校体育館	伊陸 5856-1	26-0007	○	230 人	
11	伊陸地区体育館	伊陸 12442	なし	○	410 人	
12	新庄小学校体育館	新庄 2614	22-0597	○	370 人	
13	アクアヒルやない	新庄 1326-1	24-0025	○	200 人	
14	余田小学校体育館	余田 1419	22-1530	○	430 人	
15	大島小学校体育館	大島 757-2	45-2203	○	180 人	
16	指定福祉避難所	四季の里	日積 3210-5	28-1770	要配慮者のうち、市が特定した者	50 人※2
17	指定福祉避難所	松風苑	余田 3762-1	23-6363	要配慮者のうち、市が特定した者	50 人※2
18	指定福祉避難所	ゆうわ苑	伊保庄 1-4	27-6001	要配慮者のうち、市が特定した者	50 人※2

※1 No.16~18 の受入対象者は、家族等も含めて受入対象とする。

※2 福祉避難所における想定収容人数は、一人当たり 2 m<sup>2</sup>による算出ではなく、支援の特性を考慮し設定している。

※3 柳井市体育館は耐震改修工事後に、指定避難所に指定する。

□ 自衛隊災害派遣要請関係様式

○ 災害派遣 要請 依頼書

年 月 日

山口県知事 様

柳 井 市 長

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第 83 条により、下記のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

4 その他参考となるべき事項

集結地、ヘリポートの状況等

○ 災害派遣 撤収要請 依頼書

年 月 日

山口県知事 様

柳 井 市 長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急作業も概ね終了しましたから下記のとおり自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 撤収作業内容

3 そ の 他

□ 医療機関一覧

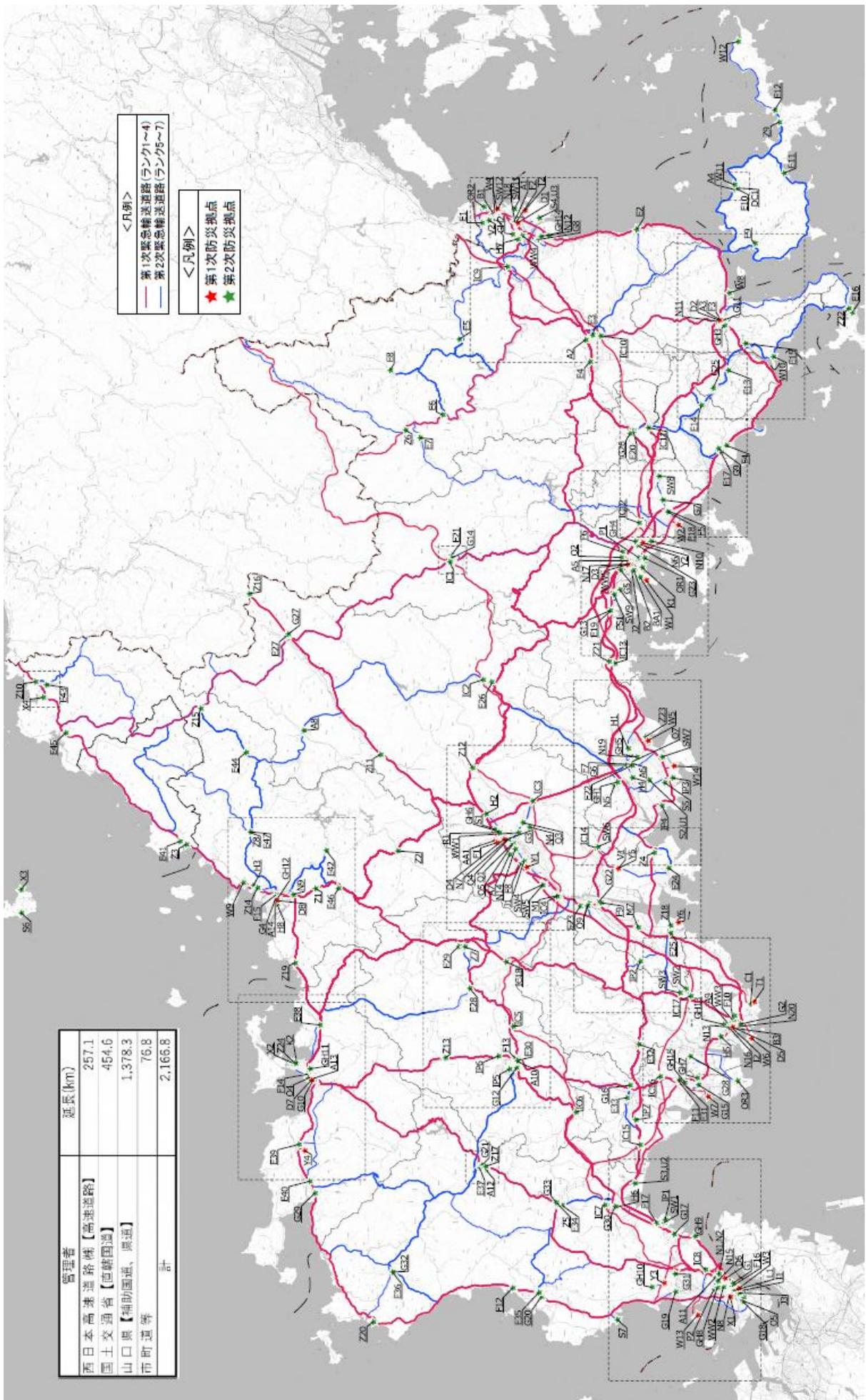
機関名	病床	診療科目	所在地	電話
周東総合病院	328	内, 精神, 精神内, 外, 整形, 産婦人, 児, 泌尿, 眼, 脳神経外, 放射線, 循環器内, 血液内, 乳腺外, 消化器内, 乳外, 麻, リハビリ, 心臓血管外, 皮膚, 耳鼻咽喉, 歯科口腔	古開作 1000-1	22-3456
国立病院機構柳井医療センター	280	内, 外, 神経内, 腎臓, 整形, 循環器, 呼吸器内, 肝・胆・膵内, 糖尿病, 内分泌内, 皮膚, 泌尿器	伊保庄 95	27-0211
桑原整形外科		整形, リハビリ	南町 6 丁目 10-8	23-2277
小林内科クリニック		内, 消化器内, 肝内, リハビリ	東土手 14-10	23-5588
弘田脳神経外科	17	脳神経外, 外, リハビリ	古開作 575-7	23-7119
キャプテンキッズクリニック		児	南町 7 丁目 11-9	23-3336
恵愛会柳井病院	298	精神, 内, 神経, 小児神経発達外来	柳井 1910-1	22-1002
柳井皮フ科		皮膚	新庄 21-58	22-7714
志熊眼科		眼	中央 3 丁目 13-10	22-0148
藤本眼科	15	眼	南町 7 丁目 7-7	23-8777
吉浦耳鼻咽喉科医院		耳鼻咽喉	中央 1 丁目 9-15	22-2269
河谷内科医院		呼吸器内	中央 1 丁目 4-17	22-0347
河内山医院		内	中央 2 丁目 10-3	22-0023
坂本病院	100	内, 胃腸, 循環器, 呼吸器, 人工透析, 児	余田 3626-2	23-6800
柵診療所		内	柳井 4709-1	23-5400
浜田内科循環器科		内, 循環器内	新庄 1529-1	23-1137
政井医院		内, 皮膚	柳井 5033-2	22-1068
増本クリニック		精神, 内, 心療内	天神 18-9	23-3121
南町内科循環器科		内, 循環器	南町 6 丁目 5-1	23-5757
まつばら内科・胃腸科		内, 消化器内	南町 7 丁目 2-3	25-2266
野田整形外科クリニック		整形, リハビリ, リウマチ	天神 17-16	24-2345
こうだクリニック		泌尿器, 皮膚, 人工透析	ニュータウン南町 24	24-3000
たじり皮フ科医院		皮膚	中央 2 丁目 19-8	23-1180
優クリニック		産婦人, 女性内科	中央 1 丁目 8-8	22-0317
おりたクリニック		脳神経外, 神経内, 心療内	中央 1 丁目 8-15	22-3322
吉田クリニック		外, 内, 胃腸, 肛門, リハビリ	南町 1 丁目 11-5	24-1212
松井クリニック	12	外, 消化器, 肛門, 内, リハビリ	南浜 1 丁目 8-3	24-5311
最所クリニック		内	大島 909-7	45-2252
ウエルネスクリニック		内, 生活習慣病, 甲状腺	柳井 1547-1	22-1024
うつみ内科クリニック		内, 呼吸器内	南町 4 丁目 2-14	24-0100
平郡診療所		内	平郡 1824-11	47-2032
平郡診療所西出張診療所		内	平郡 4694	47-2888
休日夜間応急診療所		内, 外, 児	中央 1 丁目 10-17	22-9001
松田医院		耳鼻咽喉 糖尿病, 代謝内	柳井 3715-1	24-3387 24-5678

機関名	診療科目	所在地	電話
いそべ歯科医院	歯	南町7丁目14-7	23-8020
上田歯科医院	歯	柳井津428	22-1104
おきた歯科医院	歯	南町3丁目1-1	23-3748
奥田歯科医院	歯	中央2丁目13-15	23-3773
かじやま歯科医院	歯	柳井4708-5	22-8882
神原歯科医院	歯	中央2丁目2-20	22-0469
清時歯科医院	歯	新市4-23	22-0643
古浜歯科医院	歯	天神16-21	22-1371
ざいま歯科医院	歯	古開作594-7	23-1182
玉生歯科医院	歯	南町7丁目5-2	22-6311
坪井歯科医院	歯	伊保庄5043-47	23-5522
戸田歯科医院	歯	神代4183-16	45-5555
中尾歯科医院	歯	新庄307-8	23-7878
中原歯科医院	歯	柳井4742-1	23-4618
廣實歯科医院	歯	中央2丁目1-18	22-0474
村中歯科医院	歯	伊陸6714	26-1212
米田歯科医院	歯	柳井1536-5	22-9880
やない歯科・矯正歯科	歯	南町2丁目5番16号	25-1011

□ 臨時ヘリポート予定地

名称	所在地	地積(m <sup>2</sup> )	長さ×幅	路面	北緯	東経
南浜工業用地	南浜3丁目670-22	900	30×30	土	33° 57' 32.8"	132° 06' 41.8"
南浜グラウンド	南浜3丁目675-17	20,580	210×98	土	33° 57' 33.1"	132° 06' 51.5"
柳井中学校	柳井 4155	8,624	112×77	土	33° 58' 28.5"	132° 06' 15.9"
柳井小学校	柳井 3680-4	5,225	95×55	土	33° 58' 16.9"	132° 06' 28.5"
小田浜グラウンド	伊保庄 4853-2	14,400	120×120	土	33° 57' 9.4"	132° 07' 4.7"
柳井西中学校	余田 2111	6,300	90×70	土	33° 58' 35.0"	132° 04' 35.1"
平郡島東野積場	平郡 1938-10	7,200	180×40	As	33° 46' 45.3"	132° 15' 37.8"
大島グラウンド	神代 1676	14,400	160×90	土	33° 57' 59.9"	132° 11' 0.9"
大島中学校	神代 4273	3,712	64×58	土	33° 57' 51.5"	132° 10' 33.2"
大島小学校	大島 764-1	3,500	70×50	土	33° 57' 40.2"	132° 10' 1.6"
伊陸グラウンド	伊陸 12442	6,600	100×66	土	34° 01' 35.8"	132° 07' 17.4"
アデリーホシパーク (柳井ウェルネスパーク)	新庄 1313-1	3,400	85×40	芝	33° 58' 56.7"	132° 04' 59.9"
柳井医療センター	伊保庄 95	4,500	50×91	芝	33° 54' 45.88"	132° 07' 44.0"
平郡島西野積場	平郡 4698-15	2,304	64×36	As	33° 48' 6.6"	132° 11' 58.9"
清掃センター公園	南浜4丁目675-3	1,225	35×35	Con	33° 57' 25.76"	132° 07' 77.7"
柳井商工高等学校	伊保庄 2658	22,780	170×134	土	33° 57' 22.8"	132° 05' 54.9"

山口県緊急輸送道路ネットワーク図



管理者	延長(km)
西日本高速道路株式会社【高速道路】	257.1
国土交通省【国幹国道】	454.6
山口県【補助国道、県道】	1,378.3
市町道等	76.8
計	2,166.8

- <凡例>
- 第1次緊急輸送道路(ランク1~4)
  - 第2次緊急輸送道路(ランク5~7)
- <凡例>
- ★ 第1次防災拠点
  - ★ 第2次防災拠点

□ 緊急輸送道路路線一覧

道路種別	路線名	管理者	機能区分	区 間
一般国道 (指定区間)	国道 188 号	国土 交通省	1 次	岩国市立石 (R2) ~ 下松市南花岡 (R2)
一般国道 (指定区間外)	国道 437 号	県	2 次	周防大島町 (伊保田港) ~ 岩国市玖 珂町野口下 (柳井玖珂線)
主要地方道	柳井周東線 (7)	県	1 次	柳井市柳井 (柳井玖珂線) ~ 柳井市 柳井 (柳井玖珂線)
主要地方道	光柳井線 (22)	県	1 次	田布施町波野 (下松田布施線) ~ 柳 井市南町 (R188)
主要地方道	柳井玖珂線 (70)	県	1 次	柳井市古開作 (光柳井線) ~ 柳井市 柳井 (柳井周東線) 柳井市柳井 (柳井周東線) ~ 岩国市 玖珂町野口下 (R437)
主要地方道	柳井上関線 (72)	県	2 次	柳井市南浜 (R188) ~ 市道開作福井 線市道開作福井線 ~ 上関町室津 (光 上関線)
一級市道	古開作線	市	1 次	(主 22) 光柳井線 ~ 柳井市役所 (D2)
一級市道	開作福井線	市	2 次	柳井上関線伊保庄バイパス ~ 柳井 上関線
二級市道	柳井港線	市	2 次	R188 ~ 臨港道路柳井港線
その他市道	みずほ境開 線	市	2 次	(主 22) 光柳井線 ~ 中国電力柳井 ネットワークセンター) (N11)
臨港道路	臨港道路柳 井港線	県	2 次	(柳井市道 2) 柳井港線 ~ 柳井港 (県 営岸壁) (W8)

□ 災害救助法適用時の救助の程度、方法及び期間

令和7年度災害救助基準

令和7年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 法第4条第1項	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 法第4条第2項	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内  高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要性がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。 なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に 応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準 じる 2 基本額 地域の実情に応じた 額	災害発生の 日から速や かに借上 げ、提供	1 費用は、家賃、共益 費、敷金、礼金、仲介手 数料、火災保険等、民間 賃貸住宅の貸主、仲介業 者との契約に不可欠なも のとして、地域の実情に 応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急 住宅と同様。				
炊き出し その他に よる食品 の給与	1 避難所に収容 された者 2 住家に被害を 受け、若しくは 災害により現に 炊事のできない 者	1人 1日当たり 1,389円以内	災害発生の 日から7日 以内	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が 限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の 供給	現に飲料水を得る ことができない者 (飲料水及び炊事 のための水である こと。)	当該地域における通常の 実費	災害発生の 日から7日 以内	輸送費、人件費は別途計 上				
被服、寝 具 その他生 活必需品 の給与又 は貸与	全半壊(焼)、流 失、 床上浸水等によ り、生活上必要な 被服、寝具、その 他生活必需品を喪 失、又は損傷等によ り使用することが できず、直ちに 日常生活を営むこ とが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の 日から10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増 すごとに加算
		全壊 焼失	夏 20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		全流 失	冬 33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 焼失	夏 6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		半流 床上浸水	冬 10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った 者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器 具破損等の実費 2 病院又は診療所…国 民健康保険診療報酬額 以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14 日以内	患者等の移送費は、別途計 上				
助産	災害発生の日以前 又は以後7日以内 に分べんした者で あって災害のため 助産の途を失った 者(出産のみなら ず、死産及び流産 を含み現に助産を 要する状態にある 者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 2 助産師による場合 は、慣行料金の100分 の80以内の額	分べんした 日から7日 以内	妊産等の移送費は、別途計 上				

被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分  1 世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分  1 世帯当たり 73,900円以内	災害発生の日から3カ月以内(国の災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内)	
	住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分  1 世帯当たり 358,000円以内		
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内  一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 法第4条第1項	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 法第4条第2項	被災者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が求められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバスの借り上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

- 避難者名簿関係  
○ 避難者名簿様式

避難者名簿

避難所名		開設期間		年 月 日 時 分から				市防災メール	
				年 月 日 時 分まで				登録の有無	登録無の場合チラシの配布
番号	住所	氏名	年齢	入所日時	退所日時	備考 (体温)	登録の有無	登録無の場合チラシの配布	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	
			歳	時 日分	時 日分		有・無	配布済 携帯無	

○ 避難者カード 様式

避難者カード								
住所		避難所名						
氏名	続柄	年齢	入所日時	退所日時	備考 (体調等)	市防災メール		
						登録の有無 (いずれかに○)	登録無の場合チラシの配布 (いずれかに○)	
						有・無	配布済 携帯無	
						有・無	配布済 携帯無	
						有・無	配布済 携帯無	
						有・無	配布済 携帯無	
						有・無	配布済 携帯無	
						有・無	配布済 携帯無	
						有・無	配布済 携帯無	
						有・無	配布済 携帯無	

避難者カード（新型コロナ等対策用：個人ごと）

避難所		受付番号	
受付日時	令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分		
氏名		年齢	
住所			

体温	
----	--

質問項目

現在の状況	
<input type="checkbox"/>	息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱や咳などのいずれかがある
市防災メール 登録の有無                    有                    ・                    なし	
登録無の場合チラシの配布                    配布済                    ・                    携帯無	
その他、備考	

避難が2日以上になった場合は、体温や体調の経過について聞き取りをします。

○ 避難所日誌 様式

避 難 所 日 誌

日付	事 項	措置の概要	扱 者	班 長

## □ 岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会会則

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という）第43条の6に基づく協議会として、岩国港及び大竹港並びにその周辺海域（以下「岩国（周東・大竹）地区」という。）における排出油等の防除に関する事項を協議し、これを推進することを目的とする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、岩国（周東・大竹）地区に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

（名称）

第3条 会の名称を「岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

（業務）

第4条 地区協議会は次の事務を行う。

- （1） 排出油等防除マニュアルの作成
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- （2） 排出油等防除に必要な機材の整備の推進
- （3） 排出油等防除に関する研修又は訓練
- （4） 排出油等防除活動の連携の推進
- （5） 排出油等処理剤の使用に関する事項
- （6） その他排出油防除に必要な事項

（組織）

第5条 地区協議会は会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は岩国海上保安署長をもってあてる。
- 3 会長は会務を統理する。
- 4 会員は岩国地区において排出油等防除に関係ある別添（会員名簿）に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に会の運営について会長を補佐するため幹事会を置く。幹事は会員のうちから会長が指名する。
- 6 地区協議会に排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。
- 7 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するものうちから、会議の同意を得て会長が委嘱する。

（会議）

第6条 会議は会長が必要と判断した場合にこれを招集する。

（資料の交換）

第7条 会員は排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末現在）会長に提出するものとする。

なお、大幅な変更があった場合は、その都度、会長に通報するものとする。

- （1） 施設、機材の整備保有状況
- （2） 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間等の電話番号等）
- （3） その他必要事項

（情報提供）

第8条 会長は大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（排出油等防除活動の実施）

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害の防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により防除活動及び二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第10条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに、防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練(図上訓練を含む)を行うものとする。

なお、訓練の目的を達成するため「訓練部会」を置くこととし、同部会の規約は別に定める。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

ただし会長が必要と認めた場合は協議会に「求償部会」をおき、会員の求償事務に協力させることができる。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者がそのために死亡し、負傷し、もしくは病気にかかり、又は廃疾となった場合の災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費の調達方法は会長がその必要の都度、幹事会に図って定めるものとする。

(庶務)

第15条 地区協議会の庶務は岩国海上保安署において行う。

(その他)

第16条 この会則に定める事項のほか、地区協議会の運営に関し必要な事項は会長がその都度、幹事会に図って定めるものとする。

#### 附 則

1 この会則は平成10年6月5日から施行する。

2 平成19年12月4日改正

## 排出油等防除活動調整要領

(趣旨)

第1条 本要領は「岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会」の円滑な運営並びに効果的な防除活動を実施するため、岩国地区に大量の油等が排出され、沿岸被害等の発生が予測される場合等における被害の極限を図るため、情報の共有、関係機関の相互連携、防除活動の調整、その他必要な事項を定めるものとする。

(災害発生時等の情報連絡)

第2条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合には事故の発生地域、規模等を勘案し、協議会会員の一部又は全部に対し情報を通知するものとする。

なお、会員給の情報提供については、別添の通報連絡系統により通報するものとする。

2 通報要領は次によるものとする。

(1) 次の通報事項のうち、判明している事項について通報するものとする。

- ① 施設の名称及び所在地
- ② 施設の設置者の氏名及び名称及び住所
- ③ 事故に船舶が関連している場合には、当該船舶の名称大きさ、用途等
- ④ 排出のあった日時及び場所又は異常な現象のあった日時及び場所
- ⑤ 排出された油等の種類、量及び広がり状況
- ⑥ 事故の概要又は異常な現象の概要
- ⑦ 発生原因
- ⑧ 施設において管理されていた又は管理されている油等の種類及び量
- ⑨ 事故に船舶が関連している場合には、当該船舶に積載されている油の種類及び量
- ⑩ 気象及び海象の状況等  
風向、風速、天候、海面の状況、その他
- ⑪ 死者又は負傷者の有無
- ⑫ 施設の破壊により油等が排出された場合、当該破損箇所及びその損壊の程度
- ⑬ 排出された油等による海洋の汚染の防止のために講じた措置又は油等の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置
- ⑭ 施設の保有する排出油等防除のための船舶、機材及び消耗品の種類及び量並びに人的勢力
- ⑮ 外部からの援助の必要性
- ⑯ その他参考事項

(2) 後刻判明した事項及び報告済の事項で訂正する必要性が生じた事項については、その都度追加通報するものとする。

3 連絡を受けた会員は、それぞれの系統により、その所属する機関又は傘下の各企業に必要な応じ連絡の内容を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

第3条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設置するものとし、日時場所を会員に通報するものとする。

2 前項の通報を受けた会員はその所属する幹部職員を、総合調整本部に派遣するものとする。

3 会長は別表1に定める事項について連絡調整を図るものとする。

(防除活動)

第4条 会員の出勤にあたっては、次のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体(警察、消防、防災、水産、環境担当部局等)の会員は、固有の事務、又は海防法第41条の2の規定による第六管区海上保安本部長等からの要請により出勤するものとする。

(2) 船舶所有者、石油関係企業等の会員は海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として出勤するものとする。

(3) 曳船、漁業者団体等の会員は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛により出勤するものとする。

- 2 海防法第39条第2項各号に掲げる原因者等が会員に出動要請を行う場合には、会員に対し次の事項を通知して行うものとする。
- (1) 要請事項
  - (2) 作業内容
  - (3) その他必要な事項  
(出動の報告)
- 第5条 前条に基づき出動の要請を受けた会員は特別な事情がない限り速やかに人員、施設、資器材を現場に派遣するものとする。
- 2 出動に当たって会員は、つぎの事項を会長に報告するものとする。
- (1) 応援事項（人員数、施設名称、資器材の種類、数量）
  - (2) 出動隊の責任者の職氏名
  - (3) その他必要事項
- 3 前項により出動した会員はその内容に重要な変更があった場合は、その都度速やかに会長に報告するものとする。  
(総合調整本部の解散)
- 第6条 会長は防除活動の必要がなくなつたと認めた時は、総合対策本部を解散するものとする。  
(各関係機関の業務分担)
- 第7条 各関係機関の主たる業務分担は別表2に掲げるとおりとする。  
(協議)
- 第8条 この要請に定めのない事項又は疑義が生じたときはその都度関係者が協議して決定する。

## 別表 1

- 1 総合調整本部は概ね次の事項について連絡調整をするものとする。
- 2 総合調整本部の運営にあたり必要がある場合は、業務の分担により統括班、支援補給班、技術班、庶務班等の組織をおくことがあるものとする。

### 総合調整本部連絡調整事項

- (1) 統括に関する事項
  - イ 総合調整本部の業務計画の策定、運営に関すること。
  - ロ 総合調整本部要員の配置計画に関すること。
  - ハ 関係機関に対する通報に関すること。
  - ニ 通信系統の整備に関すること。
  - ホ 防除現場との通信連絡に関すること。
- (2) 支援補給に関する事項
  - イ 機材、消耗品等の物品及び役務の調達補給に関すること。
  - ロ 機材、消耗品等の物品の運用及び在庫の状況の把握に関すること。
  - ハ 施設（自動車、船舶等）の調達、運用に関すること。
- (3) 技術に関する事項
  - イ 防除作業に関する技術的事項の調査研究に関すること。
  - ロ 海潮流等の海象気象状況の把握、資材の提供に関すること。
  - ハ 処理剤の使用の調整に関すること。
  - ニ 使用済の吸着材等の処分に関すること。
- (4) 庶務に関する事項
  - イ 写真撮影、記録の作成に関すること。
  - ロ 資材の収集、提供に関すること。
  - ハ 被害状況の調査に関すること。
  - ニ 総合調整本部の運営に必要な設備に関すること。
  - ホ 総合調整本部要員の健康管理、給食に関すること。
  - ヘ その他前各項に属さない事項

## 別表 2

### 1 海上保安署

- (1) 関係機関への伝達及び協力要請
- (2) 遭難船乗組員の救助作業
- (3) 遭難船の応急対策指導
  - イ 油の流出防止作業指導
  - ロ 安全海域への移動等の指導
- (4) 航行の安全確保
  - イ 航行制限又は禁止
  - ロ 航泊船舶の火気使用禁止指導
  - ハ 航泊船舶の避難の指示勧告及び指導
- (5) オイルフェンスの展張及び油処理剤散布に関する指導援助
- (6) 瀬取船に対する油抜き作業の指導
- (7) 資機材の輸送
- (8) その他応急措置

### 2 県

- (1) 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指導
- (2) 資機材の搬出、輸送
- (3) 資機材の斡旋、調達
- (4) 県所属船舶の派遣と防除作業の実施
- (5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等自衛措置の勧奨指導
- (6) 湾施設使用制限等の措置
- (7) 港湾建設業者等に対する指導、協力要請
- (8) 災害救助法適用に関する措置
- (9) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (10) その他応急措置

### 3 市町村（消防機関を含む）

- (1) 沿岸住民に対する広報及び警戒
  - イ 漂着のおそれのある沿岸住民、船舶に対する災害状況の周知火気制限
  - ロ 地先海面の巡回監視
  - ハ ガス検知の実施
  - ニ 警戒区域の設定と警戒、住人の避難指示勧告
- (2) 資機材の搬出、輸送
- (3) 漂着油の防除措置の指導、援助

### 4 警察

- (1) 警備艇による排出油海域のパトロール
- (2) 警戒区域の設定と警戒、民心安定のための広報活動
- (3) 危険区域の取締り
- (4) 応急資機材の緊急輸送協力、交通規制

### 5 電信電話株式会社

- (1) 臨時電話の仮設

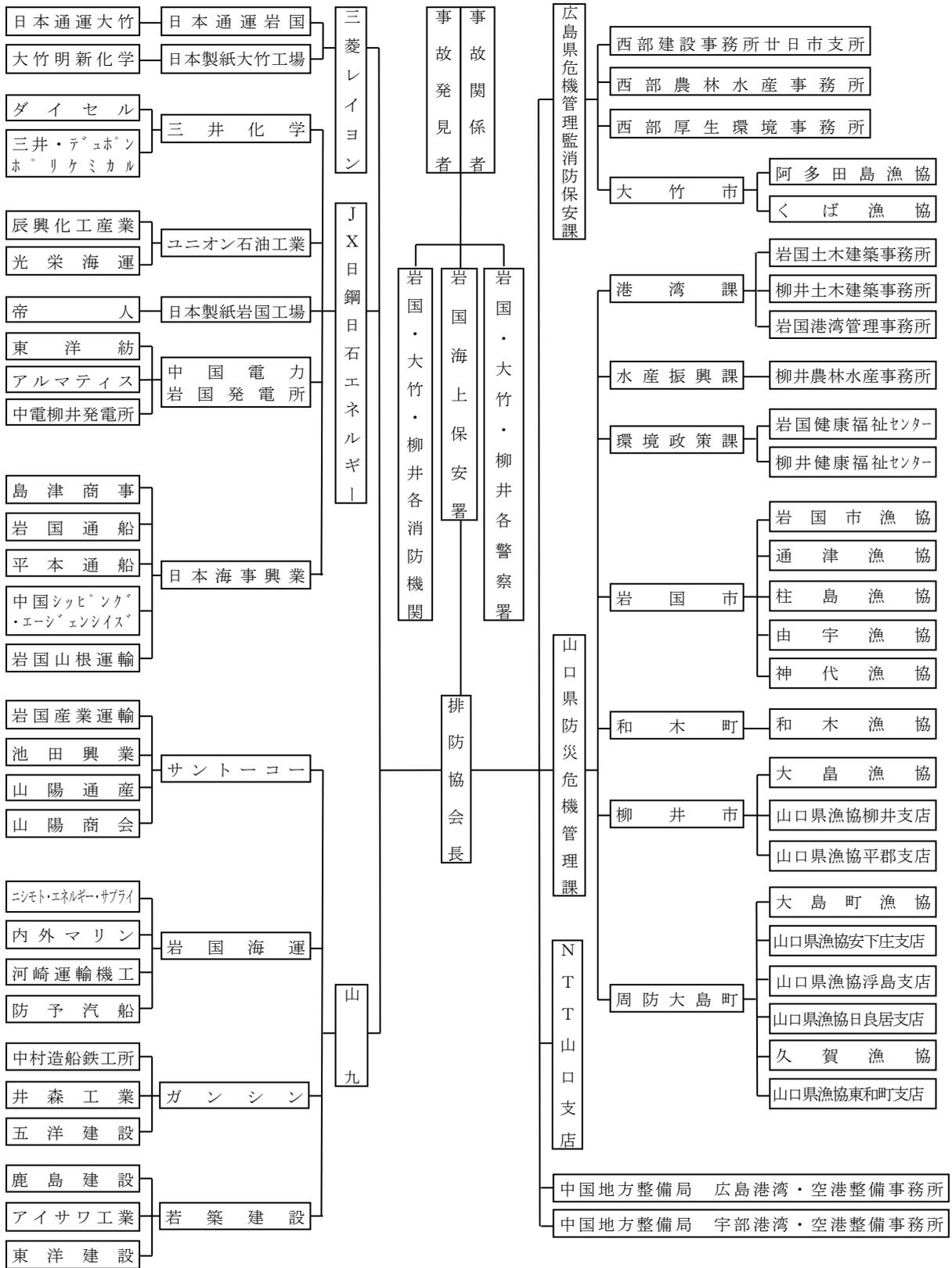
### 6 漁業協同組合

- (1) 漁民に対する情報の伝達
- (2) 漁具等の移動、オイルフェンス展張等の自衛措置
- (3) 漁船による防除作業の協力

### 7 関係企業

- (1) 関係機関への通報
- (2) 資機材の搬出、輸送及び通達
- (3) 防除作業及び協力
- (4) その他応急措置の協力

岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会連絡系統



## 岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会訓練部会規約

（目的）

第1条 本部会は、岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会（以下「地区協議会」という。）が行う訓練の実施にあたり必要な事項を協議し、もって会員相互の排出油事故発生時の防除等応急作業技術の向上と関係者の協力体制の一層の推進を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 本部会は、次の業務を行う。

- （1） 訓練の実施日及び実施場所の決定に関する事。
- （2） 訓練実施者の決定に関する事。
- （3） 訓練の実施要領の策定に関する事。
- （4） 訓練見学者の案内に関する事。
- （5） 訓練に必要な費用に関する事。
- （6） その他訓練に関する事。

（審議事項）

第3条 本部会は、次の事項を審議する。

- （1） 規約の改正に関する事。
- （2） 第2条に掲げる業務に関する事。
- （3） その他部会長が必要と認める事項

（組織）

第4条 本部会は、部会長1名、部会員若干名をもって組織する。

（部会長の選出等）

第5条 部会長は、部会員のうちから選出し、その任期は1年とする。

2 部会員は、地区協議会会員のうちの次の者とする。

なお、部会員以外の事業所の施設を使用して訓練を実施する場合はその都度、その事業所も部会員とすることができる。

- （1） 中国電力株式会社岩国発電所
- （2） 三菱レイヨン株式会社大竹事業所
- （3） 興亜石油株式会社麻里布製油所
- （4） ダイセル化学工業株式会社大竹工場
- （5） 日本製紙株式会社岩国工場
- （6） 三井化学株式会社岩国大竹工場

（会議）

第6条 会議は、部会長が必要と判断した場合にこれを招集する。

（事務局）

第7条 本部会の事務局は、部会長事業所内におく。

（その他）

第8条 本部会での審議事項については、事前に地区協議会会長の了解を得るとともに指導を仰ぐものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成10年6月5日から施行する。
- 2 岩国（周東・大竹）地区大量流出油災害対策協議会訓練部会規約（平成9年7月2日）は廃止する。

## □ 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会規約

制定 昭和54年 4月24日  
改正 平成 元年 2月13日  
平成 3年 2月 6日  
平成19年 2月 1日  
平成20年 2月15日  
平成24年11月13日

(目的)

第1条 この協議会は、米海兵隊岩国航空基地の周辺地域においてアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)又は海上自衛隊(以下「自衛隊」という。)の航空機にかかる航空事故及び航空事故に伴う災害(以下「航空事故等」という。)が発生した場合の関係機関相互間の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、米海兵隊岩国基地周辺地域航空事故連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(構成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第4条 協議会は、航空事故等が発生した場合において必要な応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、別に定める緊急措置要綱により円滑な運営を図るものとする。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会議と臨時会議とし、中国四国防衛局が召集する。

2 定例会議は、原則として年1回(10月)開催するものとし、臨時会議は関係機関の要請があった場合又はその必要がある場合に開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、中国四国防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議の決定事項は協定の締結又は会議録をもって確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の機関に限って適用される協定等の締結については、当該関係機関の協議により定めるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、中国四国防衛局企画部業務課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年11月13日から施行する。

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会・県警機関一覧表

(広島県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
1	中国管区警察局 災害対策官	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411 内 5860
2	広島県 危機管理課	730-8511	広島市中区基町 10-52	082-513-2786
3	広島県警察本部 警備課	730-0011	広島市中区基町 9-42	082-228-0110 内 5710
4	大竹市 総務課	739-0692	大竹市小方 1-11-1	0827-59-2120
5	大竹警察署 警備課	739-0613	大竹市本町 1-8-10	0827-53-0110 内 460
6	大竹市 消防本部	739-0605	大竹市立戸 1-2-10	0827-53-7708
7	大竹市 消防署	739-0605	大竹市立戸 1-2-10	0827-54-0119
8	第六管区海上保安本部 救難課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-251-5115 内 3250
9	広島海上保安部 警備救難課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-253-3111 内 3750
10	中国四国防衛局 業務課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-223-7142

(山口県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
11	山口県 防災危機管理課 岩国基地対策室 交通政策課	753-8501	山口市滝町 1-1	083-933-2370 083-933-2349 083-933-2522
12	山口県警察本部 警備課	753-8504	山口市滝町 1-1	083-933-0110 内 5710
13	岩国市 危機管理課 基地政策課	740-8585	岩国市今津町 1-14-51	0827-29-5119 0827-29-5024
14	和木町 企画総務課	740-0061	和木町和木 1-1-1	0827-52-2136
15	岩国警察署 警備課	740-0018	岩国市麻里布町 6-15-20	0827-24-0110 内 460
16	岩国地区消防組合 消防本部 警防課	740-0017	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-1321
17	岩国地区消防組合 中央消防署	740-0017	岩国市今津町 6-2-24	0827-22-0119
18	岩国地区消防組合 西消防署	741-0061	岩国市錦見 1-4-28	0827-22-0119
19	岩国海上保安署	740-0002	岩国市新港 3-9-57	0827-21-6118
20	柳井海上保安署	742-0021	柳井市大字柳井字岸の下 134-126	0820-23-2250

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
21	柳井市 危機管理室	742-8714	柳井市南町 1-10-2	0820-22-2111 内 430
22	柳井警察署 警備課	742-0031	柳井市南町 2-4-18	0820-23-0110 内 460
23	柳井地区広域消防組合 警防救急課	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-23-7773
24	柳井地区広域消防組合 柳井消防署	742-0031	柳井市南町 5-4-1	0820-22-0040
25	周防大島町 総務課	742-2192	周防大島町大字小松 126-2	0820-74-1000
26	米海兵隊岩国航空基地 報道部	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-79-5551
27	大阪航空局 岩国空港事務所	740-0024	岩国市旭町 3-15-2	0827-24-8221
28	海上自衛隊第 31 航空群	740-0025	岩国市三角町 2 丁目	0827-22-3181 内 6213
29	岩国防衛事務所	740-0027	岩国市中津町 2-15-7	0827-21-6195

(愛媛県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
30	愛媛県 危機管理課	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-912-2319
31	愛媛県警察本部 地域課	790-8573	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110 内 3560

(香川県)

番号	機関名	〒	所在地	電話番号
32	高松防衛事務所	760-0068	高松市松島町 1-17-33	087-831-6336

## 米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱

制定	昭和54年	4月24日
改正	平成元年	2月13日
	平成3年	2月6日
	平成19年	2月1日
	平成20年	2月15日
	平成24年	11月13日

米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会は、協議会規約第4条の規定に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(措置)

第1条 この要綱は、米軍、自衛隊又は民間の航空機にかかる航空事故が発生した場合の関係機関の緊急連絡通報及び人命の救助、消火活動、現場管理の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空事故の発生に際し、迅速、かつ、的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者及び補助者の指定)

第3条 関係機関は、緊急時における相互間の緊密、かつ、適切な連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び夜間、休日等の勤務時間外の連絡責任者及び補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更を生じた場合は、速やかに中国四国防衛局（企画部業務課）に通知するものとし、中国四国防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等職名指定名簿は、別表1によるものとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 米軍、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所の連絡責任者は、航空事故等の発生を知ったときは相互間に通報後、直ちに岩国防衛事務所に通報するとともに事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関に通報するものとする。

2 事故発生地の警察、消防又は海上保安部等の関係機関の連絡責任者等は、航空事故の発生を知ったときは、直ちに岩国防衛事務所、自衛隊及び大阪航空局岩国空港事務所に通報するものとする。

3 航空事故の発生時における通報の細部は、別表2-1、2-2「緊急連絡通報系統図（第1報）」によるものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第5条 前条の規定により緊急通報は、次の各号に掲げる事項について、判明の都度行うものとする。

ただし、前条第1項の米軍又は自衛隊が通報を行う場合、次の（7）の事項についてはこの限りではない。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物・危険物の落下又は投棄）
  - (2) 事故発生の日時、場所
  - (3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無
  - (4) 事故現場の状況
  - (5) 搭載燃料の概算量
  - (6) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
  - (7) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍及び傷害の程度、収容先並びに財産被害の状況
  - (8) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
  - (9) その他必要事項
- 2 緊急連絡通報は、別表3に掲げる記録事項にしたがって行うものとする。  
(現場連絡所の設置等)

第6条 中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所は、航空事故により住民に被害が生じた場合には、関係機関との有機的な連絡調整を図り被害者の救護等に万全を期するため、必要に応じて、現地に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の現場連絡所を設置する場合、関係の県、市、町又は海上保安部等の関係機関は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

3 関係機関は、中国四国防衛局、自衛隊又は大阪航空局岩国空港事務所から所要の措置について要請があったときは、これに協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空事故が発生した場合の関係機関の主な任務分担は、別表4から6に掲げるとおりとする。

(米軍の援助協力)

第8条 米軍は、航空事故が発生した場合の所要措置について関係機関から援助の要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(自衛隊又は米軍の消防隊が派遣された場合の消防活動等)

第9条 自衛隊又は米軍の消防隊が災害現場に派遣された場合の消防活動等については、次によるものとする。

(1) 自衛隊及び消防又は海上保安部等の関係機関は、緊密な連携のもとに迅速、かつ、効率的な消防活動等を実施するものとする。この場合、消防又は海上保安部等の関係機関の長は、自衛隊の派遣部隊の長と作業内容、担当部署等について調整するものとする。

(2) 自衛隊の派遣部隊の長は、災害現場に到着したときは、消防又は海上保安部等の関係機関の長に対し、装備の種類、数量、人員等について通報するとともに、支援活動が完了した場合においてもその状況を通報するものとする。

2 米軍消防隊の消防活動等については、米軍と消防機関との間で消防に関する相互援助協定等が締結されている場合のほかは、前項に準じて活動するものとする。

(警察又は海上保安部等の関係機関の協力)

第10条 警察又は海上保安部等の関係機関は、米軍の航空機による航空事故の被害調査のため、中国四国防衛局が現場の立入りを必要とする場合においては、捜査上支障とならない範囲で協力するものとする。

(細目事項の規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な細目については、協議会において別に定めるものとする。

附 則

この緊急措置要綱は、平成元年2月13日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成3年2月6日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この緊急措置要綱は、平成24年11月13日から施行する。

連絡責任者等職名指定名簿

別表 1

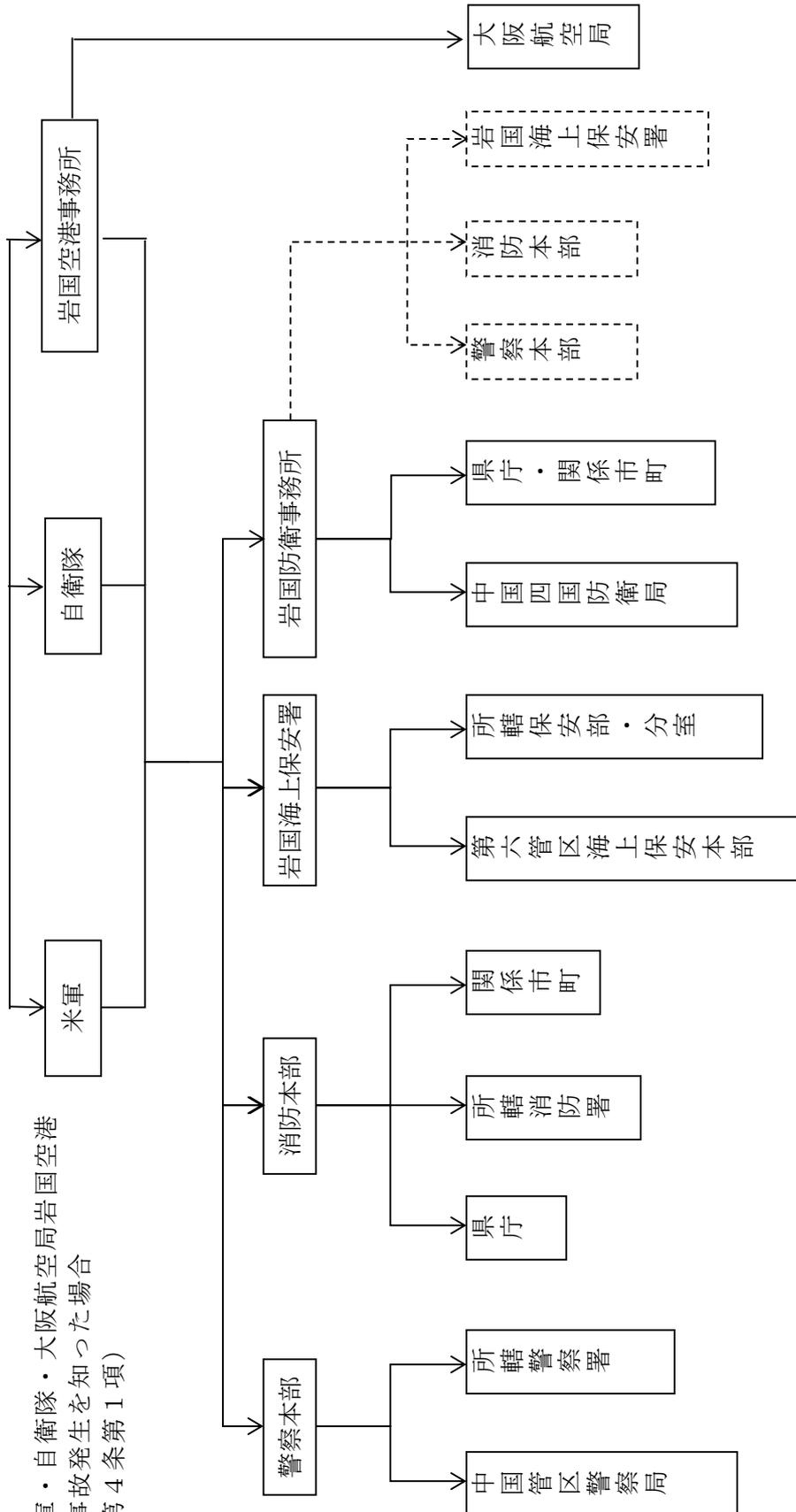
	電話番号(代表)	連絡責任者				備考
		勤務時間内		勤務時間外		
		責任者又は補助者職名	内線又は直通	責任者又は補助者職名	内線又は直通	
中国管区警察局	082(228) 6411	災害対策官	(内) 5860	当直主任	(内) 2070	
広島県警察本部	082(228) 0110	災害対策官付補佐	(内) 5531	通信指令官	(内) 6300	
		警備課長	(内) 5710	当直指令	(内) 4861	
山口県警察本部	083(933) 0110	災害対策官	(内) 5731	当直長	(内) 2070	
		警備課長	(内) 5710		(内) 2071	
愛媛県警察本部	089(934) 0110	地域課長	(内) 3560	当直司令	(内) 2070	
		地域課長補佐	(内) 3572	通信指令官	(内) 4444	
大竹警察署	0827(53) 0110	警備課長	(内) 460	当直主任	(内) 290	
		警備課係長	(内) 461			
岩国警察署	0827(24) 0110	警備課長	(内) 460	当直主任	(内) 225	
		警備課係長	(内) 461			
柳井警察署	0820(23) 0110	警備課長	(内) 460	当直主任	(内) 225	
		警備係長	(内) 461			
第六管区海上保安本部	082(251) 5115	救難課長	(内) 3250	当直主任運用官	082(251) 5115 ～5116	
		運用司令センター所長	(内) 3270			
広島海上保安部	082(253) 3111	警備救難課長	(内) 3750	当直者	082(253) 3111	
		警備救難課救難係長	(内) 3763			
岩国海上保安署	0827(21) 6118	次長				
		専門官	0827(24) 4999	当直者	0827(24) 4999	
柳井海上保安署	0820(23) 2250	警備救難係長				
		次長	0820(23) 2250	広島海上保安部 当直者(夜間は自動転送される)	0820(23) 2250	
広島県	082(228) 2111	専門員	082(511) 6720	危機管理連絡員	082(513) 2786	
		防災担当監	082(513) 2786			
山口県	083(922) 3111	危機対策グループリーダー	083(933) 2370	防災危機管理連絡員	083(933) 2390	
		防災危機管理課主幹/防災対策班長				
愛媛県	089(941) 2111	防災危機管理課主査		危機管理連絡員		
		危機管理課長	089(912) 2319	防災危機管理連絡員	089(941) 2160	
		危機管理課危機管理係長				

	電話番号(代表)	連絡責任者				備考
		勤務時間内		勤務時間外		
		責任者又は補助者職名	内線又は直通	責任者又は補助者職名	内線又は直通	
大竹市	0827 (59)2111	総務課長	0827 (59)2120	当直室	0827 (59)2111	
		総務課総務防災係長		守衛室		
岩国市	0827 (29)5000	危機管理課長	0827 (29)5119	警備員	0827 (29)5000	
		危機管理課課長補佐		0820 (22)2116		
柳井市	0820 (22)2111	危機管理室	(内) 430, 431	総務課消防防災班長	080 (5233)0067	
		危機管理室主査		警備員		
周防大島町	0820 (74)1000	総務課長	0820 (74)1000	警備員	0827 (52)2135	
和木町	0827 (52)2135	総務課消防防災班長	0827 (52)2136	副署長	0827 (54)0119	
		総務課課長		救急通信係長		
大竹市消防本部 大竹消防署	0827 (54)0119	企画総務課長	0827 (54)0119	通信指令課課長補佐	0827 (22)0119	
		企画総務課課長補佐		通信第一係担当		
岩国地区消防組合 中央消防署 西消防署	0827 (22)0119	署長	0827 (22)1321	通信第二係担当	0827 (22)0119	
		副署長		通信第三係担当		
柳井地区広域消防組合 柳井消防署	0820 (22)0040	警防課長	0820 (23)7773	通信第一係長	0820 (22)0040	
		警防課補佐		通信第二係長		
米海兵隊 岩国航空基地	0827 (21)7700	警防救急課長	0827 (21)7700	憲兵隊司令部	0827 (21)7700	
		警防係長		緊急連絡センター		
大阪航空局 岩国空港事務所	0827 (24)8221	憲兵隊司令部	0827 (79)3322	緊急連絡センター	0827 (79)3322	
		管理課長		主任保安専門官(携帯)		
海上自衛隊 第31航空群	0827 (22)3181	主任保安専門官	0827 (24)8221	主任保安専門官(携帯)	080 (2899)0482	
		運用甲幕僚		司令部当直士官		
中国四国防衛局	082 (223)7142	安全幕僚	(内) 6213	当直室	(内) 6222	
		業務課長	(内) 6217	業務課長(携帯)	082 (223)8105	
岩国防衛事務所	0827 (21)6195	業務課長補佐	082 (223)7142	業務課長(携帯)	090 (1686)5602	
		業務課事故補償係長		業務課事故補償係長(携帯)		
岩国防衛事務所	0827 (21)6195	業務課長	0827 (21)6195	業務課長(携帯)	090 (9069)8209	
		業務課業務第二係長		業務課業務第二係長(携帯)		

緊急連絡通報系統図（第1報）

別表2-1

米軍・自衛隊・大阪航空局岩国空港  
が事故発生を知った場合  
（第4条第1項）

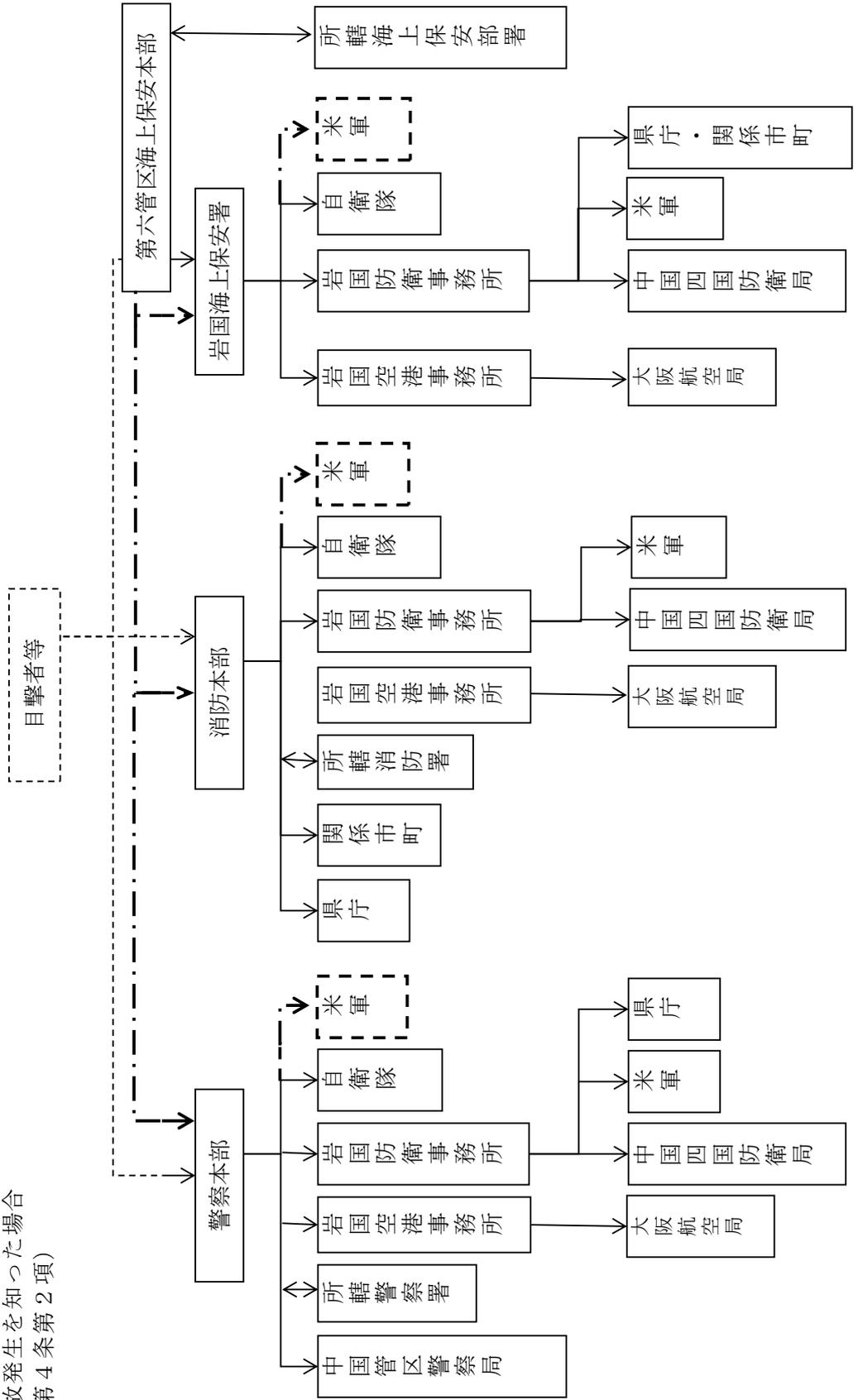


(注)----- 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

緊急連絡通報系統図（第1報）

別表2-2

警察本部・消防本部・第六管区海上保安本部等が  
事故発生を知った場合  
(第4条第2項)



(注) --- 必要に応じ通報する通報経路

航空機事故発生通報記録表

別表 3

機関名：

(整理番号No. )  
発信年月日及び時刻：令和 年 月 日 ( 時 分)  
受信年月日及び時刻：令和 年 月 日 ( 時 分)  
発信者官職氏名 :  
受信者官職氏名 :

(1) 事故の種類 (墜落、不時着、器物・危険物の落下、投棄)
(2) 事故発生の日時： 年 月 日 ( 時 分) " 場所：( )
(3) 事故機の種別、乗員数及び危険物積載の有無 米軍機 ( ) 乗員数 ( ) 自衛隊機 ( ) 搭載燃料の概算量 民間機 ( ) ( ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類 種類 ( ), 数量 ( )
(4) 事故現場の状況： 陸上 (市街地、住宅密集地、山林、田、畑、河川、その他) 海上 (漁船、客船、フェリー、タンカー、貨物船、その他)
(5) 死亡者及び負傷者の人数、住所、氏名、性別、年齢、職業、国籍、傷害の 程度並びに収容先
(6) 財産被害者の人数、住所、氏名、性別、年齢、国籍及び被害の状況
(7) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報
(8) その他必要な事項

米軍航空事故にかかると関係機関の任務分担表

別表 4

事項内容	内容		機関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適用
	内容	機関											
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)			◎	○	◎				○	○	
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)			○	○	◎	◎			○	◎	
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記 (1) に同じ)			○	◎	◎				○	○	
		(2) 乗員等 (上記 (2) に同じ)			○	◎	◎	◎			○	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認			○	◎						○	
財産被害	消防活動	(4) より適切な病院への転院											
		(5) 負傷者の応急手当			◎	○		◎				◎	
	消防活動の統制	(1) 陸上					◎				○	○	
		(2) 海上				○	○					○	
		(1) 陸上				○	◎	○					
現場対策	警備活動	(2) 海上						◎					
		(1) 現場保存										○	
	警備活動	(2) 立入制限										○	
		(3) 財産保護、警備			○			◎	◎			○	
		(4) 現場交通規制及び交通整理							◎				
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(5) 残置財産保全			○		○	○				◎	
		(1) 仮住居の斡旋、提供			○							◎	
		(2) 生活必需品の支給										◎	

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

自衛隊航空事故にかかると関係機関の任務分担表

別紙 5

事項内容	内容		機関		市	町	消	防	警	察	海	保	航	空	局	防	衛	局	米	軍	自	衛	隊	適用	
	内容	機関																							
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)			◎		○		◎										○		○				
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)			○		○		◎											○		◎			
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記 (1) に同じ)			○		◎		◎											○		○			
		(2) 乗員等 (上記 (2) に同じ)			○		◎		◎											○		◎			
		(3) 救急病院の引受け確認			○		◎															○			
財産被害	消防活動	(4) より適切な病院への転院																							
		(5) 負傷者の応急手当			◎		○														◎				
	消防活動の統制	(1) 陸上					◎													○		○			
		(2) 海上				○		○														○			
		(1) 陸上				○		◎		○															
現場対策	警備活動	(2) 海上																							
		(1) 現場保存																							
	警備活動	(2) 立入制限																							
		(3) 財産保護、警備				○				◎												○			
		(4) 現場交通規制及び交通整理																							
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(5) 残置財産保全																							
		(1) 仮住居の斡旋、提供				○				○												◎			
		(2) 生活必需品の支給																							

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

民間航空事故にかかると関係機関の任務分担表

別表 6

事項内容	内容		機関	県	市 町	消 防	警 察	海 保	航 空 局	防 衛 局	米 軍	自 衛 隊	適用	
	内容	機関												
人身被害	被災死亡者の処置	(1) 住民等 (他地域者を含む)			◎	○	◎				○	○		
		(2) 乗員等 (事故機又は船舶の場合を含む)			○	○	◎	◎			○	◎		
	負傷者の救急活動	(1) 住民等 (上記 (1) に同じ)			○	◎	◎					○	○	
		(2) 乗員等 (上記 (2) に同じ)			○	◎	◎	◎				○	◎	
		(3) 救急病院の引受け確認			○	◎							○	
財産被害	消防活動	(4) より適切な病院への転院												
		(5) 負傷者の応急手当			◎	○		◎				◎		
	消防活動の統制	(1) 陸上				◎					○	○		
		(2) 海上			○	○						○		
		(1) 陸上			○	◎								
現場対策	警備活動	(2) 海上						◎						
		(1) 現場保存										○		
	警備活動	(2) 立入制限										○		
		(3) 財産保護、警備			○							○		
		(4) 現場交通規制及び交通整理												
救護対策	財産被害者の救援及び協力	(5) 残置財産保全			○							○		
		(1) 仮住居の斡旋、提供			○							○		
		(2) 生活必需品の支給										◎		

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、主務機関への援助協力を示す。

3 県は、当該県内の市町が処理する上記措置に関する業務の実施を助ける。

罹災証明関係様式

罹災者台帳様式

罹災者台帳

		台帳番号	
-----			
住所			
罹災者氏名			
罹災場所			
罹災年月日	年	月	日
罹災原因	1.風水害 2.地震・津波 3.その他( ) 4.不明		
人的被害	1.死亡名 2.行方不明名 3.重傷名 4.軽傷名 5.被害なし 6.不明		
住家被害	・全壊 ・大規模半壊 ・中規模半壊 ・半壊 ・準半壊 ・準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分			
氏名	続柄	生年月日	備考
		・ ・	
		・ ・	
		・ ・	
世帯構成		続柄	備考
備考欄		年月日	調査担当者
		年 月 日	_____



○ 罹災証明書交付申請書様式

年 月 日

(宛先) 柳井市長

罹災証明書交付申請書

災害により、次のとおり住家に被害が生じたので、罹災証明書の交付を申請します。  
また、以下の申請内容及び交付される罹災証明書の内容について市が被災者支援業務に利用することに同意します。

申請者	住所	TEL (       ) -
	(現在の連絡先)	TEL (       ) -
	ふりがな 氏名	
罹災場所	柳井市	
罹災状況	罹災日時	年 月 日 時 分頃
	罹災の原因	
	罹災の物件及び状況等	

※罹災証明は住家が対象です。

※被害の状況がわかる写真があれば添付してください。

# 罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
世帯構成員	

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害 の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
被害の状況	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年      月      日      柳井市長

○ 罹災証明書発行簿様式

罹 災 証 明 書 発 行 簿

発行番号及び年月日	罹災者住所・氏名	台帳番号	申請年月日	担当者
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				
第 年 月 日 号				

( )

○ 被災証明書（交付申請書）様式

第 年 月 日 号

被災証明書（交付申請書）

申請者	住所（所在地）		TEL（ ） -
	（現在の連絡先）		TEL（ ） -
	ふりがな 氏名（事業所名）		
被災場所	柳井市		
被災状況	被災日時	年 月 日 時 分頃	
	被災の原因		
	被災の物件及び状況等		

※二重線の枠内は申請者が記入してください。

被災程度	
------	--

上記のとおり相違ないことを証明します

年 月 日

柳井市長

○ 被災申立書様式

年 月 日

(宛先) 柳井市長

申立者 住 所  
氏 名

被 災 申 立 書

下記のとおり、被災したのでここに申し立てします。  
併せて、被災申立書を受け付けたことについて、証明をお願いします。

記

被災の日時	年 月 日 午前・午後 時
被災の場所	
被災の原因	
被災の内容	

-----  
上記の被災申立書を受け付けたことについて、事実相違ありません。

年 月 日

柳井市長